

平成 29 年度農協監査・事業利用実態調査における
農協等の監査費用に関する調査委託事業

調査報告書

平成 30 年 3 月

有限責任 あずさ監査法人

本報告書は、農林水産省の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本調査報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点及びそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である農林水産省に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

目次

1. 調査の背景・目的	1
2. 調査方法	1
(1) 調査対象組合の選定	3
(2) 公認会計士監査の監査時間の試算	5
① 監査時間の試算の方法	6
② 監査時間の試算の考え方	6
③ 個別の組合の監査時間の見積り方法	7
④ 気付事項に係る整理	10
(3) 中央会監査の監査時間の算出	11
① 監査実績時間の集計	11
② 区分別監査時間の算出	11
(4) 公認会計士監査の交通費等の実費の試算	12
① ステップ1：拠点の選定	12
② ステップ2：交通費等の算出	12
(5) 中央会監査の交通費等の実費の算出	13
(6) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算	13
(7) 留意事項	14
① 公認会計士監査制度に対する本調査の性質	14
② パイロットテストによる調査	14
③ 重要性の基準値	15
④ 制度移行に係る影響の調査という性質	15
3. 監査時間の調査結果と分析	17
(1) 監査時間の試算結果	18
(2) 監査時間に関する分析	20
① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析	20
② 農協の類型別でみた監査時間の分析	22
③ まとめ	32
4. 気付事項に係る整理	34
(1) 気付事項の類型別整理と分析	34

① 気付事項の種類	35
② 気付事項の種類の課題領域別の分布	45
③ 気付事項の事業・業務別分類分布	46
④ 気付事項に関する対応状況	47
(2) 気付事項に関するまとめ	47
(3) 監査費用低減策の追加提言	48
5. 監査費用を低減させるための提言	49
① 農協側で実施できる事項	50
② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）	55
③ 制度面での改善が考えられる事項	56
6. 低減策の効果を織り込んだ試算結果	58
① 「通常」ケース	60
② 「効率化①」ケース	60
③ 「効率化②」ケース	60
④ 「効率化③」ケース	61
⑤ 「増加」ケース	61
(参考情報) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算	62
7. 農協の監査に関する調査のまとめ	64
① 農協側で実施できる事項	65
② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）	65
③ 制度面での改善が考えられる事項	65
【農業協同組合連合会の監査時間の調査結果と分析】	67
8. 経済連の監査時間の調査結果と分析	68
(1) 経済連の監査の特徴	68
① 事業内容の多様性	68
② 取引先の多様性	69
③ 多数の拠点の分布	69
④ 販売事業における在庫リスク	69
⑤ 多数の直送取引	69
⑥ IT 統制の構築状況	70
(2) 監査時間の試算結果及び分析	70

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析	70
(3) 監査費用の低減策	72
① 気付事項の種類の領域別の分布	73
② 気付事項の事業別分類	74
(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果	75
① 「通常」ケース	75
② 「効率化①」ケース	75
③ 「効率化②」ケース	76
④ 「効率化③」ケース	76
⑤ 「増加」ケース	76
(参考情報) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算	77
9. 厚生連の監査時間の調査結果と分析	78
(1) 厚生連の監査の特徴	78
① 病院別の統制活動の相違	78
② 医療事業収益計上に関する固有の論点	79
③ 医療事業費用計上に関する固有の論点	79
④ 農協法施行規則により適用除外が容認される会計基準等	79
⑤ IT 全般統制の整備運用状況	80
(2) 監査時間の試算結果及び分析	80
① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析	80
(3) 監査費用の低減策	82
① 気付事項の種類	83
② 気付事項の種類の領域別の分布	84
③ 気付事項の事業別分類	84
(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果	85
① 「通常」ケース	86
② 「効率化①」ケース	86
③ 「効率化②」ケース	86
④ 「効率化③」ケース	86
⑤ 「増加」ケース	86
(参考情報) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算	87
10. 信連の監査時間の調査結果と分析	88
(1) 信連の監査の特徴	88
① 資金調達及び運用の構造	89

② 他の金融機関と比較した貯貸率.....	89
③ 法人向け事業資金の貸付け.....	89
④ 拠点の少なさ・各拠点における事業内容の同一性.....	89
⑤ IT 全般統制の整備運用状況.....	90
(2) 監査時間の試算結果及び分析.....	90
① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析.....	90
(3) 監査時間の低減策.....	92
(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果.....	92
① 「通常」ケース.....	93
② 「効率化①」ケース.....	93
③ 「効率化②」ケース.....	93
④ 「効率化③」ケース.....	93
⑤ 「増加」ケース.....	93
【交通費等の実費の調査結果と分析】.....	95
11. 交通費等の実費の調査結果と分析.....	96
(1) 交通費等の実費の調査結果.....	96
(2) 交通費等の実費に関する分析.....	97

注 1) 本報告書の内容についての理解を効率的に進めるための一助として、その章の冒頭に、その章の内容を簡潔に記載した（「本章の概要」）。

注 2) 本調査においては、農業協同組合連合会についての調査も行っているが、調査の対象数が限定的である（経済農業協同組合連合会、厚生農業協同組合連合会、信用農業協同組合連合会からそれぞれ 1 つ。合計 3 連合会。）ことに鑑み、その調査結果と分析については、農業協同組合のそれらと同列に論ずることを避け、巻末に記載した。

注 3) 本調査においては、交通費等の実費に関する調査も行っているが、平成 28 年度事業において、実務上は、交通費等の実費が報酬に対して追加的に請求されるかどうかは個別の契約次第であるとされていることに鑑み、その調査結果と分析は農業協同組合の監査時間に係る調査と同列にせず、巻末に記載した。

【別紙参考】

1. 調査の背景・目的

農業協同組合法の一部改正（平成27年9月4日公布）により、平成31年度から、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）（以下、農協及び連合会を総称して「組合」という。）に対する監査の制度は、これまでの全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）による監査（以下「中央会監査」という。）から、公認会計士による監査（以下「公認会計士監査」という。）に移行する。

現行の中央会監査の費用は、会員からの賦課金によって賄われているため、組合ごとの監査人日数（監査に要した人数×日数）や監査に要した費用は明らかになっていない。一方、組合において、これまで公認会計士監査が行われた例もほとんどない。このため、中央会監査から公認会計士監査への移行によって、監査人日数がどう変化し、組合の費用負担がどう変化するか、また、変化するとすればどのような要因によるかといった点が明らかでなく、制度移行に伴う組合の負担が明らかでない現状にあった。こうしたことから、「平成28年度農協監査・事業利用実態調査における農協の監査費用に関する調査委託事業」（以下「平成28年度事業」という。）では、農協に公認会計士監査を導入した場合の監査人日数等の試算と、現行の中央会監査の監査人日数等の算出を行い、制度移行に伴う農協の費用負担の変化とその要因を明らかにし、農協の費用負担を低減させるための対策が整理されたところである。

本調査では、平成28年度事業の調査結果も踏まえて、更に費用負担について調査を実施し、費用負担低減策を提言することにより、公認会計士監査への円滑な移行を図るものである。

2. 調査方法

<本章の概要>

- 平成 28 年度事業に引き続き、農協や連合会について、公認会計士監査の監査時間を試算し、また、中央会監査の監査時間を算出することにより、制度移行に伴う費用負担の変化とその要因を明らかにするとともに、費用負担低減策の提言を行った。
- 調査対象として、
 - ・ 農協については、広く各地域の農協における制度移行に向けた取組を促す観点から、平成 28 年度事業において調査対象とされた農協が所在する都道府県を除く都道府県に所在する農協を中心に 11 農協を選定した。
 - ・ 連合会については、経済農業協同組合連合会、厚生農業協同組合連合会、信用農業協同組合連合会からそれぞれ 1 連合会、計 3 連合会を選定した。
- 公認会計士監査の監査時間については、次に示す「通常」、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」、「増加」の 5 ケースについて試算した。

通常	組合側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、組合に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間。
効率化①	移行初年度までに、監査費用低減策が講じられ、その効果を織り込んだ場合に想定される初年度監査の監査時間。
効率化②	効率化①を前提とした制度移行後 2 年目に想定される監査時間。すなわち、制度移行後初年度の監査が終了し、監査を担当する公認会計士が継続して監査を受嘱した場合に、監査する公認会計士側と組合側の双方において、初年度で得た知識や経験を基に更に協力して効率化が進むことを想定した場合の監査時間。
効率化③	制度移行後 3 年が経過し、支店往査も一巡する等、監査業務が安定してきた場合に想定される監査時間。
増加	組合側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、組合に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

○ 中央会監査の監査時間は、中央会監査の監査概要書等の関係資料から、監査計画や往査に係る監査実績日数等を集計するとともに、全国中央会に対するヒアリングにより、残業時間や事務所での作業時間などの往査時間以外の時間を加算することにより算出した。

監査費用は「監査時間（A）×報酬単価（B）＋交通費等（C）」によって定まる。平成 28 年度事業の結果を踏まえた本調査の調査内容は次のように整理することができる。

平成 28 年度事業では、A の監査時間については、公認会計士監査と中央会監査の監査時間に係る分析を行い、低減策が提言されている。本調査においてもさらに継続した分析を行い、現地調査における監査時間の増減要因に係る事例的な整理を踏まえ、提言を行っている。

B の報酬単価については、実際には個別の契約によるところが大きいものの、全体的な傾向としては公認会計士監査と、中央会監査のどちらかに高低の偏りがある状況ではないとされている。これを受けて、本調査においては調査項目に含まれていない。

さらに、C の交通費等については、監査事務所の所在地によって差が生じているが、契約を含めて交通費などの精算に関する監査実務は様々であるため、個別の対応による低減が図られることが期待されるものとされている。本調査においては、組合の所在により交通費にばらつきがあるため、継続して調査対象としている。

具体的には、信用事業を実施している全国の農協から 11 農協を選定し（以下、当該選定された農協を「調査対象農協」という。また、連合会に関しては、3 連合会を調査対象とし（以下、調査対象として選定された農協と連合会を「調査対象組合」と総称する。）、調査対象組合に関して

(2) から (5) までに記載の監査時間の試算等に関する手続を実施するとともに、参考情報として提供するために (6) に記載の重要な業務プロセスの統合に係る監査時間の低減効果の試算を行い、それぞれの調査結果に対する分析を行った。

(1) 調査対象組合の選定

平成 28 年度事業では、農協に対する監査が公認会計士監査に移行した場合の監査費用負担の影響について、監査を受けることとなる全国の農協の特徴を反映し得るよう、

- ・ 調査対象の農協が全国から偏りなく選定されること
- ・ 農協の事業内容がその所在する地帯の特色等に応じて大きく異なる面があること

を考慮して、調査対象とする農協を選定の上、調査が行われた。その結果、公認会計士監査の監査時間は、地理的条件や経済事業規模、信用事業規模等との間の相関関係は弱いと分析された。このため、農協の所在地や事業規模等の要素を重視した選定を継続する意義は乏しいものと判断した。

一方、本調査の対象となる農協においては、一般に本調査への協力を通じて制度移行への意識が高まるものと考えられ、また、農林水産省との協議によれば、各都道府県域の農業協同組合中央会では監査制度移行に向けて、管内の農協における内部統制整備等の取組を支援しているとのことであり、本調査の対象となる農協から本調査の状況に係る情報を収集し、管内の他の農協へ向けて制度移行の取組を促進することも想定される。

こうしたことを踏まえ、調査対象農協は、農林水産省と協議の上、平成 29 年度において、改正前の農業協同組合法第 37 条の 2 第 1 項の規定により監査を受けることとなる農協（以下「監査対象農協」という。）から、平成 28 年度事業において調査対象とされた農協が所在する都道府県を除く都道府県に所在するものを中心として選定した。

また、本調査においては連合会も調査対象としている。調査対象の選定においては、農林水産省と協議の上、経済農業協同組合連同会（以下「経済連」という。）、厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）、信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）のそれぞれについて、平成 29 年度において、改正前の農業協同組合法第 37 条の 2 第 1 項の規定により監査を受けることとなる連合会のうち、それぞれ 1 連合会を調査対象として選定した。

調査対象農協（11 農協）の属性は、表 1 に記載したとおりである。なお、事業規模等の情報は、各農協が公表するディスクロージャー資料（平成 28 年度時点）等から入手した。

表 1. 調査対象農協一覧

調査対象農協	地帯	経済事業規模	信用事業規模
農協 1	2	3	2
農協 2	3	4	2
農協 3	4	2	2
農協 4	4	3	1
農協 5	4	3	2
農協 6	4	3	2
農協 7	4	4	1
農協 8	4	4	2
農協 9	4	4	3
農協 10	4	4	4
農協 11	4	4	4

(※ 1) 地帯は、以下の 4 類型とした（平成 28 年度事業と同様）。

区分 1：都市地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する都市計画で定める市街化区域の面積の比率が 80%以上のもの

区分 2：都市的農村地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する都市計画で定める市街化区域の面積の比率が 50%以上のもので、都市地帯に該当しない地帯

区分 3：中山間地地帯 地区内の全面積（山林、水面を除く。）に対する特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）の指定面積の比率が 80%以上のもの

区分 4：農村地帯 上記のいずれにも属さないもの

(※ 2) 経済事業規模は、各農協の販売事業の取扱高及び購買事業の取扱高の合計を、次の基準で 4 段階に区分した（平成 28 年度事業と同様）。

区分 1：販売・購買事業取扱高 50 億円未満

区分 2：販売・購買事業取扱高 50 億円以上 100 億円未満

区分 3：販売・購買事業取扱高 100 億円以上 200 億円未満

区分 4：販売・購買事業取扱高 200 億円以上

(※ 3) 信用事業規模は、各農協の貯金及び定期積金の合計残高（以下「貯金等残高」という。）を、次の基準で 4 段階に区分した（平成 28 年度事業と同様）。

区分 1：貯金等残高 200 億円以上 1,000 億円未満

区分 2：貯金等残高 1,000 億円以上 2,000 億円未満

区分 3：貯金等残高 2,000 億円以上 4,000 億円未満

区分 4：貯金等残高 4,000 億円以上

(2) 公認会計士監査の監査時間の試算

本調査では、監査人日数に関する調査・分析は、監査時間に関する調査・分析として展開する。

公認会計士監査の監査時間の試算をはじめとする本報告書の記述については、下記の囲み記事【公認会計士監査の考え方と本報告書において用いる用語について】にあるような、公認会計士監査の考え方や具体的な手法に関する一定の知識・理解を前提とするとともに、同じく【公認会計士監査の考え方と本報告書において用いる用語について】に記すとおり、本報告書特有の用語を用いていることに留意願いたい。

【公認会計士監査の考え方と本報告書において用いる用語について】

適正な財務諸表を作る第一義的な責任は経営者（監査を受ける側）にあり、公認会計士にはそれを監査する責任がある。これを**二重責任の原則**という。この原則を前提として、公認会計士の監査証明は、財務諸表に重要な虚偽表示がないことを検証し、監査意見を表明することで行われる。重要性に応じた検証であるため全ての細目に対して網羅的に監査を行う必要はない上に、監査の人員や時間は有限であるため、経済環境、被監査組織の特性などを勘案して、財務諸表の重要な虚偽表示に繋がるリスクのある項目に対して重点的、効果的に監査を行うこととなる（この手法を「**リスク・アプローチ**」という。）。

被監査組織が作成した財務諸表に重要な虚偽表示が存在するリスクが高いと、監査手続を強化する必要があるため監査時間は増えることとなる。このため、まず重要な虚偽表示の水準を決定したうえで、質的・量的なリスクを勘案の上、重要な勘定科目等を選定する。

この重要な勘定科目のリスク評価において、経済環境や事業・財務諸表項目の性質などから重要な虚偽表示が生じ易いと判断されることがある（このようなリスクを「**固有リスク**」という）。例えば、経済環境が悪化し、その影響を受けやすい事業において、市場価格の変動の激しい商品を扱っている場合などにおいては、棚卸資産の評価に関して評価損の計上漏れや評価金額を誤るリスクが高いと判断する場合も考えられる。

しかし、通常は、被監査組織において各種の業務が効果的・効率的に進められるよう

に、ミスが生じることを予防するか若しくは適時に発見・是正できる仕組み（このような仕組みを「**コントロール**」という。例えば、仕入先からの請求書を基に仕入伝票を起票する際に、起票者の上司などが、請求書を適切に仕入伝票に起票できているかを確認する統制手続等のことである。）が組み込まれたプロセスとなっている（このプロセスを「**内部統制**」という。また、この内部統制が有効に機能せずにミスが残るリスクを「**統制リスク**」という。）。適正な財務諸表の作成という目的においても、有効な内部統制が虚偽表示の発生を抑制することとなる。

監査人は、固有リスクと統制リスクを評価し、監査手続の水準を決定する。このため、これらの評価に係る時間も監査時間に含まれる。統制リスクの評価の最終段階ではサンプリング・テストの結果から母集団たる統制全体の推定を行う関係上、評価対象が同質な手順であることが前提となっており、業務ごとに評価が必要となる。本調査では、この業務の単位を「**業務プロセス**」と呼び、また、選定した重要な勘定科目の記帳までに必要となる業務プロセスを評価対象とし、「**重要な業務プロセス**」と呼んでいる。このうち、経済事業に係るものを「**重要な経済事業**」と呼び、農協の監査時間と相関する要素をより明瞭に示すこととした。

重要な業務プロセスの内部統制は、その整備状況を把握・評価し、監査上検証の対象とするコントロール（これを「**キーコントロール**」という。）を選定し、サンプリングにより運用のテストを実施することによって評価される。本調査では、重要な経済事業のキーコントロールの数が農協の公認会計士監査時間と最も強い相関を示していることが示されている。

※ 「業務プロセス」、「重要な業務プロセス」、「重要な経済事業」は、本報告書特有の用語。

① 監査時間の試算の方法

日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第 18 号「監査時間の見積りに関する研究報告」では、監査時間の見積技法は、大きく以下の 3 つに分類されるものとされている。

- ・ 「トップダウン見積り」：プロジェクト全体の規模から概算する方法
- ・ 「係数モデル見積り」：規模や工数を特定の係数を使用することにより算出する方法
- ・ 「ボトムアップ見積り」：工数毎のコストを積み上げる方法

同研究報告では、会計監査は原則として毎年反復的に業務が実施され、その範囲、手続、成果物などが概ね決まっているため、経験又は過去の実績を重視した「ボトムアップ見積り」が適しているとされており、実際の監査実務においても「ボトムアップ見積り」によることが一般的であると考えられることから、本調査においても、ボトムアップ見積りにより監査時間を見積もった。

② 監査時間の試算の考え方

通常、被監査組織に対して全く知見を有しない者が監査契約を受嘱することは考えにくい。

このため、本調査では、まず、組合に対して一定の知見を有する監査人が、初度監査としてこれを受嘱する場合（すなわち、当該組合に対する監査を初めて実施する場合）を想定した。また、監査を受ける側の組合については、一般的に期待され得る状況として、内部統制の整備及び運用に不備はなく、かつ、重要な虚偽表示もない場合を想定した。これらの想定の下に試算した監査時間を、「通常」ケースの試算値とした。

また、監査制度の移行までに、監査を実施する公認会計士側と監査を受ける組合側の双方において一定の取組を行うことによって、監査時間を低減させることも可能である。すなわち、公認会計士側において組合の監査に関して十分な知見を蓄えたり、組合側において監査上課題になると考えられる点を事前に改善したりすることにより、監査時間を低減させることができる（具体的な取組内容は、「5. 監査費用を低減させるための提言」P.49 参照。）。本調査では、この点を勘案し、制度移行までに一定の取組が実施された場合の初年度の監査時間も試算し、これを「効率化①」ケースとした。

さらに、一般的には、監査契約が継続すると、被監査組織及び監査人の双方の理解が進むため、相互に効率的に監査を遂行するための協力的な取組が行われ、監査時間は減少していく。このため、本調査では、このような効果も加味し、監査契約を締結して2年目として想定される監査時間を「効率化②」ケース、支所への往査等が一巡した後（通常3年が経過した後）として想定される監査時間を「効率化③」ケースとして、それぞれ試算した。

また、例えば、監査人が組合に関する知見を伴っていなかったり、組合が財務報告に係る内部統制の不備等を抱えていたりする場合には、「通常」ケースよりも監査時間は増加することも想定される。本調査では、このようなケースを「増加」ケースとして試算した（各ケースの前提条件については、「6. 低減策の効果を織り込んだ試算結果」P.58 参照。）。

③ 個別の組合の監査時間の見積り方法

本調査は、いわゆるパイロットテスト（予備調査）に基づいて監査時間の見積りを行っている。このパイロットテストは、一般的には、監査契約を締結する前に、その監査を受嘱することが監査人にとって適切かどうか等を判断するために実施する手続である。本調査においては、監査基準等に基づき、監査計画策定時に必要な質問や資料の閲覧等を実施し、監査計画から意見形成に至る監査上必要となる作業項目を洗い出し、これに必要な時間を積み上げることで、監査時間の見積りを得た。

パイロットテストにおける主な調査内容は、次のとおりである。

- ・ 事業内容、役員体制、財務状況、経営環境の把握
- ・ 支店や子会社を含む組織の把握
- ・ 内部統制の状況の把握
- ・ 経営者ディスカッションを通じた経営姿勢、監査に対する態度の把握
- ・ 勘定科目の内容及びリスクの把握
- ・ その他、監査報酬の見積りに必要な事項

調査に当たっては、組合長、理事長や監事、重要な業務の管理責任者へのヒアリング、現行の中央会監査を実施している全国中央会へのヒアリングを実施するとともに、ディスクロージャー資料や総代会資料、その他重要な業務プロセスの帳票等の閲覧の実施を含めた手続を実施した。

パイロットテストにより得られた情報を勘案して、以下の手順で監査時間を試算した。

i. ステップ 1

ディスクロージャー資料や総代会あるいは総会の資料、組合に対するヒアリングによる経営環境、事業内容、財務内容等の把握に加え、中央会監査の担当者に対するヒアリングによる監査の状況の把握に基づき、監査計画の策定に要する時間として、監査の基本方針の策定や財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価を行い文書化するための時間を見積もる。

ii. ステップ 2

重要性の基準値（財務諸表において重要であると判断する虚偽表示の金額）を決定し、この値を基礎として、各財務諸表項目に対する量的なリスクや質的なリスク等を勘案して、重要な勘定を選定する。

iii. ステップ 3

重要な勘定に関連する重要な業務プロセスを識別し、その業務プロセスについてヒアリングをしつつ、キーコントロールを選定する。統制リスクの評価に要する監査時間は、選定されたキーコントロールの数に応じた時間を計算し、さらに、各キーコントロールの評価に必要な文書化の時間を加算して算定する。また、IT に係る評価に関する見積りも、当法人内の IT 専門家と協議し、考慮する。

iv. ステップ 4

内部統制が有効であることを前提に、重要な勘定のリスクに応じた実証手続を想定し、その実施に必要な時間を見積もる。

v. ステップ 5

最終的な監査意見の形成や、監査報告の実施、これらの文書化に係る監査時間を試算する。

vi. ステップ 6

上記ステップ 1～5 の時間を合計し、公認会計士監査の監査時間の「通常」ケースにおける試算結果とする。

vii. ステップ 7

上記の各ステップにおいて計算した監査時間を基に、監査人の有する知見の程度や継続監査の効果等を考慮して「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」及び「増加」の各ケースの監査時間を試算する。

以上の手順で監査時間を試算するに当たり、留意した事項等について次に記載する。

- 監査時間の試算は、「監査計画」、「統制リスクの評価」、「実証手続」、「監査意見の形成等」の4区分で集計した。
- 「監査計画」の区分には、監査契約の締結、監査の基本的な方針の策定、個別の組合の事業や組織及びその経営環境の理解を通じた財務諸表全体の重要な虚偽表示リスクの評価、固有リスクの評価に加え、リスク評価手続の結果に対応する監査手続の立案や、立案された計画の審査等に関する監査時間が含まれる。
- 「統制リスクの評価」の区分には、主として、監査上の評価対象と識別された業務プロセスに関連する内部統制の整備状況の評価と、運用状況の評価に関する監査時間が含まれる。
- 「実証手続」の区分には、主として、上記により評価されたリスクを総合的に勘案した結果必要となる分析的実証手続や、実査、立会、証憑突合といった詳細テスト等の手続に関する監査時間が含まれる。
- 「監査意見の形成等」の区分には、実施した監査手続の結果を総括し、監査意見の表明に必要な監査事務所における審査や監査報告会、品質管理等への対応のほか、被監査組織から受ける各種の相談対応に関する時間が含まれる。
- 上記の各区分において実施される個別の手続の結果をレビューする時間、監査チーム内での情報共有の打ち合わせ等に係る時間、また、各段階で通常必要となる監事とのコミュニケーションに係る時間等は、それぞれの区分に含めている。
- 本来、「監査計画」の一環であるリスク評価手続のうち、内部統制の整備状況の評価に関しては、その概括的な把握に関連する部分のみを「監査計画」とし、整備及び運用状況を業務プロセスごとに評価する部分は「統制リスクの評価」に係る監査時間に含めた。これは、後者の部分は重要な業務プロセスに対する直接的な評価を含んでおり、同様の性質をもつ内部統制の運用状況の評価とともに統制リスクの評価としてまとめた方が被監査組織の特徴と監査時間の関係をより反映し、本調査の目的に適うと考えられるためである。
- また、財務諸表項目に対する実証手続に関して、詳細テストの実施内容、実施時期、実施範囲等に関する検討の一部は、「監査計画」の区分ではなく、「実証手続」の監査時間に含めている。これは、簡単な実証手続の見直しは、厳密には監査計画の範疇に含められるものだが、監査計画の修正は1年間を通じて随時実施され、軽度の手続の修正は其中で行われていることが多く、これらを明確に切り分けることは困難であるという実務的な面に配慮したものである。
- 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会研究報告第18号「監査時間の見積りに関する研究報告」では、監査上評価対象とした業務プロセスごとに時間を設定している。しかし、実際に監査手続を実施するに当たっては、そのプロセスに含まれる監査上依

拠できるキーコントロールによって大きく監査時間が変わることが想定されるため、キーコントロールを中心に監査時間を積み上げ、その他必要な時間を加算することで試算した。

- IT 全般統制の評価については、組合の全国統一システムや、都道府県単位の電算センターが運用するシステムのほか、個別に組合で利用されているシステムの状況などを参考に、当法人内の IT 専門家とも協議の上で、監査時間を試算した。具体的には、全国統一システム又は都道府県単位の統一システム（県域全体を地区とする農協（以下「県域農協」という。）を除く。）を利用している組合の場合には、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」¹（以下「86 号報告書」という。）に基づく保証報告書の利用を前提とし、それ以外の組合については、各組合単位で IT 統制の評価を行うことを想定した。
- 内部統制に重要な不備がなく、監査人がこれに依拠できることを前提とし、また、識別したキーコントロールの整備・運用状況も原則として良好であることを想定しつつも、パイロットテストにより判明した組合の状況に応じて、一部にテスト範囲の拡大や、補完的統制のテストが必要となる可能性があることも勘案して試算した。
- 「統制リスクの評価」に要する時間数は、組合の業態と内部統制の状況により大きく異なる。例えば、事業が多く存在する組合、過去に合併等を繰り返し、拠点が数多く存在する組合、また、IT アプリケーションシステムが複雑であったり、IT の全般統制の対象となる基盤が多く存在したりする組合では、特に慎重な見積りが必要となる。このような場合には、必要な監査時間を、その状況に応じて追加で見込んでいます。
- 往査拠点については、原則として、重要な事業に関連する重要な支店、支所等に対する 3 年間のローテーションを想定した。ただし、全ての拠点に対して 3 年間ローテーションを厳格に適用すると、手続が冗長になる場合もあるため、重要な事業ごとに 10 拠点を超えた場合には、監査チームが通常必要と考えられる水準を想定した。

④ 気付事項に係る整理

現地調査を実施する中で、公認会計士監査の監査費用負担の増加要因になると考えられる事項として気付いた事項を調査対象組合と共有した。この共有された事項を、本報告書では「気付事項」と呼ぶ。これを事例的に整理し、類型毎に取りまとめるとともに、類型毎の気付事項の数や増加すると見込まれる監査時間を試算した。その試算は、気付事項が何ら改善されずに公認会計士監査に移行した場合に追加的に必要となる監査手続等を想定し、その手続に要す

¹ 受託業務に係る内部統制の保証報告書は、公認会計士又は監査法人が、委託会社である被監査組織の財務報告に関連する業務を提供する受託会社の内部統制に関して、被監査組織とその監査人が利用するための報告書を提供する保証業務に関する実務上の指針を提供するものである。この保証報告書を利用することで、被監査組織の監査人は、日本公認会計士協会 監査基準委員会報告 402 の枠組みに従って、十分かつ適切な監査証拠を入手することができる。例えば、受託会社が複数の被監査組織に対してサービスを提供し、かつ、各被監査組織の監査人が受託会社の提供するサービスを財務報告に係る内部統制に関連するとして監査上評価の対象に含めた場合に、この報告書を複数の被監査組織の監査人がそれぞれ独自に評価する場合に比べて、監査時間が少なくて済むことが多い。

る時間を見積もることで実施した。ただし、同種の改善であっても、個々の状況により、効果は異なることが想定される上に、監査結果に拠らない検証であることから、改善によって見込まれる時間数を示すことはせず、類型ごとの平均値で影響の大きさを階層化して示すこととした。

さらに、調査対象組合に対し、気付事項について実際に改善する意向を有しているか確認し、気付事項の改善に取り組む組合数の傾向も収集した。組合が監査制度移行前に準備する際の目安として役立ててもらうことを想定したものである。

気付事項は、主として、「6. 低減策の効果を織り込んだ試算結果」（P.58）において示す「増加」ケース（※）を生じさせる原因となり得るものである。気付事項に係る状況が改善されれば、これに対応する監査時間の増加を抑制する効果を享受し得ることとなる。

※「増加ケース」：組合側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、組合に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

（３）中央会監査の監査時間の算出

① 監査実績時間の集計

全国中央会及び農林水産省の協力を得て、中央会監査の監査概要書等の関係資料の提供を受け、これらに記載されている監査計画や往査に係る監査実績日数等を集計した。また、これらの資料には、審査の時間や残業時間、事務所での作業時間など、往査以外の時間が反映されていないため、別途、全国中央会に対するヒアリングを実施し、残業時間や往査以外の時間を加算した。

② 区分別監査時間の算出

全国中央会の主な監査日程は、計画立案のための予備調査や、業務監査²及び内部統制の評価、期中の取引記録の検証手続、仮決算に関する実証手続を行う期中監査、期末の実証手続を実施する期末監査の別に集計されている。

本調査においては、公認会計士監査との比較可能性を確保する観点から、上記により集計された中央会監査の監査時間を、（２）で述べた公認会計士監査の監査時間の試算と同様に、「監査計画」、「統制リスクの評価」、「実証手続」、「監査意見の形成等」の４区分に配分した。その具体的な方法は次による。

- i. 「監査計画」には、もともと監査計画として集計されている時間の他に、中央会監査の関係資料に予備調査として記載されている時間を含めた。これは、中央会監査における予備調査が、公認会計士監査という監査計画を立案するための調査の目的で実施されているとのヒアリング結果に基づくものである。

² 中央会監査には、「財務諸表監査」と「業務監査」の２種類の監査があり、このうち「業務監査」とは、組合の組織・事業・経営について合目的性・合法性を確かめるために実施する監査のことをいう。

- ii. 「統制リスクの評価」には、主として内部統制の整備及び運用状況の評価に係る時間を含めた。また、全国中央会では、内部統制の整備又は運用状況の評価に関し、業務監査として実施している項目が多数あるが、このうち一部を除いて、ほとんどの項目が取引の検証に関連する手続であることから、原則として、ヒアリング結果に基づき、内部統制の有効性の評価もしくは期中取引の実証テストの監査時間として集計した。ただし、例えば、消防訓練の実施状況に関する手続のテストなど、業務監査の中には、組合の取引に係る内部統制の有効性の評価等とは関係しないものも含まれている。このような、純粋に業務監査として実施している一部の手続に係る監査時間は、全国中央会に対するヒアリングなどを通じて見積もり、算出過程において控除した。
- iii. 「実証手続」には、期末の実証手続に加えて、期中の取引記録の検証手続、仮決算に関する実証手続、業務監査として実施している手続のうち内部統制の有効性の評価等「統制リスクの評価」に含めた手続以外の部分を集計し、算出した。
- iv. 「監査意見の形成等」には、審査の時間に加え、ヒアリング等で確認できた品質管理に関する時間を含めた。

なお、残業や往査以外の時間に関して、上記の 4 区分のいずれかを特定できるものはその区分に含めたが、特定が困難なものは、各区分の監査時間に比例的に配分した。

（４）公認会計士監査の交通費等の実費の試算

（２）で試算した公認会計士監査の監査時間に対応する交通費等を試算した。

具体的には、以下のステップにより計算した。

① ステップ１：拠点の選定

監査計画で見積もった拠点数に応じた往査拠点を、次の要領に基づき設定した。

- 棚卸拠点は、重要な経済事業に関連し、かつ、重要な棚卸資産を有する事業拠点から選定した。
- 信用事業に関する拠点は、信用事業を実施している支店ないし複数の支店業務を統括している統括支店を、原則として 3 年間でローテーションすることを視野に入れて選定した。
- 経済事業等に関する拠点は、監査上の評価対象となった経済事業に関連する支店を最初の 3 年間でローテーションすることを視野に入れて選定した。
- 拠点数が多く、3 年間でローテーションすると一年あたりの往査拠点数が 10 拠点を超える場合には、監査チームが通常必要と考えられる水準を想定した（「（２）③個別の組合の監査時間の見積り方法」（P.7）参照）。

② ステップ２：交通費等の算出

- 往査の始点として、主な政令指定都市、都道府県庁所在地の 2 パターンを試算した。

- このうち、主な政令指定都市については、原則として、政令指定都市のうち直近の国勢調査において 100 万人以上の人口を有する都市とした。
- 都道府県庁所在地については、調査対象組合が所在する都道府県庁所在地の最も主要な駅を始点とした。
- 交通費の計算は、公共交通機関の利用を原則としつつも、往査拠点までの公共交通機関の利用が想定できない場合には、タクシーを利用することとした。ただし、タクシー料金が往復で 8 千円を超える場合には、レンタカーを利用することとした。
- なお、実際の公認会計士監査においては、被監査組織の監査対応者等が使用する車に同乗する場合や、監査人の自家用車を用いる場合、監査契約において交通費を個別に請求しない場合、交通費を定額で定める場合などがある。他方、本調査においては、試算した監査時間に基づく全ての往査に必要となる交通費等の実費を集計している。したがって、実務においては、上記の取扱いにより、タクシー等を利用せずに済む場合や、交通費等の全額を請求しない場合もあることから、本調査の結果は、あくまでも、被監査組織の担当者の車への同乗等はなく、かつ、実費の全額を請求するとした場合の試算値であることに留意が必要である。

（５）中央会監査の交通費等の実費の算出

調査対象組合毎に、全国中央会から、平成 28 年度の監査実績に係る交通費等の実費に関するデータ入手し、集計した。

具体的には、全国中央会及び農林水産省の協力を得て、調査票を調査対象組合の監査を担当する全国中央会に配布し、各監査部で調査したものを回収し、集計した。

（６）業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算

公認会計士監査においては、監査対象となる法人において業務プロセスの統合が具体的に計画されている場合を除き、通常、パイロットテストで業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の見積りは実施しないため、本調査では、調査対象組合の現状を想定して調査を実施している。しかし、組合によっては、より大きく監査時間を低減させることを目標とするケースも考えられる。例えば、重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一を強く推し進めることで異なる業務プロセスを統合することはその典型である。本調査においては、参考情報としてこのようなケースについても低減効果が見込める時間を試算することとした。

具体的には、調査対象拠点において識別した重要な業務プロセスについて、例えば品目の主要な管理方法などが同一であるにも関わらず、現状の業務手順が別個のものとされているために複数のものとして識別されている業務を、一つの業務として統合した場合、これに必要な監査手続を想定し、監査時間を見積もった結果を、統合前の手続に要する監査時間と比較した。

監査現場の個別の状況によって同じ内容の低減対策であっても、その効果は大きく異なる

ことも想定される上に、実際の監査の結果に拠らない検証であることから、試算結果の数字を表記することは却って混乱を招く可能性もある。このため、低減対策の時間数を示すことはせず、影響の大きさを階層化して示すこととした。

なお、本項目は、「６．低減策の効果を織り込んだ試算結果」の「効率化①」、「効率化②」及び「効率化③」の各ケースには考慮されていない点には留意されたい。

（７）留意事項

本調査の結果に関しては、以下の事項に留意が必要である。

① 公認会計士監査制度に対する本調査の性質

公認会計士は、財務諸表監査の職業的専門家であり、監査計画策定・監査手続の選択適用・監査意見の形成に至る一連の監査業務の内容は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を踏まえ、監査契約を受嘱した監査人自身の判断に基づき決定する。具体的には、農協や連合会という事業体、内外経営環境、重要性の基準値（下記③参照）、リスク評価、リスク対応など、監査を遂行する上で必要と認めた理解、検討、対応、帰結などのあり様は、それぞれの監査人の職業的専門家としての監査人の判断と責任において決定される。したがって、本調査に関して、外部有識者や調査を担当しない複数の公認会計士の意見も取り入れる等の工夫は行っているものの、上述のような監査業務が有する性格上、本調査の結果（調査の方針・具体的な調査方法・前提、調査結果としての監査時間・費用等の総体ないし内訳の水準など）は、唯一の解といった位置付けにはなり得ず、他の主体が調査を行えば、その内容及び結果は異なるものとなる可能性がある。

実際の監査実務では、各々の時点における監査環境、組合の内外の事業環境、事業の状況、内部統制の状況等を踏まえて、各監査人が職業的専門家として必要と認める監査時間等を判断することになるため、本調査における前提事項や調査結果の数値等が、現在及び将来にわたって実現すること等を保証するものではない。

また、監査契約締結、監査計画策定、監査手続の選択適用、監査意見の形成等、実際の監査遂行上のあらゆる局面において、本調査の結果は、監査主体・被監査主体に対して、何らかの拘束や制約条件を課すものではない。

② パイロットテストによる調査

本調査では、パイロットテストに基づいて監査時間を試算している。パイロットテストは、監査契約に先立って、概括的な情報を入手するために実施するものであり、入手した情報に対する検証手続などは実施していない。したがって、実際に監査を実施した場合には、パイロットテスト段階では把握されなかったリスクの判明等により、本調査の結果とは異なる監査時間となる可能性がある。総じて、本調査は、調査対象組合に対して監査手続を講じているものではなく、本調査を通じて、調査対象組合の財務報告の適正性についての意見や、内部統制の有効性等についての評価結果を述べるものでは一切ない。

さらに、監査の実施結果ではないため、上記（２）④気付事項に係る整理に関連して記載した４．気付事項に係る整理や（６）業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算に関連した６．低減策の効果を織り込んだ試算結果の（参考情報）の記載についても、実際に監査した場合に大きく異なる結果となる可能性があることに留意されたい。

（２）④に記載の気付事項はパイロットテストの過程で、あくまで、現地調査に赴いた者が、その現場で気付いて組合と共有した事項であり、組合について網羅的に状況を確認したものではなく、また、影響する金額等についても具体的に確認したものでもない。また、実務上、このようなものの改善を想定して監査時間を個別に見積もることが定着しているというものでもない。

（６）に記載の業務プロセスの統合の想定は、調査対象組合と実現可能性等について協議ないし合意をしたものではない。具体的にどのような統合が行われるかについても、調査主体が推定したものに過ぎず、組合側における実施可能性や、監査時間の低減効果に関する評価等を何ら保証するものではない。

③ 重要性の基準値

上記①に記載のとおり、公認会計士監査の一連のプロセスには、職業的専門家としての監査人・監査事務所等による判断が伴う。この点は、重要性の基準値の決定も同様である。

重要性の基準値とは、監査計画の策定時に決定した、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額（監査計画の策定後改訂した金額を含む。）をいい（日本公認会計士協会 監査基準委員会報告書 320 第 8 項（１））、通常、重要性の基準値を決定する際には、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用する。適切な指標の識別に影響を与える要因には、財務諸表の構成要素や、財務諸表の利用者が特に注目する傾向にある項目の有無、被監査組織のライフサイクルの特性及び被監査組織が属する産業や経済環境、被監査組織の所有構造と資金調達の方法など、多くの要素がある。また、選択した指標に関連する財務データには、予算値や実績値などがあり、その財務データに対して被監査組織の重要な変化や産業・経済の環境変化に応じて修正した値も含まれ、その指標に対して適用する割合の決定にも、職業的専門家としての判断を伴う。このように、重要性の基準値は、一意に決めることができる性質のものではなく、監査を担当する公認会計士が自らの職業的専門家としての責任において判断する性質のものである。実際には、監査人毎に判断される重要性の基準値の値には幅があり、その大小は監査時間に影響を与える。

なお、本調査では、全国中央会が採用している重要性の基準値の考え方を前提とした。

④ 制度移行に係る影響の調査という性質

本調査は、現行の中央会監査から公認会計士監査へ移行する際の影響を調査するもの

である。このため、制度移行の時点で通常想定される公認会計士監査の監査時間を試算している。具体的には、次の事項を想定している。

公認会計士監査において依拠すると考えられる内部統制が有効であることを前提とする。内部統制の有効性の評価結果は、実証手続の内容、実施時期、実施範囲に影響を与えるが、本調査は質問・資料閲覧を中心とするパイロットテストに基づいており、内部統制の有効性の評価手続を実施していない。ただし、パイロットテストの結果で、内部統制の不備に関する情報を得て、追加的に手続を実施することで依拠できると想定されるものが認められた場合には、試算の過程で当該追加的な手続に要する時間を考慮した上で、当該内部統制は機能し得るものとした。なお、そもそも有効な統制プロセスが確認できなかった場合は、監査時間の増加として試算結果に織り込んでいる。

また、監査制度の移行に伴う一般的な影響について言及する本調査の趣旨を踏まえ、重要な虚偽表示、重要な不正事案、継続組合の前提に係る重要な疑義³等、重要な懸念事項は存在しないという前提を置いている。

³ 「継続組合の前提」とは、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提のことをいう。財務諸表は、一般に公正妥当と認められる会計の基準ないしは会計の慣行に準拠して作成される。例えば貸借対照表に計上されている資産は、通常、将来の継続的な事業活動において回収されることが予定されているなど、会計の基準等は、継続組合の前提を基礎とすると解されている。継続組合の前提に重要な疑義が生じるような事実又は状況が存在すると判断される場合には、監査人は、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断するとともに、財務諸表の表示を検討する責任を有している。監査人は、組合の存続そのものに保証を与える責任は有していないものの、その際、場合によっては、継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する十分な監査証拠が入手できず、監査意見に影響することも想定され得るため、特別に慎重な検討が必要とされ、多くの監査資源を要することがある。

3. 監査時間の調査結果と分析

<本章の概要>

- 調査対象 11 農協のうち、その中央会監査の監査時間について公認会計士監査の監査時間と比較可能な調査結果を得られた 7 農協を対象として比較・分析を行うこととした。なお、比較・分析の対象から除外した 4 農協も、公認会計士監査の監査時間については、その事業規模等に照らして特異な試算結果とはなっていない。

- この 7 農協について、中央会監査と比較した場合の公認会計士監査の監査時間の増減要因は次のように分析された。

(増加要因)

- a. 農協に対する監査において、公認会計士監査が制度として新たに導入されることから、農協に対する監査経験や習熟を伴う中央会監査と比較すると、公認会計士監査は農協に対する監査に関して、必要な理解、検討、対応の時間を要するところがあるとともに、特に初年度は監査調書等の文書化の時間も要する。
- b. 農協側においては、公認会計士監査への対応が初めてとなるため、資料の準備や質問事項への回答などに時間を要するところがある。
- c. 公認会計士監査のリスク・アプローチの枠組みにおいては、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、統制リスクの評価に係る時間を要するところがある。
- d. 公認会計士監査では、監査契約を毎年締結する等、固有の手続が必要となる。
- e. 公認会計士監査で求められる品質管理の要求に応えるための監査時間が必要となる。

(減少要因)

- f. 公認会計士監査のリスク・アプローチにおいては、統制リスクの評価等を通じて、リスクの程度に応じた実証手続を講じることから、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、実証手続に要する監査時間（あるいは監査時間割合）は概して減少する。

- また、公認会計士監査の監査時間については、重要な経済事業の数やそのキーコントロールの数との間に一定の相関関係があることが見られた。

一方、中央会監査の監査時間については、重要な経済事業の数、キーコントロールの数、経済事業規模や信用事業規模などとの間に相関関係は見られず、中央会監査の監査時間がどのような要因により増減するのか、本調査では明らかにできなかった。

(1) 監査時間の試算結果

調査対象として選定した 11 農協に関する公認会計士監査の監査時間（「通常」ケース（※））の試算結果と中央会監査の監査時間を比較すると、表 2 のとおりである。

※「通常」ケース：農協側において、識別された内部統制の整備・運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間

表 2. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間

農協名	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	A 公認会計 士監査	B 中央会 監査	差異率 (A-B)/B
農協 1	2	3	2	1,539	969	58.8%
農協 2	3	4	2	1,832	1,179	55.4%
農協 3	4	2	2	1,496	834	79.4%
農協 4	4	3	1	1,416	737	92.1%
農協 5	4	3	2	1,497	1,203	24.4%
農協 6	4	3	2	1,474	826	78.5%
農協 7	4	4	1	2,047	1,333	53.6%
農協 8	4	4	2	1,391	1,140	22.0%
農協 9	4	4	3	1,505	1,431	5.2%
農協 10	4	4	4	2,205	2,116	4.2%
農協 11	4	4	4	3,918	2,827	38.6%

このうち、農協 1、農協 3、農協 4、農協 6 については、本調査では中央会監査の監査時間が一見して、他の調査対象農協の中央会監査の監査時間より著しく少ない試算結果となっている。平成 28 年度事業においては、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較分析精度を高めるため、調査対象農協のうち、経済事業規模及び信用事業規模が同一事業規模の農協の中央会監査の監査時間が他の調査対象農協と比較して著しく少ない試算結果となった農協については、監査時間の比較分析対象から除外した。本調査においても、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較分析精度を高めることを目的とし、調査対象農協に関する、経済事業規模区分別・信用事業規模区分別の中央会監査の監査時間の平均値⁴との比較表を表 3 に示し分析を行った。

⁴ 他の調査対象農協より中央会監査の監査時間が一見して著しく少ない（1,000 時間未満）農協を除いた上で、平均値の精度を向上させるため平成 28 年度事業の比較分析対象農協（公認会計士監査の監査時間と中央会監査の監査時間とを比較することができた 23 農協）に係る中央会監査の監査時間を含めて算定する。

表 3. 経済事業規模区分別・信用事業規模区分別の中央会監査の監査時間の平均

農協名	中央会 監査時間	経済事業規模別			信用事業規模別		
		区分	同規模区 分平均値	差異率	区分	同規模区 分平均値	差異率
農協 1	969	3	1,247.5	-28.7%	2	1,254.5	-29.5%
農協 2	1,179	4	1,752.4	-48.6%	2	1,254.5	-6.4%
農協 3	834	2	1,315.8	-57.8%	2	1,254.5	-50.4%
農協 4	737	3	1,247.5	-69.3%	1	1,120.7	-52.1%
農協 5	1,203	3	1,247.5	-3.7%	2	1,254.5	-4.3%
農協 6	826	3	1,247.5	-51.0%	2	1,254.5	-51.9%
農協 7	1,333	4	1,752.4	-31.5%	1	1,120.7	15.9%
農協 8	1,140	4	1,752.4	-53.7%	2	1,254.5	-10.0%
農協 9	1,431	4	1,752.4	-22.5%	3	1,269.4	11.3%
農協 1 0	2,116	4	1,752.4	17.2%	4	2,340.6	-10.6%
農協 1 1	2,827	4	1,752.4	38.0%	4	2,340.6	17.2%

表 3 より、調査対象農協の中央会監査の監査時間について、経済事業規模区分及び信用事業規模区分が同区分の監査時間平均値と比較した結果、農協 1、農協 3、農協 4、農協 6 が両事業規模区分とも 2 割以上少なくなっていることが分かる。これら 4 農協の中央会監査においては、内部統制の整備・運用に関する改善指導や、会計処理の相談、電算センターから入手した財務データの加工分析等、通常、監査において必要となる作業が、経営指導担当部局の実施する内容に含まれているといった特別な事情も確認されなかった。この点、中央会の体制なども含めたより広範な観点からの検証の必要性も考えられるが、そのような検証は本調査の範疇を超えている。

このため、本調査では、これら 4 農協の中央会監査の監査時間については、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、引き続き検証が必要であることを述べるにとどめ、公認会計士監査と比較可能な調査結果が得られなかったものとして、以下で展開する公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較分析の対象からは除外することとした。

以上により、これより先では、調査対象とした 11 農協から上記の 4 農協を除いた 7 農協を対象として、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の比較・分析を行うこととする。

なお、比較・分析の対象から除外した 4 農協も、公認会計士監査の監査時間については、他の 7 農協と同様の考え方に基つき試算したものであり、その事業規模等に照らして特異な試算結果とはなっていない⁵ことに留意が必要である。

⁵ 表 2 に記載のとおり、比較・分析の対象から除外した 4 農協の公認会計士監査の監査時間は 1,416 時間から 1,539 時間の範囲にあり、他の 7 農協のうち県域農協と事業規模が同水準の農協（農協 1 0 及び農協 1 1）を除いた監査時間（1,391 時間から 2,047 時間）の範囲内に収まっている。

(2) 監査時間に関する分析

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析

分析対象の7農協について、公認会計士監査の「通常」ケースの監査時間と中央会監査の監査時間の平均値をまとめた結果を、表4に示す。

表4. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間の平均

	監査時間				
		監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見の 形成
公認会計士監査（通常）	2,056.4	192.9	779.7	924.6	159.3
中央会監査	1,604.1	176.7	490.6	817.1	119.7
差異	452.3	16.2	289.1	107.5	39.6

i. 全体的な差異の要因

「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、公認会計士監査が初度監査という前提の下で試算している。中央会監査の担当者は、農協及びその事業に関する知識や監査上のポイントなどに習熟していると想定されるのに対して、（法定監査としての農協の公認会計士監査が新たに導入されることから）公認会計士は、農協監査に係る実務経験が少ないこと等を背景に、重要な勘定科目のリスク評価や、各種業務プロセスの内部統制の整備運用状況の評価に際して、慎重な検討を行うこと等が想定される。

また、監査を受ける農協側も、公認会計士監査で依頼される新たな資料や質問への対応などが必要となることも想定される。

このような状況は、「通常」ケースにおける公認会計士監査の監査時間が、中央会監査と比較して増加する要因になると考えられる。また、当該増加要因は、監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成といった一巡の過程において想定され得る。

ii. 監査計画・統制リスク評価・実証手続の時間増加の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、監査計画・統制リスクの評価・実証手続の監査時間が増加している。

これは、i. 全体的な差異の要因に記載したとおり、全般的に公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間より増加する傾向を反映した結果と考えられる。一方で、監査時間の内訳の構成割合については、公認会計士監査は中央会監査よりも、統制リスクの評価時間の割合が高く、実証手続時間の割合が低い傾向にある。これは、公認会計士監査では、リスク・アプローチの枠組みが導入されてから既に相当の期間が経過しており、内部統制評価に関する枠組みが監査実務に浸透している一方で、中央会監査では、現

在、リスク・アプローチの徹底・高度化を継続的に図っている状況にあり、相対的に実証手続時間の割合が大きくなっていることが背景にあると考えられる。また、中央会監査においては、監査対象となる本決算の財務諸表に加えて、中間仮決算時点の財務諸表に対する手続等を実施する場合があることなども、実証手続割合が相対的に大きくなる背景にあると考えられる。全国中央会へのヒアリングによれば、中央会監査は、業務監査により不正などへの対応をしている面があるとのことであり、例えば、業務の改善状況について取引記録や勘定残高を検証することにより、不正の兆候の有無の検出等を視野に入れた実証手続の設計が含まれているとも考えられる。なお、「2. (3) 中央会監査の監査時間の算出」(P.12)でも述べたとおり、本調査においては、平成28年度事業と同様に、業務監査として実施している時間のうち、勘定科目や取引記録の検証に関連する手続に係る時間は、中央会監査の会計監査の時間に含めている。

公認会計士監査の前提となるリスク・アプローチにおいては、リスクの評価手続と、リスクに応じた実証手続に関する監査計画の立案が必要になるが、特に初年度においては、事業、事業環境、勘定科目の特性、業務プロセス、内部統制、キーコントロール等の把握、実証手続の実施方法の検討等と、監査調書としての一からの文書化等の対応も必要と考えられる。また、公認会計士監査を受ける農協側においても、監査に係る質問回答や資料準備、整理、提供、説明等の対応が必要と考えられる。このような点は、公認会計士監査における監査計画・統制リスクの評価・実証手続に関する監査時間が、中央会監査に比べて増加する要因になると考えられる。

他方、リスク・アプローチにおいては、リスク評価・対応としての内部統制の整備・運用状況の評価手続を相応の監査資源をもって講じた結果として、例えば、リスクが低いと判断した勘定科目や領域については、当該リスクに応じた実証手続を講じることができる。このような公認会計士監査のあり方は、中央会監査に比して、実証手続の監査時間（あるいは監査時間割合）が減少する要因になると考えられる。

また、公認会計士監査では、監査人と被監査組織の間で契約を行い、毎期の契約更新手続も必要となる。これには、契約書の作成など事務的な対応に限らず、監査契約に係るリスク等の検討を通じて契約受嘱の可否を判断する手続等を含む。この点、中央会監査と比較した場合、公認会計士監査の監査時間の増加要因となると考えられる。

iii. 監査意見の形成の時間増加の要因

本調査の公認会計士監査の監査時間の試算においては、品質管理に関する時間は、監査意見の形成の時間に含めている。日本公認会計士協会や金融庁などの外部検査を念頭に、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して、リスク評価・対応手続の設計と実施、監査調書の文書化などを含めた諸対応の検討、上位者のレビュー手続など、品質管理に係る時間が、これに含まれる。このため、監査意見の形成に係る公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間に比して大きく試算された。

また、公認会計士監査において、会計上の懸案事項に関する農協からの相談対応に要すると見積られる時間や、会計基準等の改正などに適時に対応するための時間も、監査意見の形成の時間に含めた。他方、全国中央会には、監査担当部局以外に経営指導担当部局が行う経営指導の一環で、会計・税務を含んだ各種の改正等について示すとともに、農協からの相談を受ける業務があるが、これに係る時間の集計・見積りが困難なことから、本調査においては、中央会監査の監査時間にはこれを織り込んでおらず、このことも、公認会計士監査と中央会監査を比較した際の乖離の一因になっていると考えられる。

iv. 監査時間の増減要因の整理

上記を踏まえると、中央会監査の監査時間と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な増加要因は、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、以下のとおりまとめることができる。

- a. 農協に対する監査について、公認会計士監査が制度として新たに導入されることから、監査経験や習熟を伴う中央会監査と比較すると、公認会計士監査は必要な理解、検討、対応の時間を要する面があるとともに、特に初年度は監査調書等の文書化の時間も要する。
- b. 農協側においては、公認会計士監査への対応が初めてとなるため、資料の準備や質問事項への回答などに時間を要する面がある。
- c. 公認会計士監査のリスク・アプローチの枠組みにおいては、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、統制リスクの評価に係る時間を要する面がある。
- d. 公認会計士監査では、監査契約を毎年締結する等、固有の手続が必要となる。
- e. 公認会計士監査で求められる品質管理の要求に応えるための監査時間が必要となる。

また、中央会監査の監査時間と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な減少要因も、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、以下のとおりまとめることができる。

- f. 公認会計士監査のリスク・アプローチにおいては、統制リスクの評価等を通じて、リスクの程度に応じた実証手続を講じることから、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、実証手続に要する監査時間（あるいは監査時間割合）は概して減少する。

② 農協の類型別でみた監査時間の分析

次に、農協の所在する地帯や、経済事業規模・信用事業規模に着目して、公認会計士監査の監査時間を比較分析する。

なお、「2（1）調査対象組合の選定」（P. 3）において記述したとおり、平成 28 年度

事業の調査結果において、公認会計士監査の監査時間は、農協の所在地の地理的条件や事業規模等との相関関係は弱いとされたところであるが、同様の状況であることを確認することも考えて本調査においても、平成 28 年度事業と同様の分析を行ったものである。

i. 地帯別の比較

表 5. 農協の事業規模及び監査時間の地帯別比較

(県域農協と事業規模が同水準の農協⁶を除く)

地帯区分	経済事業規模 区分の平均	信用事業規模 区分の平均	重要な経済 事業の数	公認会計士 監査の時間	中央会監査の 監査時間
中山間地	4.0	2.0	11.0	1,832.0	1,179.0
農村	3.8	2.0	9.0	1,610.0	1,276.8

まず、地帯別の比較分析に当たって、県域農協と事業規模が同水準の農協は事業規模・監査時間ともに突出しており、これらを含めて平均値を算出すると地帯別の監査時間の傾向を把握することが困難になるため、当該農協を除いた平均値で分析を行うこととした。

その上で、信用事業は全ての農協で共通して重要性があるため、比較・分析に当たっては信用事業規模を加味することとした。また、経済事業については、その規模はもとより、各農協で実施している事業の内容やその種類等に応じて監査時間に相応の違いが出ることが想定されるため、重要な経済事業の数も比較分析の指標に入れた。

以上より、信用事業の規模、経済事業の規模、監査上の評価対象となる重要な経済事業の数との関係に着目しつつ、公認会計士監査及び中央会監査の監査時間がどのように変化するかについて、地帯別に分析した。

公認会計士監査の監査時間については、中山間地地帯が農村地帯より大きい一方で、中央会監査の監査時間については、農村地帯が中山間地地帯より大きい結果が得られた。

これに対して、平成 28 年度事業においては、以下の結果が得られている。

- ・ 公認会計士監査の監査時間は、結果として都市的農村地帯、農村地帯、中山間地帯、都市地帯の順に減少していく傾向となったが、各地帯の地理的条件によって、公認会計士監査の監査時間が影響を受けているというよりも、それらの条件を遠因としつつ、重要な経済事業の数及び経済事業規模を主な要因として、監査時間に影響すると考えられる。
- ・ 中央会監査の監査時間は、公認会計士監査の監査時間に比べると、信用事業規模

⁶ 詳細は（２）②ivにおいて述べており、経済事業規模区分と信用事業規模区分が県域農協と同一であり、複数の会計単位・業務処理統一化途上等の特徴をもつ農協のことを言う。

の影響をより受けている可能性を読み取ることができる。

平成 28 年度事業の調査結果と本調査結果の中山間地地帯・農村地帯の公認会計士監査に係る監査時間の関係は逆転している。また、信用事業規模区分の平均は全対象農協が同一区分であったため、本調査においては、中央会監査に係る信用事業規模の影響についても、地帯別区分平均から考察することはできない。

一方で、本調査における公認会計士監査の監査時間においては、経済事業規模及び重要な経済事業の数の平均値の大きい中山間地地帯の監査時間が大きく試算されており、この点については、「（２）②v.重要な経済事業と監査時間の関係」において分析を行っている。

ii. 経済事業規模別の比較

表 6. 同一信用事業規模内での経済事業規模の違いによる監査時間
(県域農協と事業規模が同水準の農協を除く)

信用事業規模 区分	経済事業規模 区分	農協数	重要な経済 事業の数	公認会計士監査の 監査時間	中央会監査の 監査時間
区分 1	4	1	15.0	2,047.0	1,333.0
小計・平均		1	15.0	2,047.0	1,333.0
区分 2	3	1	7.0	1,497.0	1,203.0
	4	2	7.5	1,611.5	1,159.5
小計・平均		3	7.3	1,573.3	1,174.0
区分 3	4	1	10.0	1,505.0	1,431.0
小計・平均		1	10.0	1,505.0	1,431.0
総計		5	9.4	1,654.4	1,257.2

同一の信用事業規模の区分内で、経済事業規模によって監査時間を比較した結果を、上記表 6 に示した。

信用事業規模区分 2 において、経済事業規模区分 3 と 4 を比較すると、公認会計士監査の監査時間については、経済事業規模区分 4 の農協の方が同区分 3 の農協よりも大きくなっているが、前者の方が重要な経済事業の数が大きいことがその背景にあると見られる。一方で、中央会監査の監査時間については、経済事業規模区分 3 の農協の方が同区分 4 の農協よりも大きくなっている。

これに対して、平成 28 年度事業においては、次の分析結果が得られている。

- ・ 公認会計士監査の監査時間は、経済事業規模よりも重要な経済事業の数の方がより相関性が強い。全体的には、経済事業規模が大きいほうが重要な経済事業の数が大

きい傾向が見受けられるが、有している事業の多様性や監査上の重要性の基準値などの影響を受けて、必ずしもその関係があるわけではない。

- ・ 中央会監査の監査時間は、経済事業の規模や、重要な経済事業の数が公認会計士監査の場合のように強い決定要因とはなっていない。

以上から、経済事業規模別の比較に関しては、平成 28 年度事業と本調査において同じ傾向の結果が得られたと言える。

iii. 信用事業規模別の比較

表 7. 同一経済事業規模内での信用事業規模の違いによる監査時間
(県域農協と事業規模が同水準の農協を除く)

経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	農協数	重要な経済 事業の数	公認会計士の 監査時間	中央会監査の 監査時間
区分 3	2	1	7.0	1,497.0	1,203.0
小計・平均		1	7.0	1,497.0	1,203.0
区分 4	1	1	15.0	2,047.0	1,333.0
	2	2	7.5	1,611.5	1,159.5
	3	1	10.0	1,505.0	1,431.0
小計・平均		4	10.0	1,693.8	1,270.8
総計		5	9.4	1,654.4	1,257.2

同一の経済事業規模の区分内で、信用事業規模によって監査時間を比較した結果を、上記表 7 に示した。

経済事業規模区分 4 において、信用事業規模によって公認会計士監査の監査時間を比較したところ、信用事業規模と監査時間の間に相関性は確認できなかった。また、中央会監査の監査時間についても、同区分において、信用事業規模と監査時間との間に相関性は確認できなかった。したがって、必ずしも信用事業規模区分が大きくなるにつれて監査時間が増加するという関係にもないことが見て取れる。

これに対して、平成 28 年度事業では、次の分析結果が得られている。

- ・ 公認会計士監査の監査時間は、信用事業規模と監査時間の間に相関性は確認できなかった。
- ・ 中央会監査の監査時間は、公認会計士監査との比較においてやや信用事業規模の影響を受ける傾向がうかがえるものの、信用事業規模が大きくなるにつれて監査時間が増加するという関係にはない。

以上より、公認会計士監査の監査時間は信用事業規模を主たる要因として増減するとは言えないということが確認できる。また、中央会監査の監査時間については、平成 28 年度事業の調査結果と共通する結論が得られなかった。

iv. 県域農協と事業規模が同水準の農協

今回の調査における農協 10 及び農協 11 の 2 つの農協は、県域農協ではないが、平成 28 年度事業において調査対象となった県域農協と経済事業区分及び信用事業区分が同一の区分であり、これらの事業規模が県域農協と同水準にあると言える。平成 28 年度事業において、県域農協は、取引・残高規模が大きく、多数の拠点、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスといった点を背景に、他の調査対象農協と比較して、監査時間が増加することが示された。そこで、農協 10 及び農協 11 について、監査時間の特徴を分析するため、平成 28 年度事業と同様に、これらの農協について、地帯区分が同一の他の農協の平均値と比較した結果を、表 8 に示す。

表 8. 県域農協と事業規模が同水準の農協と同地帯区分平均との比較

農協	農協 10	農協 11	同地帯区分の 他農協の平均
地帯区分	4	4	4
経済事業規模区分	4.0	4.0	3.3
信用事業規模区分	4.0	4.0	1.9
重要な経済事業の数	8.0	18.0	8.4
キーコントロールの数	35.0	71.0	31.9
監査時間合計（時間）	2,205.0	3,918.0	1,546.6
監査計画（時間）	193.0	242.0	177.7
統制リスクの評価（時間）	849.0	1,618.0	566.6
実証手続（時間）	1,008.0	1,873.0	647.3
監査意見の形成等（時間）	155.0	185.0	155.0

○農協 10 及び農協 11 の特徴に起因する監査時間の増加

農協 10 及び農協 11 は、経済事業規模、信用事業規模を地帯区分が同一の他農協の平均値と比較すると、地帯区分が同一の他の農協の平均値より大きいことが分かる。また、重要な経済事業の数も地帯区分が同一の農協の平均値より大きい。結果として、農協 10 及び農協 11 に係る公認会計士監査の監査時間は、同地帯区分の他の農協と比較して大幅に増加している。

農協 10 は、重要な経済事業の数が 8 あり、平均値の 8.4 を若干下回り、組合員数（正組合員数・准組合員数の合計。以下同じ。）は県内における組合員数全体のうちの 35%を占める程度であるが、管内面積や施設数は平成 28 年度事業において調査対象となった県域農協を上回っており、県域農協に類する水準にあると考えられる。また、農協 10 は、複数の農協が合併してできたものであり、調査時点で合併から年数を経過しておらず、未だ多くの業務プロセスが統一化の途上にあるとのヒアリング結果を得ている。合併以前の複数の農協において運用されていた業務プロセスに係る内部統制について、異なる内部統制として評価することや、証憑類の保存の状況等も合併以前の農協毎に異なり、他の調査対象農協より実証手続により多くの時間を要することが公認会計士監査の監査時間の増加要因となっているものと考えられる。

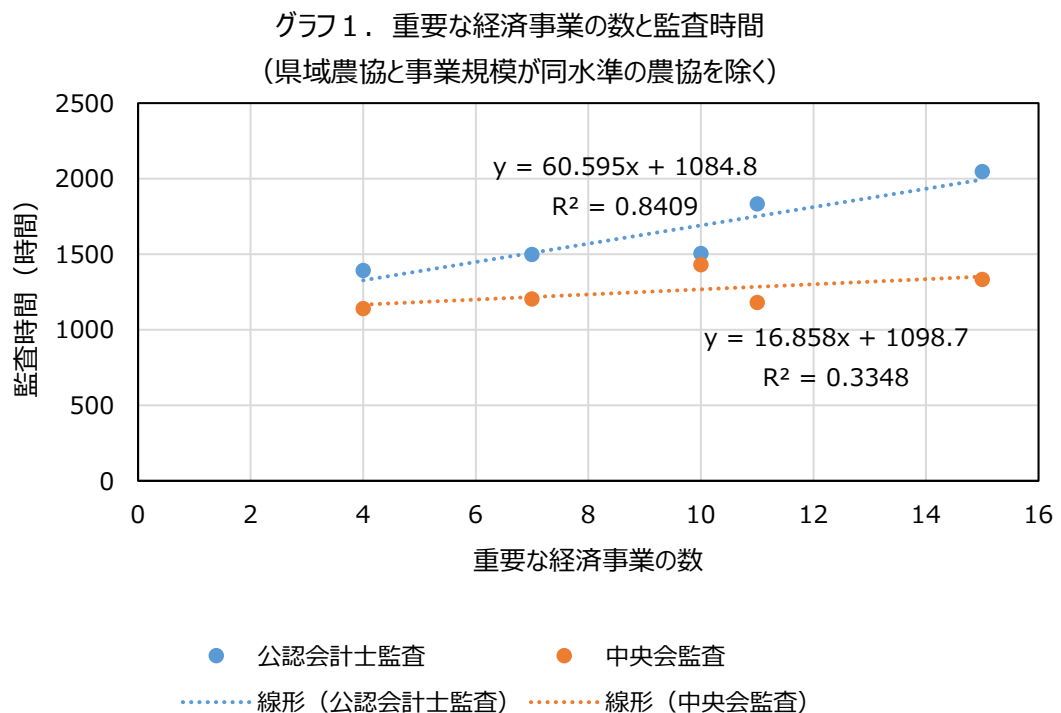
農協 11 は、重要な経済事業の数が 18 あり、平均値の 8.4 と比較しても多いことに加えて、組合員数が県内における組合員数全体のうちの 70%超を占め、管内面積や施設数は、平成 28 年度事業において調査対象となった県域農協よりも大きく、重要な経済事業の数・種類・規模ともに、県域農協と同等の業容となっている。したがって、農協 11 は、取引・残高規模が大きく、多数の拠点、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスといった点が、公認会計士監査の監査時間の増加要因となっているものと考えられる。

以上、農協 10 及び農協 11 では、取引・残高規模が大きい、拠点が多数、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスといった点を背景に、平成 28 年度事業において調査対象となった県域農協と同様に、他の調査対象農協と比較して、公認会計士監査の監査時間が増加することが想定される。

v. 重要な経済事業と監査時間の関係

i から iii までの分析結果により、公認会計士監査の監査時間と重要な経済事業の数との間に関係があることが指摘された。平成 28 年度事業において、重要な経済事業の数と監査時間の関係を分析した結果、中央会監査の監査時間は相関関係を確認できなかったが、公認会計士監査の監査時間との間には一定の相関関係が確認された。さらに、一般に経済事業といってもその複雑性により監査時間が増減するため、経済事業の複雑性は、リスク・アプローチ監査において監査時間に影響を及ぼすと考えられる。平成 28 年度事業においては、経済事業に含まれるキーコントロールの数と公認会計士監査の監査時間との関係が分析されており、結果的に、重要な経済事業の数よりもキーコントロールの数の方が、公認会計士監査の監査時間との間により強い相関関係を有しているという結果が得られている。そこで、本調査においても、上記の結論が成立するかどうか、以下のとおり検証を行った。なお、i から iii までと同様の理由から、県域農協と事業規模が同水準にある農協 10 と農協 11 は、以下の分析で用いたデータから除外している。

○重要な経済事業の数と監査時間の関係



グラフ 1 は、公認会計士監査と中央会監査それぞれについて、重要な経済事業の数と監査時間の関係を表したものである⁷。このグラフから、公認会計士監査については、重要

⁷ 中央会監査については、公認会計士監査において識別された重要な経済事業の数との関係を図示している。

な経済事業の数と監査時間の間の最小二乗法による相関係数が 0.841 となっており、両者の間に一定の相関関係がみられることが分かる。他方、中央会監査については、相関係数が 0.335 と、重要な経済事業の数と監査時間の間に相関関係は見られない。

公認会計士監査において、重要な経済事業の数が増えるほど監査時間が増加する傾向にあるのは、リスク・アプローチが高度に実施されていることによる。即ち、リスク・アプローチ監査では、重要な経済事業の数が増えるに伴って、内部統制の評価や、取引記録、勘定残高等に関する実証手続に必要な時間も増えるためである。他方、中央会監査では、監査時間と重要な経済事業の数との間に明確な関係が見られないが、これは、中央会監査がリスク・アプローチの徹底・高度化の途上にあり、公認会計士監査と比較して、実証手続に重きを置いた設計がなされていることが背景にあることによるものと考えられる。

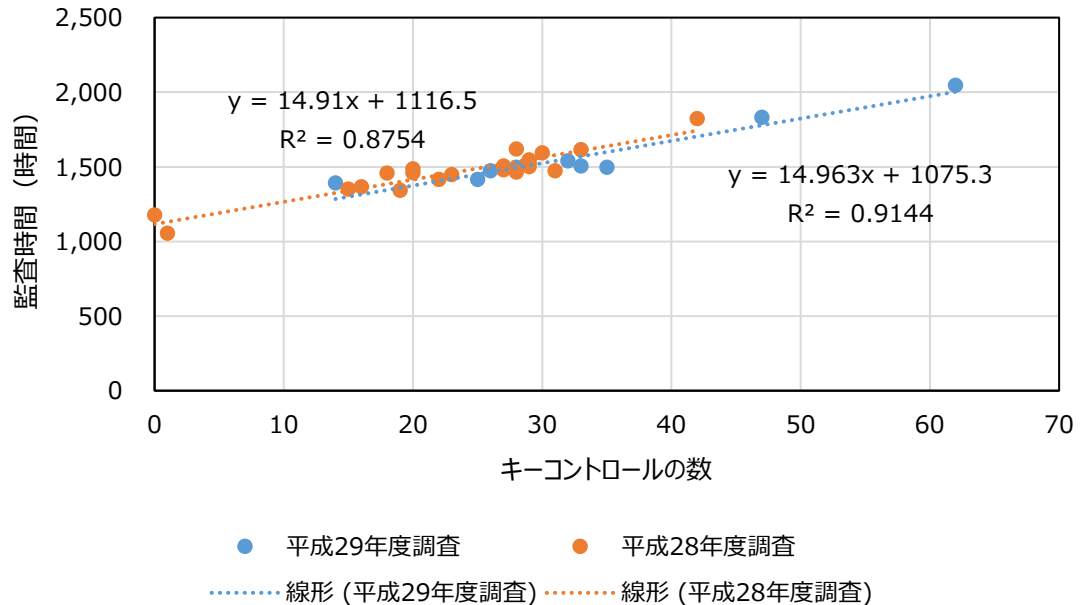
○重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間

公認会計士監査について、重要な経済事業の数と監査時間に相関性があることを確認したが、より子細に見れば、経済事業の複雑性等によっても監査時間は変化する。経済事業が複雑な場合には、業務プロセスの財務報告に関連する情報の転換点⁸が多くなるなど、複雑性に応じてリスクも多く識別される。その結果、識別されたリスクに対応するキーコントロールの数が増え、統制リスクの評価等により多くの監査時間が必要となるとともに、その経済事業に関連する重要な勘定科目の数も多くなり、実証手続に要する監査時間の増加にもつながる。そこで、平成 28 年度事業の調査結果も踏まえ、重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間の関係を確認する。なお、公認会計士監査の監査時間について、重要な経済事業のキーコントロールの数との相関関係を調査する上で、分析数値の精度を高めるため、中央会監査との比較の際に除外した 4 農協も分析対象に含めた上で、以下の分析を実施した。

グラフ 2 は、公認会計士監査の重要な経済事業のキーコントロールの数と監査時間の関係を表したものである。これより、公認会計士監査では、重要な経済事業の数（相関係数 0.841）よりも、重要な経済事業のキーコントロールの数（相関係数 0.914）の方が、監査時間との相関性が強く確認された。また、当該相関係数は平成 28 年度事業の調査結果における相関係数 0.875 と近似した傾向を示しており、このことは、重要な経済事業の数だけではなく、その複雑性も強く監査時間に影響を及ぼしていることを示しているとした、平成 28 年度事業の調査結果を裏付ける結果となっている。

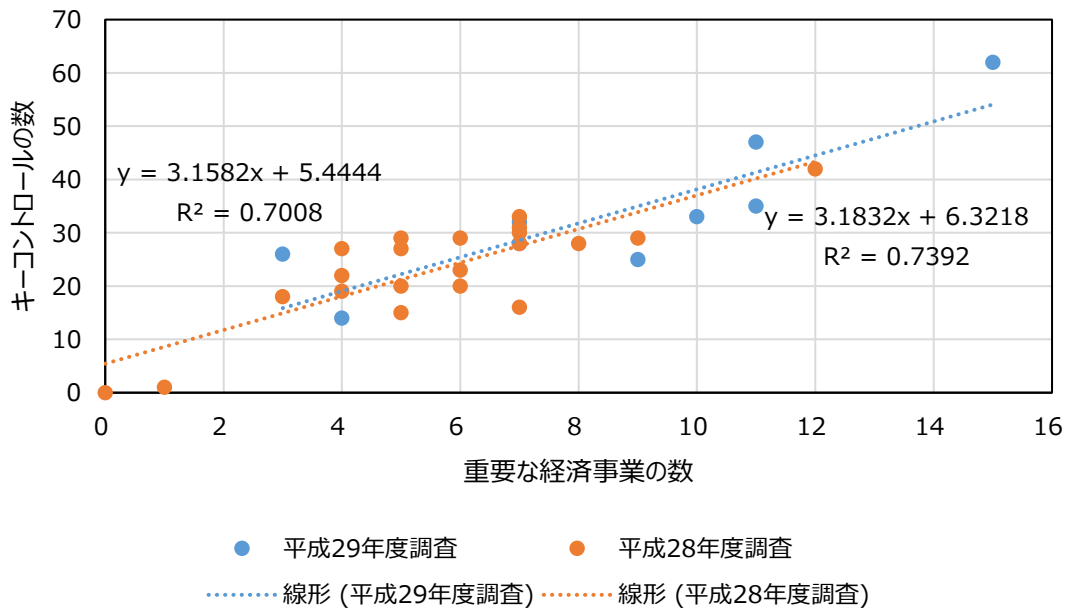
⁸ 財務報告に係る内部統制評価の枠組みの理論的な背景においては、一般に情報の転換点において誤りが生じるリスクが高まるといわれる。業務プロセスにおいて、ある取引が発生した場合に会計処理されるまでのプロセスが複雑であるとすると、転換点がその分増える可能性が高まることが想定される。例えば、ある物品の売買取引に関して、取引時に取引数量や価格が確定する場合と、取引後に価格改定が想定される場合があるとすれば、一般的に後者の方が、価格改定が存在することに対応しその業務プロセスは複雑であるといえ、一旦価格を登録した後に、改定に伴って価格を登録する分、情報の転換が多いことになる。この場合、改定した価格の登録漏れ、登録ミス、登録遅れなどのリスクが増える。業務プロセスは、このように増えたリスクに対応し、統制手続を必要とすることとなる。

グラフ2. 重要な経済事業のキーコントロールの数と公認会計士監査の監査時間
(県域農協と事業規模が同水準の農協を除く)



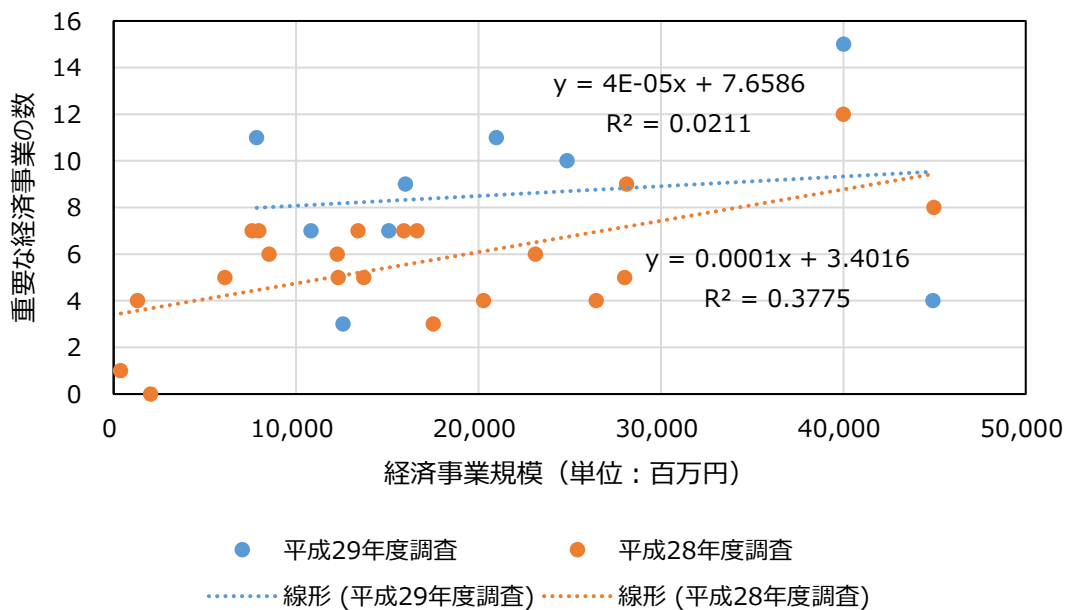
また、グラフ 3 は、公認会計士監査における重要な経済事業の数とそれらの経済事業に含まれるキーコントロールの数の関係を示したものである。両者の間には、平成 28 年度事業の調査結果（相関係数 0.701）及び本調査結果（相関係数 0.739）により、一定の相関性が確認できる一方、傾向線から大きく外れたプロットも観察され、重要な経済事業の数とキーコントロールの数が単純な比例関係にあるわけではないことも示している。相関関係に着目した場合、複数の重要な経済事業の業務プロセスを統合し、監査上一つのものとして評価できる状況にすると、キーコントロールの数が減少することが読み取れる。他方、プロットのばらつきに現れているように、重要な経済事業の数は一定のままでも、業務プロセスを見直して単純なものとするにより、キーコントロールの数を削減し得る。したがって、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、業務プロセスの統合による重要な経済事業の数の削減と、重要な経済事業内での業務プロセスの単純化の 2 つの方向から、キーコントロールの数の削減を通じて、監査時間を低減させ得ることが分かる。

グラフ3. 重要な経済事業の数とそれに係るキーコントロール数
(県域農協と事業規模が同水準の農協を除く)



○経済事業規模と重要な経済事業の数

グラフ4. 経済事業規模と重要な経済事業の数
(県域農協と事業規模が同水準の農協を除く)



グラフ4に、経済事業規模と重要な経済事業の数の関係を示した。このグラフから、平成

28 年度事業の調査結果においては、両者が弱い相関関係（相関係数 0.378）にあったものの、本調査結果においては、相関関係（相関係数 0.021）がないことを確認できる。

これは、例えば、経済事業の規模が大きくても、監査上の重要性の基準値との関係で、重要な経済事業に含まれない事業が存在する場合などもあるためである。

先に示したとおり、公認会計士監査の監査時間は、キーコントロールの数が主要な決定要素となっており、そのキーコントロールの数は、重要な経済事業の数とその複雑さによって変わってくる。他方、ここで示したとおり、経済事業規模と重要な経済事業の数の間には、相関関係は認められない。これらを総合すると、経済事業の規模が大きくても、独立した事業として識別される経済事業の数が少なく、また、その業務プロセスの複雑さも低い場合には、キーコントロールの数が少なくなり、公認会計士監査の監査時間は、経済事業規模に照らして抑制的になり得ることが分かる。

以上の分析から、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、公認会計士監査の監査時間は、重要な経済事業の数とその複雑さ、また、それらによって決定される業務プロセスのキーコントロールの数が主要な要素となって決定されることが分かる。このことは、重要な経済事業の業務プロセスの統合・均質化を図ったり、キーコントロールをまとめて評価できるように業務プロセスを統合したりすることができれば、監査をより効率的に遂行し得ることを示唆している。

③ まとめ

ここで、（２）で展開した分析の結果をまとめておく。

まず、① iv で示したとおり、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して、以下を主要因として増減すると分析した。これは、平成 28 年度事業の調査結果と同様のものである。

（増加要因）

- a. 農協に対する監査において、公認会計士監査が制度として新たに導入されることから、農協に対する監査経験や習熟を伴う中央会監査と比較すると、公認会計士監査は農協に対する監査に関して、必要な理解、検討、対応の時間を要するところがあるとともに、特に初年度は監査調書等の文書化の時間も要する。
- b. 農協側においては、公認会計士監査への対応が初めてとなるため、資料の準備や質問事項への回答などに時間を要するところがある。
- c. 公認会計士監査のリスク・アプローチの枠組みにおいては、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、統制リスクの評価に係る時間を要するところがある。
- d. 公認会計士監査では、監査契約を毎年締結する等、固有の手続が必要となる。

- e. 公認会計士監査で求められる品質管理の要求に応えるための監査時間が必要となる。

(減少要因)

- f. 公認会計士監査のリスク・アプローチにおいては、統制リスクの評価等を通じて、リスクの程度に応じた実証手続を講じることから、リスク・アプローチの徹底・高度化の取組過程にある中央会監査に比べて、実証手続に要する監査時間（あるいは監査時間割合）は概して減少する。

その上で、② i ~ iii において、地帯別区分、経済事業規模区分、信用事業規模区分と監査時間の関係について観察した傾向によれば、公認会計士監査の監査時間は、経済事業との関係が一定程度確認された一方、中央会監査の監査時間については、公認会計士監査ほど明確には経済事業との関係が見られなかった。

これを踏まえ、② v においては、重要な経済事業の数と監査時間の関係について、より掘り下げた分析を行った。その結果、重要な経済事業の数やその複雑さを示すと考えられるキーコントロールの数が、公認会計士監査の監査時間に強く影響してくるということが明らかになった。これは、上記の c や f に関連するが、リスク・アプローチの枠組みの下では、重要な経済事業の数やその複雑さが、監査上評価すべき重要な業務プロセスやキーコントロールの数等、統制リスクの評価項目を増加させることや、それに伴い実証手続の項目も増えることによる。

なお、② iv の県域農協と事業規模が同水準の農協に関する分析においては、監査時間に影響している要因として、多数の拠点、複数の会計単位、統一化途上の業務プロセスが論点として取り上げられた。このことは、② v で分析したとおり、業務プロセスの数やその複雑さが公認会計士監査の監査時間に影響してくるという点で共通した結果であると言える。

4. 気付事項に係る整理

<本章の概要>

- 本調査では、現地調査において監査費用負担の増加要因となり得るものとして気付いた事項（気付事項）を農協と共有するとともに、これが改善されていない場合に追加的に必要となる監査手続に要する監査時間を試算した。
- 気付事項は、全ての調査対象農協（11 農協）に存在した。また、その類型は、内部統制に関する事項、会計処理に関する事項、IT システムに関する事項に大別され、取引の開始から財務報告に至るプロセス全体に存在し、極めて幅広い事業・業務に及ぶ。
- このため、監査制度の円滑な移行の観点からは、農協の重要な事業の全てにおいて、取引開始から財務報告までの全体のプロセスを確認し、監査時間の増加要因となり得る気付事項に係る改善を行っておくことが望ましいと言える。
しかし、多くの調査対象農協では、調査時点においては、一部の理事や職員が経済事業に係る内部統制の整備・運用のみに注力しているという状況にあった。
農協においては理事会が主体的に監査制度移行に向けた取組方針を決定し、組合長が中心となって組織横断的に取り組むことが重要であると考えられる。
- また、気付事項のうち、IT システムによる処理の自動化に関する事項は、平成 28 年度事業における監査費用低減策の提言（平成 28 年度提言）の中にこれを包含する項目がなく、本調査において追加して提言することとした。
さらに、当該気付事項について、事業規模が小さいため十分な IT 投資ができないという意見を聞くこともあったが、IT システムに限らず、類似の事業を実施している他の農協と連携のもと、必要な投資負担を分け合うことで、農協が単独でこれを行うよりも合理的に対策を講じ得る考えらえる。この点も本調査において平成 28 年度提言に追加して提言することとした。

（1）気付事項の類型別整理と分析

2. （2）④に記載したとおり、現地調査において、主として監査費用負担の増加要因となり得るものとして気付いた事項を気付事項として農協と共有し、現地調査の数ヶ月後に気付事項に対する取組の状況について聞き取りを行い、回答を入手した。気付事項に係る状況が改善されていない場合に追加的に必要となる監査手続に要する監査時間を試算し、追加的に要す

る時間を気付事項の数で除して監査時間に与える影響度の平均として示した。その結果は表 9 に記載のとおりである。

表 9 気付事項の類型と該当農協数、監査時間平均影響度、対応方針に係る回答等

気付事項の類型	気付事項の数	農協数	平均影響度 (※1)	回答 A 比率 (※2)	回答 B 比率 (※3)
資産の評価に関する事項	43	11	大	78%	96%
各種資料に係る検証手続に関する事項	27	8	小	64%	90%
資産の現物管理に関する事項	19	10	中	81%	96%
資産査定に関する事項	18	11	中	74%	100%
統制証跡の保管に関する事項	17	8	中	94%	100%
財務諸表の表示に関する事項	14	6	中	77%	100%
会計上の見積項目に係る決算態勢に関する事項	13	8	中	92%	100%
収益及び費用の期間帰属に関する事項	8	5	中	75%	88%
リース取引に係る手続の整備に関する事項	5	5	大	80%	100%
業績に係る分析に関する事項	4	4	中	75%	75%
取引証憑の適切な保管に関する事項	3	3	中	50%	100%
業務手順・統制手続の統一に関する事項	3	3	中	67%	100%
IT システム関連の管理態勢に関する事項	3	3	大	50%	100%
IT システムによる処理の自動化に関する事項	3	3	中	0%	100%
委託業務の内部統制に係る評価に関する事項	2	2	小	50%	100%

※1：平均影響度は、次の区分とした。大：30 時間以上、中：30 時間未満 10 時間以上、小：10 時間未満

※2：回答 A 比率：回答のあったもののうち、気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったと回答のあったものの比率

※3：回答 B 比率：回答のあったもののうち、気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったとの回答に加えて、前向きに対応を検討中と回答のあったものの比率

① 気付事項の類型

気付事項の類型については、

- i. 内部統制に関する事項
- ii. 会計処理に関する事項
- iii. IT システムに関する事項

に大別できる。以下、この区分の順に説明を行い、併せて、平成 28 年度事業の調査結果における監査費用の低減策（下記参照。以下「平成 28 年度提言」という。）との対応関

係についても示すこととする。

【平成 28 年度事業の調査結果における監査費用の低減策（平成 28 年度提言）】

① 農協側で実施できる事項

- i. 事業体制・事業内容
 - a. 重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一
 - b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備
- ii. 監査への対応体制
 - a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備
 - b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底
- iii. その他
 - a. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（「三様監査」）
 - b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等）

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

- i. 日本公認会計士協会の Q & A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の取得
- ii. その他
 - a. 監査基準委員会報告書に準拠したアプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）
 - b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保
 - c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（「三様監査」）
 - d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

③ 制度面での改善が考えられる事項

- i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備
- ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正

iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）

i. 内部統制に関する事項

イ. 各種資料等に係る検証手続に関する事項

財務諸表作成に係る各種の資料に関する内容確認などの手続において課題があるなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、内容確認が未実施のケース、適切な役席者や実施者以外の者の関与がないケースがその典型である。なお、資料には、実査や立会等の現物確認に係る資料、取引証憑なども含まれる。

適切な検証手続がない場合には、その検証を前提とした内部統制に依拠することができない。そこで、適切に検証された別の資料やデータを用いるか、もしくは実証的に資料やデータの正確性・網羅性を検証することとなる。本調査において識別されたものは、影響が小さく試算されたが、資料の内容によっては影響が大きくなる場合もある点には留意されたい。

対応策としては、資料・データに係るダブルチェックやその内容に応じた適切な役席者の関与を徹底することが考えられる。また、チェックの方法や体制の構築においては、現場に一任せずに、財務報告に至る全体のプロセスを正しく理解している者を関与させることが望ましい。

これは、内部統制の整備に係る事項であり、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

ロ. 統制証跡の保管に関する事項

取引証憑を含む財務諸表作成に係る各種の資料に関する内容確認などの統制手続において、その統制証跡が適切に保存されていないために、監査において統制を確認することができないなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、統制証跡の記載をしていないケースや記載漏れが散見されるケース、統制手続の後に証跡ごと廃棄しているケースなどが含まれる。

このような場合には、監査主体が内部統制を評価する際に、その統制が実在していることを確認することができないため、別の代替的な統制を組み合わせで評価するか、若しくは実証的に監査手続を行うことにつながる。その内容によっては、監査時間への影響が大きいものもある。本調査においては影響が中程度と試算されているが、気付事項として識別された数が多い点にも留意されたい。

対応策としては、財務諸表作成に係る各種の資料に関する内容確認などの統制手続に関する統制証跡を適切に保存することが考えられる。

これは、証跡の保存・整理に係る事項であり、平成 28 年度提言の① ii .b.（財務

報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底）に該当する。

八. 取引証憑の保管に関する事項

一部の取引証憑が未入手であり、代替的な取引証拠の入手・作成もないなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

取引証憑がない場合には、会計処理の根拠を確かめる代替的な監査手続を策定・実施することとなるが、このような取引の時期や金額の根拠を間接的に確認する手段を複数組み合わせたうえで総合的な判断を追加的に必要とする場合も多い。例えば、事後的な決済の状況や取引先への直接的な確認手続などを組み合わせるなど、直接取引証憑を利用できる場合に比べて監査手続が増える。本調査においては、影響度が中程度と試算されたが、内容次第では影響が大きくなることもある。

対応策としては、取引証憑を適切に入手し、保管することが考えられる。

これは、証憑の保存・整理に係る事項であり、平成 28 年度提言の① ii .b. （財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底）に該当する。

二. 資産査定に関する事項

資産査定の資料の記載内容に債務者区分の決定要因の記載が不明瞭であるものや、査定手続に係る担当者の理解不足、債務者の名寄せ手続に係る手順が未策定となっているために生じる同手続がばらついているなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

債権の査定においては、適切な名寄せ手続によって該当する債務者に対する債権総額が明らかになり、債務者の財務内容や収支状況を勘案して債務者区分を判定し、担保等の状況を考慮した上で貸倒引当金の設定等の根拠としている。監査人はこのプロセスが適切かを確認した上で、その結果を利用することとなる。そのため、名寄せ手続が不明瞭である場合や、債務者区分の判定根拠が不明瞭な場合、担当者への質問に対して判定根拠が明瞭に回答されない場合などには、監査人は、これらが適切に実施されたか確認することが必要となる。本調査では、このような手続にかかる追加的な監査時間の影響度が中程度と試算された。

対応策としては、資産査定手続の目的や債務者区分等の各種判定にかかる手順の背景までの理解を促進し、一連の資産査定手続の結果、目的に適った資料を作成しているか見直すことが考えられる。

これは、証憑の内容の整理や内部統制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b. （現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）や① ii .b. （財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底）に該当する。

木. 業務手順・統制手続の統一に関する事項

同一の業務について、部署や地区ごとに業務手順・統制手続が異なっているために、内部統制の評価単位が増加するなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、全部署において共通する資料の確認作業を業務所管部署毎に実施しているが、確認の内容や手順が所管部署ごとに異なるケースなどが含まれる。

監査上は、業務手順や統制手続が同質な場合に一つの母集団として、その中からサンプルを入手し、そのテスト結果を基に母集団全体で統制が効いているかどうかを評価する。これらが異なっていると評価単位を切り分けるため、その分監査上の作業が増え、監査時間も増加する。本調査では、農協において、支店や地区などで実施されている一部の業務において統一を期待できる場合に気付事項とし、これが同質化していないために追加的に必要となる監査時間の影響は中程度と試算された。

対応策としては、本来想定していた業務手順・統制手続が各拠点において一貫して適用されているかについて確認することが考えられる。

これは、事業や支店間の業務手順・統制手続の統一に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .a.（重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一）に該当する。

へ. 資産の現物管理に関する事項

資産の管理台帳と現物の対応関係の明瞭化や、資産の実在性等の確認手続において課題があるなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

多くの実物資産を含む資産科目の監査に際しては、その管理台帳を利用して手続を実施することが一般的である。しかし、その台帳を利用するためには管理台帳が実物資産と対応していることを前提とする。例えば、棚卸資産に係る受払台帳の期末日の残高が棚卸の実施結果と整合しているかどうか、固定資産台帳が固定資産の利用状況を反映しているかどうかを確認する必要がある。資産の管理台帳と現物の対応関係が不明瞭である場合や定期的な現物確認が実施されていないために対応関係を適切に担保できていない場合などには、その確認を追加的に実施するため監査手続が増加する。本調査では、追加的に必要となる監査時間の影響は中程度と試算された。

対応策としては、現物の所在と管理台帳の対応関係を定期的な現物確認を通じて確認しておくことが考えられる。特に固定資産は償却開始時期などによって帳簿価額が異なってくるため、利用単位で登録し財産番号を付した管理が励行されている点に留意されたい。

これは資産の管理に係る内部統制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

ト. リース取引に係る手続の整理に関する事項

リース取引に係る会計基準適用の判断手続に課題があるなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

リース取引に係る会計処理の種類の判別に係る手続が農協内で整備及び運用できているかどうかについて慎重な検討を要するため、農協における判定作業の後に実証的にその妥当性を確認する可能性も考慮し、必要となる監査手続に係る監査時間を集計し、追加的に要する時間の影響は大きいものと試算された。

対応策としては、現存する契約内容についてリース会社の協力を得て確認するとともに、新規契約の判定に係る手続を整備・運用することが考えられる。

これはリース取引に係る内部統制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b. （現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

チ. 業績に係る分析に関する事項

一部の事業の業績に係る分析などが未実施となっており、公認会計士監査において効率的な分析的手続の実施が困難で、より時間を要する手続の選択を余儀なくされることから、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

ある数値に対する一定比率で金額が計算されるような取引では、その関係を利用して監査人自ら推定値を算出のうえ決算数値との比較分析を行えるかどうか検討することが可能である。また、概括的に異常点がないかを確認するために分析を実施することを計画する場合もある。このような場合に、農協における分析が未実施であれば、監査人が自ら分析を網羅的に実施する必要がある場合も考えられる。本調査では監査の経験上、通常の業績管理を想定すれば得られる分析結果が農協から適時に提供されなかった場合に必要となる監査手続に係る追加的な監査時間を試算した結果、影響度は中程度として試算された。

対応策としては、業績の定期的なモニタリングにおいて、各種の財務数値の増減にかかる定量的な分析が実施できているかを確認し、分析の不足があればそれを補うことが考えられる。

これは損益に係る決算開示体制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b. （現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

リ. 委託業務の内部統制に係る評価に関する事項

一部の業務を外部に委託している場合に、その業務内容の正確性や網羅性などについて確認手続が未実施となっているなど、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

外部委託した業務に係る統制手続がない場合には、その業務の結果を実証的に確認することとなるため、その業務に係る農協の内部統制に依拠して監査を行う場合と比べて監査時間が増加する。本調査においては業務の中で非常に限定された部分であったため監査時間に与える影響は小さいものと試算された。しかし、委託業務の内容や範囲次第では影響が大きくなる可能性がある点には留意が必要である。

対応策としては、委託業務に係る確認の態勢を構築することが考えられる。なお、外部委託部分を農協内で実施することも視野に入れた検討を行うことも考えられる。

これは委託業務の管理に係る内部統制の整備に係る事項として、提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

ii. 会計処理に関する事項

ヌ. 資産の評価に関する事項

資産の評価手続において、評価の範囲・方法やプロセス、資料の作成状況、損失の確定時期や、これらの規程の整備状況に検討を要する点があり、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、決算期末における棚卸資産の評価方法に係る例外的な処理の採用や低価法の適用範囲、固定資産の減損損失の検討におけるグルーピングやキャッシュ・フロー見積りの精緻化、内部利益の消去に係る状況等に慎重な検討を要するケースが主な内容である。

監査対象年度のみならずその前年度の貸借対照表価額に関する検討も要するため、改善されずに公認会計士監査の導入年度を迎えると監査時間に与える影響は大きい。

対応策としては、資産の項目別に適用されている評価方法が、現行の会計基準との比較において、その経済的な実態から原則的な処理方法として適切であるかについて確認することが考えられる。

これは資産評価に係るに決算開示体制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

ル. 会計上の見積項目に係る決算態勢の整備に関する事項

会計上の見積りにおいて、一部の項目に対する見積りが省略されているものや、見積方法の精緻化が望まれるもの、会計基準との整合性に係る説明などにおいて、慎重な検討を要するために監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。

会計上の見積項目は、一般に会計基準や計算構造が複雑であることから、公認会計士監査の導入初年度ではもともと一定の監査時間を要することが想定される。これに加えて、見積方法などについて、会計基準やその適用指針などとの整合性が明瞭でない

場合にはより慎重な検討を必要とする場合が考えられ、その手続に必要となる追加的な監査時間の影響は大きいものと試算された。

対応策としては、見積項目の性質に応じた見積りの範囲や方法などが会計基準と明瞭に整合しているか確認することが考えられる。

これは会計上の見積項目に係る決算開示体制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。また、一部において資料の整理に係る事項も含んでおり、この点において① ii .b.（財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底）にも該当する。

ウ. 収益及び費用の期間帰属に関する事項

経過勘定に係る未処理項目、締め後取引の未処理などを含めて一部の取引に係る収益費用の期間帰属に係る確認手続の省略があるが、その重要性に係る検討が十分に行われているか慎重な検討を要することから、監査時間の増加要因となり得るものが主な内容である。

経過勘定処理や締め後取引の処理などの収益及び費用の期間帰属に係る決算処理は、一般的にその影響が重要でない場合にのみ省略できる性質のものである。未処理となっている場合にはその妥当性を確認する手続が必要となる。しかし、本調査における気付事項に関しては未処理額の影響の確認をしている農協は見受けられなかった。本調査において、監査人がこの重要性の検討などに必要とする追加的な監査時間の影響度は中程度と試算された。

対応策としては、農協において、決算未処理額を集計した上で、影響の重要性を確認することが考えられる。

これは収益及び費用の期間帰属に係る決算開示体制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

ワ. 財務諸表の表示に関する事項

財務諸表における科目表示等において検討を要すると考えられる事項が見受けられるために、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、会計方針の注記が実際の適用状況と異なるケースや、科目の適用において課題があるケース、内部取引を含めて、総額・純額表示の根拠について慎重な検討を要するケースが含まれる。

総額・純額表示や科目の適用状況等において、会計基準などとの整合性の確認に慎重な検討を要すると考えられる場合に追加的に係る監査時間を試算した結果、影響度は中程度と試算された。最終的な成果物である財務報告書類の表示が適切でなければ、利用者に誤解を与えることとなるため、慎重な検討が必要となる。

対応策としては、財務諸表の表示に関連する会計基準などの整合性を確認し、整合が不明瞭なものについて明瞭に確認できる状況としておくことが考えられる。

これは財務諸表の表示に係る決算開示体制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。

iii. IT システムに関する事項

カ. IT システム関連の管理態勢に関する事項

IT システムに係る管理態勢の整備・運用等に課題があり、監査時間の増加要因となり得るものを主な内容とする。例えば、IT システムに係る管理規程や外部委託に係る管理態勢の整備・運用に課題があるケースが典型であるが、電子データの監査人への受け渡しが困難で、監査側の効率性を低下させるケースも含まれる。

IT システムに係る内部統制に依拠することができれば、自動化された統制の評価手続により、手作業による統制の評価手続と比べ、監査手続が省力化される。また電子データの入手が可能となることで、分析や抽出作業等を円滑に遂行することができる。このようなことから監査時間に与える影響は大きい。

対応策としては、外部委託している部分も含めて IT の全般統制の整備・運用を改善すること、また適時に電子データの受け渡しができる態勢を構築することが考えられる。

IT システムの管理態勢は、内部統制の整備に係る事項として、平成 28 年度提言の① i .b.（現行の中央会監査における指摘事項への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備）に該当する。また、電子データの適時な受け渡しは証憑、証跡に係る事項として、平成 28 年度提言の① ii .b.（財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底）に関連している。

コ. IT システムによる処理の自動化に関する事項

システム間のデータの同期処理の自動化が未了であり、監査側の内部統制評価の効率化に時間を要するものである。

多数のデータを含むシステム間のデータの同期処理が人手による場合には、入力作業とそれに対応する統制手続も多数に及ぶことが想定される。本調査では、監査時間に与える影響は小さなものとなったが、現在人手によっている作業について、IT システムを用いて処理を自動化できる部分が多い場合には、それを推し進めることで、得られる監査時間の低減効果は大きくなる可能性がある。なお、その IT システムの自動処理機能の継続的な運用を支える IT システムに係る全般統制が有効であることが前提となることに留意が必要である。

低減対策としては、データの同期処理の自動化を推進することが考えられる。なお、平

成 28 年度提言には、この事項に関連する項目はない。

iv. その他の事項

以上のほか、個別に直接、監査時間を増加させる要因ではないものの、多くの農協において共有した事項として、以下の 2 つの気付事項がある。

タ. 監査制度移行に係る組織的な取組に関する事項

当該気付事項は、調査時点において、監査制度移行に係る取組が、組織全体の横断的な取組として計画的に推進されているわけではない場合を意味する。一部の業務プロセスについては、内部統制の整備・運用の取組が進んでいるが、財務報告に関連している他の業務プロセスには取組の計画が立案されておらず、監査費用の低減効果をどの程度享受できるか不明である。また、そのような背景もあり、業務改善のための投資も行われないことも考えられる。監査制度移行対応の主管部署の設置が未了で、理事会等において取組の進捗状況が報告されていない状況も散見され、監査制度移行に係る取組や監査費用の低減効果が限定的となることが考えられる。

気付事項として共有した調査対象農協は 10 農協であり、現地調査終了後の状況に係る聞き取りの結果、このうち 5 農協（50%）から組織的に取り組む方針となっている旨の回答を得た。

対応策としては、理事会などにおいて公認会計士監査制度への移行を正しく理解し、組織横断的で主体的な取組として適切に低減対策を講じることが考えられる。

これは、組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性の理解と対応体制の整備を求めるものであり、平成 28 年度提言の① ii .a.（組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備）に該当する。

レ. 内部監査などにおける指摘事項への改善対応に関する事項

これは、内部監査等において検出された事項に係る改善対応策の記載が、個人の意識や能力に大きく依存する内容に留まっているものが多く、指摘が発生している根本原因に対処する改善策が講じられていないために、每期同様の指摘事項が継続している状況を意味する。財務諸表作成に影響する指摘事項に関しては、会計監査における内部統制の評価にも影響するため、每期同様の指摘事項が継続している場合、監査人は当該指摘事項が与える財務諸表への影響を慎重に検討することが考えられる。

気付事項として共有した調査対象農協は 5 農協であり、現地調査終了後の状況に係る聞き取りの結果、このうち 3 農協（60%）から組織的に取り組む方針となっている旨の回答を得た。

対応策としては、内部監査などにおける指摘事項が生じた根本原因を分析し、これに

対応する根本原因を改善することが考えられる。

指摘事項の再発防止に向けた根本原因の解消が効果を発揮すると、指摘事項が減少することとなり、監査の効率化につながるものと考えられる。そしてそのような根本原因の解消のためには、P.44 に記載した監査制度移行に係る組織的な取組として行われることが効果的である。この意味で、平成 28 年度提言の① ii .a.（組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備）に含まれる。

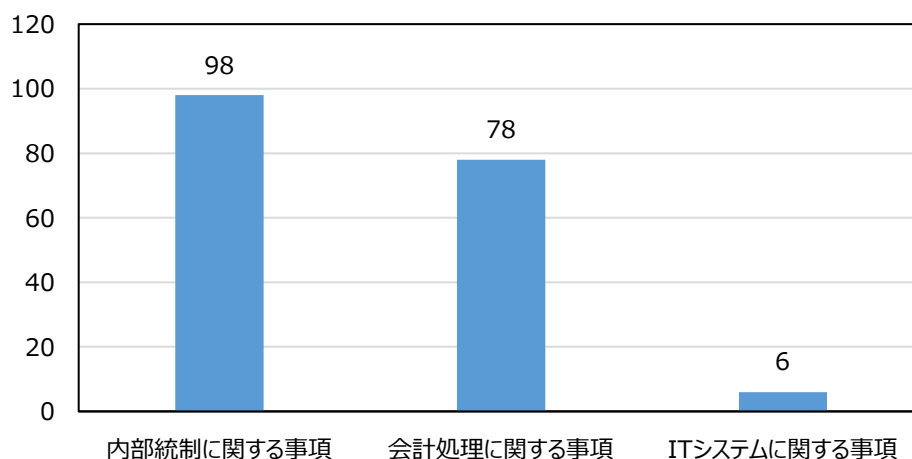
上記イ.からレ.に記載した事項は、結果として全て平成 28 年度提言の①農協側で実施できる事項として整理することができる。また、ヨ. IT システムによる処理の自動化に関する事項は、本調査において事例的に確認されたため、平成 28 年度提言に追加して提言できるものと言える。

多くの気付事項について、過半数の農協が状況を改善するための取組を推進する方針を示した。これは、農協側において、どのような点が公認会計士監査の監査時間の増加を招く結果となるか気付くことができれば、低減策を講じることができることを示していると考えられる。

② 気付事項の種類の課題領域別の分布

気付事項について、内部統制に関する事項、会計処理に関する事項、IT システムに関する事項のどの課題領域に分布するかという観点で分類した結果は次のとおりである。

グラフ5.気付事項の数



平成 28 年度事業において、監査時間の全体的な傾向が重要な経済事業の数やそれに係るキーコントロールの数に相関することが示されたが、本調査においても同様の傾向が確認できた。しかし、この「通常」ケースとして試算された時間は、2.（2）②に記載の通り、気付事項に示されたような状況が無いという前提を置いたものである。

そして、本調査では、多くの調査対象農協において、経済事業の業務プロセスに係る内部統

制の整備・運用を整理する取組が行われていることを現地調査で確認した。しかし、気付事項の分布は、グラフ 5 の記載から、会計処理に係る事項にも多く分布していることが分かる。このことは、経済事業の業務プロセスに係る内部統制に注力しているだけでは十分とは言えないことを意味していると言える。低減策を講じるべき範囲は、経済事業に係る内部統制の整理だけに留まらず、会計処理に関する事項を含む、財務報告に至るプロセス全体を対象として、取り組む必要がある。

③ 気付事項の事業・業務別分類分布

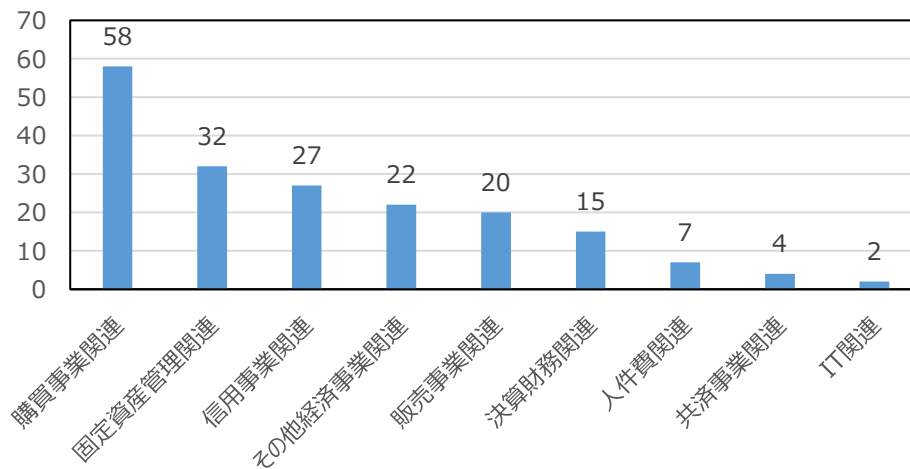
気付事項を事業別・業務別にみた場合にどのような分布となっているかを表 10 にまとめ、これを気付事項の数の順で示したものがグラフ 6 である。

表 10. 気付事項に係る事業・業務別分類

事業区分	業務プロセス	気付事項の数
経済事業	購買事業関連	58
	販売事業関連	20
	その他経済事業関連	22
信用事業	信用事業関連	27
共済事業	共済事業関連	4
その他	固定資産管理関連	32
	人件費関連	7
	決算財務関連	15
	IT 関連	2

(※ 表 10 における気付事項の数は、複数事業に関連する指摘事項はそれぞれの事業で別個に数えて集計している)

グラフ6.気付事項の数



グラフ6にあるとおり、気付事項は、購買事業関連を筆頭に、4番目のその他経済事業関連、5番目の販売事業関連など経済事業に係るものが最も多い。しかし、2番目には固定資産管理関連があり、3番目には信用事業関連があるなど経済事業以外の業務に係る気付事項も多く見受けられる。

本調査では、多くの農協において経済事業の業務プロセスに係る内部統制の整備に取り組を開始した農協が見受けられた。しかし、上記の結果からは、経済事業に限定せずに、様々な事業における横断的な取組が必要であることが分かる。

④ 気付事項に関する対応状況

現地調査の数か月後に実施した気付事項への取組状況等に係る質問に対して得られた回答の状況を表9（P.35）に記載している。いずれも回答が得られたものに対する比率ではあるが、15種類の気付事項のうち14種類に対して、半分以上の農協において対応済か若しくは対応する方針となったものと回答されている（回答A比率）。

さらに、少なくとも前向きに取り組む方向で検討中である、というものを上記の対応済、対応する方針となったという回答と合わせて集計すると、気付事項の全てに対し4分の3以上の農協が前向きに検討をしており、そして、全ての農協において気付事項への対応を少なくとも前向きに検討しているという類型は10に及ぶという結果となった（回答B比率）。

（2）気付事項に関するまとめ

気付事項は、㊦全ての調査対象農協にあり、㊧その類型が示す課題領域は、内部統制、会計処理、ITシステムの各領域に及ぶことから、取引の開始から財務報告に至るプロセス全体に存在し、㊨極めて幅広い事業・業務に及ぶ。

このため、監査制度の円滑な移行の観点からは、農協の重要な事業の全てにおいて、取引開

始から財務報告までの全体のプロセスを確認し、監査時間の増加要因となり得る気付事項に係る改善を行っておくことが望ましいと言える。しかし、多くの調査対象農協では、調査時点においては、農協組織の一部の理事や職員が、経済事業に係る内部統制の整備・運用のみに注力しているという状況にあった（(1)タ.参照）。

農協においては理事会が主体的に監査制度移行に向けた取組方針を決定し、組合長が中心となって、組織横断的に取り組むことが重要であると考えられる。

（３）監査費用低減策の追加提言

気付事項のうち、IT システムによる処理の自動化に関する事項（(1)レ.参照）は、平成 28 年度提言の中にこれを包含する項目がなく、本調査において新規に低減策として追加して提言することとした。

さらに、当該気付事項について、調査対象農協と共有する中で、事業規模が小さいため十分な IT 投資ができないという意見を聞くこともあった。また、すべての農協で確認したわけではないものの、IT システムに限らず、農協間で事業管理等のノウハウを交換しているといった対応をしているか否かについて質問をしたところでは、対応しているという回答が得られたケースはなかった。この点、各農協の事業のあり様は様々だが、そこに含まれる事業を個別にみると、同じ事業が他の多くの農協にも存在している場合も多い。そこで、類似の事業を実施している他の農協と連携のもと、必要な投資負担を分け合うことで、農協が単独でこれを行うよりも合理的に対策を講じ得ると考えられる。同様のことは IT に係る課題以外にも指摘できる点であることから、この点も本調査において平成 28 年度提言に追加して提言することとした。

5. 監査費用を低減させるための提言

<本章の概要>

○ 監査費用の低減策として平成 28 年度提言への追加も含め、次のとおり提言することとした。

① 農協側で実施できる事項

i. 事業体制・事業内容

- a. 重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一
- b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算体制の整備
- c. IT システムの活用による業務処理の自動化の徹底
- d. 農協間における連携・協力

ii. 監査への対応体制

- a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備
- b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底

iii. その他

- a. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（「三様監査」）
- b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等）

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

i. 日本公認会計士協会の Q & A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の取得

ii. その他

- a. 監査基準委員会報告書に準拠したアプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）
- b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保
- c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（「三様監査」）
- d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

③ 制度面での改善が考えられる事項

i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備

- ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正
- iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取組の促進）

監査費用は「監査時間（A）×報酬単価（B）＋交通費等（C）」によって定まる。このうち、Cの交通費等については、11.交通費の実費の調査結果と分析に記載のとおり、監査事務所の所在地によって差が生じているが、契約を含めて交通費などの精算に関する監査実務は様々であるため、個別の対応による低減が図られることが期待される。

また B の報酬単価については、平成 28 年度事業において、実際には個別の契約によるところが大きいものの、全体的な傾向としては、公認会計士監査と中央会監査のどちらかに高低の偏りがある状況ではないとされている。

他方、A の監査時間については、「通常」ケースでは、多くの農協において、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間と比較して増加することが示された。したがって、制度移行に伴って農協の監査費用負担が増加するとすれば、この監査時間の増加が最も大きな要因になると考えられる。

このため、監査費用を低減させるための提言は、監査時間に関する事項に係るものとなる。

財務諸表監査では、財務諸表の作成責任や財務諸表に重要な虚偽表示がないように内部統制を整備・運用する責任は、経営者にあり、監査人には、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明する責任がある。このように、財務諸表監査においては、経営者、監査人、それぞれに果たすべき責任がある（二重責任の原則）。したがって、財務諸表監査は、財務報告主体あるいは監査主体の一方的な意識や取組を通じて実現するものではない。

このような背景から、公認会計士監査制度への移行にあたり、農協の監査費用の負担を抑えるには、農協側と公認会計士側の双方の取組が必要である。農協側の財務報告に係る適切な態勢と公認会計士側の監査品質を担保することが肝要であるということを前提として、平成 28 年度事業の調査結果と同様に、両主体の協力や各関係機関における対策等により、制度移行に伴う農協の費用負担の低減が可能であると考えられる。

以下、本調査で得られた結果に基づき、農協の監査制度の移行に際して採り得る監査費用負担の低減策を提言する。

① 農協側で実施できる事項

i. 事業体制・事業内容

a. 重要な事業や支店間での業務手順・統制手続の統一

本事業の調査結果（3.（2）②v 及び③参照）から、公認会計士監査の監査時間は、特に重要な経済事業の数とキーコントロールの数に影響を受ける傾向にあることが示された。すなわち、信用事業や共済事業においては、全国の農協で統一的な事務処

理や内部統制が概して整備・運用されている一方で、経済事業については、各農協によりその内容や規模が異なっており、重要な経済事業の数、キーコントロールの数が多い農協では、公認会計士監査の監査時間も大きくなる傾向がある。これは、例えば、購買事業に複数の事業が含まれる場合に、それらの業務を統合したり、共通のコントロールを設定したりすることで業務及び統制の統一化、均質化を図ることができれば、内部統制の評価に係る監査時間を抑制し得ることを意味している。今回の調査においても、ある農協（農協7）の購買事業では、その中に資材購買や農機購買があり、両者で計16個のキーコントロールが識別されたが、他の農協（農協8）の購買事業では、その中に複数の事業があったものの、業務プロセスが共通化はまとめて統制リスクの評価が可能であると想定し、識別されたキーコントロールは9個となった事例がある。

また、県域農協等の大型の農協にみられる特徴として、これまでの合併等の経緯から支店間などで業務プロセスにばらつきがあるケースや、会計単位が複数あるケースがある。このような場合、同質性が高い経済事業であっても、支店間で業務プロセスが異なると、内部統制の評価等において別のプロセスとして取り扱わざるを得ないケースもある。この場合、支店間の業務手順や統制手続の整備及び運用を統一化することで、監査時間を削減することができる。

b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算開示体制の整備

現行の中央会監査において、農協に対して内部統制の不備や財務報告上の改善要求が指摘されている場合には、それらに速やかに対応し、内部統制・決算開示体制を改善しておくことが、公認会計士監査の監査時間の削減につながると考えられる。例えば、本調査においても、資産査定資料における債務者区分の判定理由に関する不十分な記載や、固定資産実査の未実施、棚卸実施マニュアルの未作成など、改善する余地があると思われる事項が見受けられる農協もあった。

公認会計士監査制度において、監査人は、全ての会計記録を見ることを前提とせず、勘定科目や内部統制の状況等に基づくリスクの所在や程度に応じて、原則として試査により必要な監査証拠を入手し、監査意見を形成するに足る基礎を得る。監査の過程で内部統制の不備や会計処理の誤りが判明した場合、その原因究明と改善対応の評価手続や、監査計画の修正（例えば、検証範囲を拡大して、虚偽表示リスクが許容できる水準であることを確かめるための追加手続の実施）が必要になることが多く、その場合、公認会計士監査の監査時間は増加する。このため、現行監査の枠組みである中央会監査における指摘事項について、公認会計士監査への移行に先立って改善対応を行うておくことは、公認会計士監査における監査時間の抑制に資すると考えられる。

逆に、例えば識別された内部統制の不備等に対して改善されない状況が継続すること、当該状況に応じたリスク相応の監査手続を計画することになり、公認会計士監査

の監査時間の増加要因になる可能性がある。

c. IT システムの活用による業務処理の自動化の徹底

IT システムの全般統制が有効に機能していることを前提とすれば、そのシステムの自動処理機能を積極的に活用することで監査手続が効率化することは多い。人手による統制に比べてシステムの自動処理機能は一貫した処理の反復継続性があるため、内部統制の運用評価手続において、テストの件数を削減できる。

農協は信用事業、共済事業、経済事業と多様な事業を行っており、各事業において取引の管理システムを有していることが多く、農協によっては、会計システムにその取引記録を記帳する場合に、人手による転記が行われているケースがある。しかし、大量の取引記録を人手によって会計システムへ転記入力する場合には、エラーが生じることもあるため、入力者と別の者がまたこの転記の正確性などを確認する統制が必要となるが、人手による統制であるため、監査上は、当該転記入力に対する統制手続を母集団としてサンプリングを実施し、内部統制の運用評価手続を行うことになる。しかし、システム間のデータを同期するためのインターフェースを設け、自動で転記が行われる場合には、IT システムに係る全般統制が有効である限り、そのプログラムに変更がないことを条件として 1 件のテストを行えば、反復継続性があるものとして取り扱うこともできる。このようにテストの件数を縮小できる分、監査時間も抑制し得る。

今回の調査においても、ある農協（農協 6）の会計システムへの人手による転記入力に関するキーコントロールは 9 個識別されている。IT システムを活用した自動処理化が進むほど、それに応じて監査時間の抑制効果も大きくなる。

d. 農協間における連携・協力

農協ごとに監査制度移行への取組が開始されてきているところであるが、業務プロセスの見直しや、IT システムの導入などに係る取組は、各農協の業務部門ごとに実施されていることが多い。各農協の事業の中には、監査上は重要な業務プロセスとして識別されるものの、システムの投資ができるほどの事業規模ではないと業務部門内で判断されていることもある。しかし、異なる農協において同種の事業を抱えるケースは多く、この点において農協間の連携・協力を通じて業務合理化のためのコストを抑えることが可能と考えられる場合もある。

例えば、福祉や葬祭に係る事業を行っている場合において、人手で作成した表などで事業を管理している場合がある。管理のために IT システムを導入できれば業務が合理化し、監査上も監査時間を抑制できる部分があるものの、事業の利用者への負担を勘案し、合理化投資ができずにいるケースがある。しかし、他の農協においても同種の事業を抱えている場合があるため、このような農協間の連携を通じてシステムの導入のためのコストを分けて負担したり、すでにシステムを導入している農協の事例を参考にすることで導

入コストを抑えたりすることも選択肢の一つである。

業務プロセスの統合や再編などにおいても、同様のことが言える。同種の事業を抱えている農協間の業務プロセスを比較し、管理状況が良好で省力的な業務プロセスに係る情報を相互に交換し、最も合理的と判断される業務プロセスに変更・統合することで監査上のキーコントロールを削減できる可能性はある。

このように同種の事業を有し、課題を共有できる農協間の連携・協力を行うことで、監査時間の抑制効果が期待できる。

ii. 監査への対応体制

a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備

組合長をはじめとするマネジメント層が、中央会監査から公認会計士監査への制度移行に対する十分な理解を有し、組合長等の主導・指示の下で、制度移行に先立つ組織的な監査対応体制の整備、具体的な諸対応（中央会監査・監事監査・内部監査等の過程で判明している論点や課題への対応、業務プロセスの統一化の取組等を含む）を推進することは、円滑な制度移行と監査の効率化を実現するための重要な基礎になると考えられる。

また、公認会計士監査における監査計画には、その前年度の監査実績が大きく影響する。前年度の監査における被監査組織の対応の良否は、その中でも重要な一要素となる。特に、初年度の監査の実績は、2年目以降の監査時間の見積りの修正の基礎となり、通常、効率化の見込みを最も反映する可能性が高い。したがって、制度移行の初年度の段階において、上記のような組織的な対応により、適時かつ適切に監査人の要求に対応できる体制を整備しておくことが、監査時間の抑制につながる。

b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底

監査人が、内部統制の評価手続、取引記録の検証や勘定残高の検討等の実証手続を講じる場合、実際の統制行為、取引の金額・時期・内容、勘定残高・内訳等を裏付ける証憑を入手し、その閲覧や関連証憑・帳簿との照合等を実施することが一般的である。

仮に、証憑等の提出の遅延や認識の食い違いなどが生じると、手待ちや手戻りを通じて、時間的な効率性が阻害される。したがって、書類や電子データなどの形式を問わず、取引の開始承認、契約、納品、請求、会計処理、開示書類等の証憑や証跡の保存を徹底するとともに、監査において求められた証憑・証跡を適時に提出できるよう予め整理をしておくことが、円滑な監査の実施に資する。

iii. その他

a. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）

農協の内部監査や監事監査は、公認会計士監査と目的を異にする部分もあるが、相互に関連する部分も多い。例えば、不祥事を隠ぺいするために不適切な会計処理が行われるケースなどは、内部監査や監事監査の業務監査において検出した不祥事に関して、公認会計士と適時に連携することによって、財務報告に当たって重要な虚偽記載を未然に防ぐことが可能な場合もある。また、公認会計士監査においても、検出した矛盾点などを監事や内部監査部門と連携することによって、早期に対応・解決できる可能性がある。裏返せば、これらの連携が十分に行われない場合には、それぞれが個別に課題を検出し、解決するための手続が必要になる。

このように、内部監査、監事監査及び公認会計士監査の3者の間で、監査に関連する連携体制を構築することは、各監査主体の監査の有効性を高めるだけでなく、監査時間の低減につながり得る。

b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等）

本調査において、農協の事業や財務報告に関するシステムの利用形態には、大別して、全国レベルでの共通システム、都道府県単位の電算センターで提供されるシステム、農協毎に固有に利用しているシステムがあることを把握した。

これらのシステムの中でも、農協の事業や財務報告に関連するシステムについては、監査上、内部統制の整備及び運用状況に関して評価の対象になる可能性がある。このうち、全国レベルと都道府県単位レベルのシステムなど、複数の農協において共通的に利用されているシステムの内部統制評価においては、例えば、下記のような対応を講じること、監査に係る負担や時間を抑制することができると考えられる。

- ・ 86号報告書を対象システムの運用会社が入手する
- ・ その他、「信用金庫監査における共同事務センターの内部統制のあり方」（日本公認会計士協会 業種別委員会報告 第5号）にある、共同方式・合同方式・センター監査人方式といった、特定のあるいは複数の監査人による評価手続や当該評価結果の共有等の実務対応を講じる

逆に、上記のような枠組みが全くなないとすると、システム運用会社に（当該システムに係る統制評価が必要と認めた）複数の監査人が重複して評価手続を実施する状況となるなど、監査負担、監査時間の増加要因になり得る。

以上を踏まえ、本調査においては、全国システム及び県域システムについて、受託業務に係る内部統制の保証報告書の利用を前提として、公認会計士監査の監査時間を試算している。

なお、システムを運用している電算センターが保証報告書を取得するための費用は、

電算センターの利用料等に含められることが想定され、そのシステムを利用する農協の数など、各都道府県の状況によって、各農協の費用負担も異なってくることに留意が必要である。

② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）

i. 日本公認会計士協会の Q&A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の事前取得

農協の事業には、信用事業や共済事業に加えて様々な経済事業があり、これを取り巻く経済環境や法令等の規制環境には、農協特有の事項がある。本調査においても、事業利用分量配当や共同利用施設の共用資産としての取扱い等、農協特有の制度や会計上の取扱いに加え、地域や農産物毎の取引慣行等も見受けられた。

公認会計士は、法定監査制度として初めて農協監査を行うことから、農協の事業、事業環境、取引、内部統制に対する理解や特有の財務・会計処理等に関し、職業的専門家として必要な知見を高めていくことが必要と考えられる。また、このことは、監査の有効性と効率性の向上に資するものと考えられる。

適切な監査の遂行を実現する観点から、公認会計士自身の自己学習・研鑽が必要なのは言うまでもないが、「農業協同組合の会計に関する Q&A」（日本公認会計士協会 非営利法人委員会研究資料第 2 号）の更新や、公認会計士による監査遂行を支える一定の指針や参考に資する情報提供と、それらを周知・共有する研修会の開催などの取組を期待したい。

ii. その他

a. 監査基準委員会報告書に準拠したリスク・アプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）

リスク・アプローチを徹底し、重要勘定や財務報告の重要な虚偽表示リスクを見極め、リスクの程度に応じた監査手続の軽重を熟慮することが、有効かつ効率的な監査の遂行に資する。例えば、公認会計監査の初年度の監査経験や実績を翌年度の監査計画に生かしながら、リスクに応じた監査対応・監査手続を選択することで、高リスク領域に対する適切な対応が可能になるとともに、低リスク領域に対する冗長な対応を避けることができ、監査時間の抑制に資すると考えられる。

b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保

監査上要求する資料や質問事項の事前依頼等、監査の段取りを徹底することで、監査を受ける農協側も、適切な資料の提出や質問に対する回答が可能になる。このため、監査を行う監査人側では、監査を受ける農協側に資料の用意・質問の回答に十分

な余裕を与える必要がある。

実務においても、事前依頼の徹底で効率的なコミュニケーションを実現している監査現場と、そうでない監査現場とでは、監査の効率性に違いが見られる。公認会計士監査への移行の初年度という背景もあり、資料依頼や質問を受ける農協側にとって経験のないものも想定されるため、監査人側で徹底すべき事項の一つである。

c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）

農協側で実施できる事項としても記載したが、この点は公認会計士側で実施できる事項でもあり、監査基準上も、監査役（農協における監事）とのコミュニケーション等、積極的な連携が要求されている。それぞれの立場で果たすべき監査の役割は異なるものの、積極的な連携により、相互に効率的な監査の遂行に資する情報を共有し、監査時間の低減に努めることが求められる。

d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮

農協が適正な財務報告を行い、監査対応を効果的・効率的に遂行するために、監査人が指導的機能を発揮することは、社会的に期待される公認会計士の役割の一つである。

具体的には、監査の独立性を阻害しない範囲で、監査上検出された事項に係る対応の協議の他、証憑の管理方法、内部統制の手法、決算等の根拠資料の作成、決算スケジュール等に関して、公認会計士が自らの経験と専門的知見を活用し、指導的機能を発揮することは、農協自体の内部統制の有効性や監査対応の効率化に資すると考えられ、ひいては監査時間の抑制につながり得る。

③ 制度面での改善が考えられる事項

i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備

公認会計士監査制度の枠組みにおいては、「監査人の交代」（監査基準委員会報告書 900）により、監査人が交代する場合には監査業務の十分な引継ぎを行うことが要求されている。今回の制度移行においても、新たに農協の監査を行うこととなる監査人が、これまで監査を行ってきた全国中央会から当該農協の経営環境や監査上の論点等について引き継ぐことが、監査の円滑な継続に必要な点に変わりはない。しかしながら、同報告書は、公認会計士間での引継ぎについて定めたものであり、そのままでは、今回の制度移行は包含されない。このため、全国中央会を同報告書における前任監査人に準じた取り扱いとするとともに、今回の制度移行における守秘義務の扱いについて整理する等、監査人予定者と全国中央会との間で監査業務の十分な引継ぎが実施される環境を整備すること

が、監査の質の確保と監査時間の低減の両面において有効と考えられる。

ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正

平成 27 年度の農協法改正により、農協の監査は中央会監査から公認会計士監査へと移行することとされたが、これに伴い、監査対象となる財務諸表の範囲は、「計算書類及びその附属明細書」と定められ、事業報告を含んでいた改正前の農協法と比較して縮小された。

しかし、農協法施行規則においては、計算書類の附属明細書に記載すべき事項として、組合員資本の明細、有形固定資産及び無形固定資産の明細、外部出資の明細、借入金等の明細等の各種明細の他、主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高等を表示することが定められており（農協法施行規則第 141 条）、これらは、公認会計士監査への移行後も、財務諸表監査の対象に含まれることとなる。これらのうち、「主要な事業に係る資産及び負債の内容並びに品目別の取扱高等」については、信用金庫や一般事業会社等においては監査対象には含まれない（あるいは記載を要しない）のに対して、農協では当該記載項目が監査の対象となっており、監査範囲もその分広範囲となる。今後、農協法施行規則の改正により、計算書類の附属明細書の記載事項の簡略化等が行われれば、監査時間の抑制が期待できる。

なお、平成 29 年 9 月に農林水産省が実施したパブリックコメントにおいて、計算書類の附属明細書の記載事項の簡略化を行う旨の農協法施行規則の改正案が示されている。

iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）

上記①及び②で示した対策は、監査を受ける農協側と監査を行う公認会計士側の双方が、二重責任の原則をよく理解し、各々に求められる事項に主体的に取り組むことによって、有意な効果を発現するものである。したがって、農協法を所管する農林水産省から、全国中央会をはじめとした農協系統と、日本公認会計士協会をはじめとした公認会計士業界の双方に対して、本調査報告書で示された分析結果と、監査費用低減のための対策を周知し、各関係者の主体的な取組を促すことが、制度移行に伴う農協の費用負担を低減させるためには不可欠である。

6. 低減策の効果を織り込んだ試算結果

<本章の概要>

- 比較可能な調査結果が得られた 7 農協のうち、
 - ・ 低減策の効果を織り込んでいない「通常」ケースでは 2 農協（約 3 割）
 - ・ 低減策の効果を織り込んだ上で、
 - 制度移行時点を想定した「効率化①」ケースでは 4 農協（約 6 割）
 - 制度移行から 3 年経過後を想定した「効率化③」ケースでは 5 農協（約 7 割）
- において、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査と比較して 10%以内の増加又は減少に収まるという試算結果となった。
- 一方、「効率化③」ケースにおいても、2 農協（約 3 割）において、重要な経済事業の数が多しこと等を理由として、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査と比較して 20%程度増加するという試算結果となった。

(参考情報)

- 公認会計士監査においては、監査対象において業務プロセスの統合が具体的に計画されている場合を除き、こうした統合を想定した監査時間の見積りは実施しない。
- しかし、監査制度の移行に向け、監査時間の低減効果を期待して業務プロセスの統合等を検討する農協も出てくる可能性を考慮して、業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果を試算した（統合を想定できる業務プロセスは、全て経済事業に関連するものであり、気付事項に比べて相対的に大きな低減効果を有する傾向となった。）。

平成 31 年度の制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、5 に記載した低減策に取り組めば、公認会計士監査の監査時間は減少する。そこで、本調査では、これらの対策の効果を織り込んだ、「効率化」のケースを示した。また、逆に、制度移行までに低減策が講じられず、農協側には監査上の問題となる内部統制の不備等があり、公認会計士側には農協に関する知見がない場合に見込まれる監査時間についても、「増加」ケースとして試算した。なお、農協 1、農協 3、農協 4、農協 6 の 4 農協については、3.（1）（P.19）で述べたとおり、ここまでの比較・分析の対象からは除外してきたが、ここでは、参考として、これらの 4 農協についても各ケースの試算値を掲載している。これら 4 農協について、中央会監査の監査時間とは異なり、公認会計士監査の監査時間は、他の 7 農協と比較しても、事業規模等に照らして特異なものとはなっていないことに留意されたい⁹。

⁹ 「3.（1）監査時間の試算結果」の脚注 5（P. 19）に同じ。

表 11. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果

農協	公認会計士監査の監査時間					中央会監 査の監査 時間(F)	中央会監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
農協 10	2,205	1,925	1,806	1,760	2,686	2,116	4.2%	-9.0%	-14.7%	-16.8%	26.9%
農協 9	1,505	1,310	1,227	1,200	1,844	1,431	5.2%	-8.5%	-14.3%	-16.1%	28.9%
農協 8	1,391	1,222	1,145	1,120	1,699	1,140	22.0%	7.2%	0.4%	-1.8%	49.0%
農協 5	1,497	1,308	1,225	1,196	1,834	1,203	24.4%	8.7%	1.8%	-0.6%	52.5%
農協 11	3,918	3,456	3,224	3,083	4,764	2,827	38.6%	22.2%	14.0%	9.1%	68.5%
農協 2	1,832	1,586	1,467	1,423	2,244	1,179	55.4%	34.5%	24.4%	20.7%	90.3%
農協 7	2,047	1,790	1,678	1,637	2,509	1,333	53.6%	34.3%	25.9%	22.8%	88.2%
農協 1	1,539	1,343	1,256	1,228	1,881	969	58.8%	38.6%	29.6%	26.7%	94.1%
農協 6	1,474	1,283	1,205	1,180	1,803	826	78.5%	55.3%	45.9%	42.9%	118.3%
農協 3	1,496	1,307	1,225	1,198	1,832	834	79.4%	56.7%	46.9%	43.6%	119.7%
農協 4	1,416	1,237	1,160	1,134	1,734	737	92.1%	67.8%	57.4%	53.9%	135.3%

※二重線以下は、中央会監査との比較分析対象から除外した 4 農協。

ここでの「通常」、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」、「増加」の各ケースは、下表の状況を前提としたものである。

通常	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間。
効率化①	移行初年度までに、5. ①～③までの低減策が講じられ、その効果を織り込んだ場合に想定される初年度監査の監査時間。
効率化②	効率化①を前提とした移行後 2 年目に想定される監査時間。すなわち、初年度の監査が終了し、監査を担当する公認会計士が継続して監査を受嘱した場合に、監査する公認会計士側と農協側の双方において、初年度で得た知識や経験を基にさらに協力して効率化が進むことを想定した場合の監査時間。
効率化③	公認会計士監査制度へ移行後 3 年が経過し、支店往査も一巡する等、監査業務が安定してきた場合に想定される監査時間。
増加	農協側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、農協に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

① 「通常」ケース

「通常」ケースでは、農協に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合を想定しつつ、上記 5. (P.49) の低減策は実施されなかった場合を試算している。

この場合、3. (2) (P.20) で論じたとおり、公認会計士側において、新たに導入された農協監査について、必要な理解、検討、対応の時間を要するとともに、農協側においても、準備等に一定の時間を要すること等から、多くの農協において、公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して増加することが想定された。具体的には、比較可能な調査結果が得られた 7 農協のうち、5 農協で監査時間が 10%以上増加すると試算され、2 農協については 10%未満の増加にとどまると試算された。

② 「効率化①」ケース

「効率化①」ケースでは、農協側と監査人側の双方において、低減策が講じられるとともに、制度面においても、監査対象となる財務諸表の開示内容が簡略化され、全国中央会から公認会計士への引継ぎも円滑に行われている。

こうした前提の下では、公認会計士監査が初年度であることを除けば、監査側と被監査側で相互に必要な資料等を準備し、適正な財務報告とそれを証明するための効果的・効率的な監査に向けて、相当程度の知識を持って対応することができる。

また、支店間の手順や重要な事業の業務・コントロールの統一化により、評価対象も絞った上での監査手続の策定が可能である。

このため、「効率化①」ケースの監査時間は、「通常」ケースの監査時間に比して、大きく削減することが可能である。このことは、公認会計士監査の枠組みであるリスク・アプローチが、限りある監査資源を効果的・効率的に活用するための枠組みであることとも関係している。

以上により、「効率化①」ケースでは、比較可能な調査結果が得られた 7 農協のうち、2 農協では中央会監査よりも監査時間が減少し、2 農協については 10%以内の増加に収まるという結果が得られた。したがって、本報告書で示した対策を事前に講じれば、比較可能な調査結果が得られた農協の約 6 割において、制度移行の時点で、監査時間は減少するかやや増加するにとどまるものと見込まれる。

③ 「効率化②」ケース

「効率化②」ケースでは、公認会計士側は初年度の経験を活用して監査手続を効率的に遂行ことができ、農協側も初年度に要求された資料や質問については準備が改善されると見込まれる。

以上により、「効率化②」ケースでは、7 農協の約 3 割に当たる 2 農協において、中央会監査よりも監査時間が減少し、2 農協では 10%以内の増加に収まるという結果が得られた。したがって、本報告書で示した対策を事前に講じた上で、2 年目になれば、約 6 割の農協で、現在の中央会監査よりも監査時間は減少するかやや増加するにとどまるものと見込まれる。

④ 「効率化③」ケース

「効率化③」ケースでは、支店などのローテーション往査等も一巡していることが想定され、そうでない場合であっても、過去の監査経験から、拠点における内部統制や会計処理に関する相当程度の心証をもって監査計画を策定することができる。また、農協側の監査対応も、拠点を含めた組織全体において浸透し、農協は監査上求められる資料や回答を事前に予想することができる。

以上により、「効率化③」ケースでは、7農協のうち3農協において、中央会監査よりも監査時間が減少し、2農協では10%以内の増加にとどまり、約7割の農協がこの水準に収まるという結果が得られた。

すなわち公認会計士監査と中央会監査の比較可能な調査結果が得られた農協の多くについて、本報告書で提言した対策の効果が発現した上で、3年が経過した後には、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間とほぼ同水準かそれ以下に抑えられるとの結果となっている。このことは、公認会計士監査への制度移行は、必ずしも農協の多くにとって大きな負担の増加にはならず、一定の時間が経過し、各ケースで想定した仮定通りの効率化が進行した場合には、監査時間が現状よりも減少する農協が数多く存在し得ることを示唆していると言える。

一方で、農協2、農協7については、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間より20%程度増加する結果が得られている。本事業の調査では、「2.（7）③重要性の基準値」（P.15）でも述べたとおり、公認会計士監査の監査時間の試算に当たって、全国中央会が採用している重要性の基準値の考え方を前提としたが、その結果、農協2、農協7については、重要性の基準値が、他の農協と比較して相対的に小さく算定された。「2.（2）公認会計士監査の監査時間の試算」において記載のあるとおり、公認会計士監査では、財務諸表に重要な虚偽表示がないことを検証する。重要性の基準値は、財務諸表全体において重要であるとする虚偽表示の金額であり、これを基礎として各種の監査上の量的な基準値を設定し、その基準値以上の項目を中心として、監査手続を実施する。よって、この値が小さくなると、重要と判断される業務プロセスや勘定科目などの監査項目が相対的に多くなる。それに加えて、農協2、農協7の経済事業の数が多いこともあり、公認会計士監査の監査時間の試算においては、相対的に多くの経済事業及び勘定科目が重要性を有するものとして識別された。キーコントロール数も多く識別されている。このような結果として、公認会計士監査の監査時間が増加したものと考えられる。

⑤ 「増加」ケース

なお、上記の各「効率化」ケースとは逆に、低減策が講じられず、農協に関して知見のない監査人が監査を受嘱した場合には、監査人が農協に対する理解を得るまでの時間に加えて、監査判断にも時間がかかることが想定される。また、農協側においても、本調査で想定した内

部統制が実際には有効に機能していなかった場合や、決算体制や財務報告上の重要な問題が検出された場合などにも、同様に監査時間が増える。

このようなケースを想定した「増加」ケースの試算結果は、中央会監査の監査時間と比較して、ほとんどの農協において、30%を超える監査時間の増加が想定されることとなった。

(参考情報) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算

2. (6) (P.13) に記載のとおり、公認会計士監査においては、監査対象の法人において業務プロセスの統合が具体的に計画されている場合を除き、通常、パイロットテストで業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の見積りは実施しない。しかし、監査制度移行に向け、監査時間の低減効果を期待して業務プロセスの統合等により現状の業務を大きく見直すことを検討する農協も出てくる可能性はある。この可能性を示すものとして、どのような事業に低減効果を見込むことができるのかを以下に示す。

表 12. 統合を想定できる事業の数及び統合による影響度

農協	統合を想定できる 業務プロセスを含む事業	統合により整理できると 想定した事業の数	統合による 影響度
農協 2	その他経済事業	7 事業	大
農協 3	購買事業	4 事業	大
	その他経済事業	1 事業	小
農協 4	販売事業	1 事業	中
農協 7	その他経済事業	6 事業	大
農協 9	購買事業	1 事業	中
	その他経済事業	2 事業	中
農協 10	購買事業	2 事業	大
農協 11	購買事業	1 事業	大

注：統合による影響度は、次の区分とした。大：30 時間以上、中：30 時間未満 10 時間以上、小：10 時間未満

表 12 に記載の業務プロセスの統合はすべて経済事業に関連するものという結果となった。また、気付事項の効果と比べると、影響度が大きく試算されるものが多いということが分かる。業務を統合することで統合前に内部統制の評価対象としていたキーコントロールに係る手を省力化できることや、実証手続において母集団をまとめることができる場合もあり、これに係る監査時間の低減効果を試算した結果である。

例えば、葬祭事業などにおいて、葬祭用品等の手配をしているが、これは組合員の求めに応じて生産資材を手配する購買事業と同様の受払管理として整理することが可能である。葬祭事業のプロセスを生産資材のプロセスに統合することにより、葬祭事業のキーコントロールを評価対

象にしないことが可能となれば、これに応じて内部統制評価に係る監査時間を削減することが可能となる。

５．（Ｐ．４９）に記載の低減策の効果は原則として、６．に記載の低減策の効果を織り込んだ試算結果に含まれる性質のものである。その多くは低減策が効果を発揮した場合、「増加」ケースから「通常」ケースに近づく要因となる。他方、以下に記載の低減効果は、監査制度の移行までの実現可能性などを各農協と協議したものではなく、農協における具体的な業務プロセスの統合に係る計画の内容について未確認であるため、統合後の業務プロセスがどのような監査手続を必要とするかを何らかの調査に基づいて想定したものでもない。この点において、調査報告書上の他の試算結果とは異なる性質を持つ。しかし、低減効果の可能性を示すという点において一定の意味があると考えられることから、農林水産省と協議の上、参考情報として以下にその効果を織り込んだ調査結果を提示することとした。

（表 13：参考情報としての業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の効率化）

農協	公認会計士監査の監査時間					中央会監査 の監査時間 (B)	効率化 C の乖離率 (A-B)/B
	効率化①	統合効果	効率化 A	効率化 B	効率化 C (A)		
農協 9	1,310	47	1,263	1,182	1,157	1,431	-19.1%
農協 10	1,925	34	1,891	1,773	1,728	2,116	-18.3%
農協 8	1,222	-	1,222	1,145	1,120	1,140	-1.8%
農協 5	1,308	-	1,308	1,225	1,196	1,203	-0.6%
農協 11	3,456	30	3,426	3,196	3,057	2,827	8.1%
農協 2	1,586	137	1,449	1,337	1,296	1,179	9.9%
農協 7	1,790	188	1,602	1,503	1,466	1,333	10.0%
農協 1	1,343	-	1,343	1,256	1,228	969	26.7%
農協 3	1,307	62	1,245	1,167	1,140	834	36.7%
農協 6	1,283	-	1,283	1,205	1,180	826	42.9%
農協 4	1,237	19	1,218	1,141	1,117	737	51.6%

効率化 A：「効率化①」ケースを前提に、業務プロセスの統合が想定通りに行われた場合。

効率化 B：「効率化 A」ケースを前提に、監査導入 2 年目を迎えた場合。

効率化 C：「効率化 B」ケースを前提に、3 年目以降で監査時間が安定した場合。

7. 農協の監査に関する調査のまとめ

本調査の農協の監査制度移行に係る調査として、監査時間、交通費などの実績について公認会計士監査、中央会監査、それぞれの値を算定し、比較・分析を行った。また、平成 28 年度提言に追加して、監査費用低減策を提言した。

低減策を実施するとともに、制度移行から 3 年以上が経過し、制度移行に係る一時的な監査時間の増加が収まった場合においては、本調査の調査対象農協については、比較可能な 7 農協のうち 5 農協の公認会計士監査の監査時間が、現行の中央会監査とほぼ同じ水準かそれ以下に収まり、2 農協において 20%程度増加する見込みになるという調査結果を得た。

ここで、農協の監査に関する調査の総括として、5. で示した低減策を以下に再掲する。

- ① 農協側で実施できる事項
 - i. 事業体制・事業内容
 - a. 重要な事業や支店間での業務手順・統制手続の統一
 - b. 現行の中央会監査における指摘事項（内部統制の不備、財務報告上の課題等）への着実な改善対応など、内部統制・決算開示体制の整備
 - c. IT システムの活用による業務処理の自動化の徹底
 - d. 農協間における連携・協力
 - ii. 監査への対応体制
 - a. 組合長をはじめとするマネジメント部門における組織的な監査対応の必要性への理解と、対応体制の整備
 - b. 財務報告に関する証憑や内部統制に関する証跡の保存、整理の徹底
 - iii. その他
 - a. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）
 - b. 全国/県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み（システムの運用主体による受託業務に係る内部統制の保証報告書の入手等）
- ② 公認会計士側で実施できる事項（関係機関に期待できる事項を含む）
 - i. 日本公認会計士協会の Q&A・研修等を活用した農協の事業、会計実務等に関する知見の事前取得
 - ii. その他
 - a. 監査基準委員会報告書に準拠したリスク・アプローチの徹底（重要勘定の見極め、財務報告の重要な虚偽表示リスクの程度に応じた監査手続の選択等）
 - b. 監査人として求める提出資料・質問事項の事前依頼等を通じた農協側の整理、準備期間の確保
 - c. 内部監査、監事監査及び公認会計士監査の連携体制の構築（いわゆる「三様監査」）
 - d. 財務報告に係る内部統制の効率的な方法や、財務報告の基礎資料のまとめ方等に関する指導的機能の発揮
- ③ 制度面での改善が考えられる事項
 - i. 全国中央会から公認会計士に対して必要な引継ぎがなされるための環境の整備
 - ii. 附属明細書の簡略化等、計算書類の様式の修正
 - iii. その他（農協及び公認会計士双方における費用負担低減策の取り組みの促進）

先に掲げた監査費用低減策や気付事項に係る改善は、公認会計士監査への対応のための対策のみならず、むしろ、農協の事業・業務運営そのものをより有効かつ効率的なものとするための施策であると言える。こうした考え方に立ち、監査制度の移行を一つの契機ととらえて、自律的に内部管理態勢等の改善や高度化を図る観点から、理事会等が監査制度移行に向けた取組方針を検討し決定することや、組合長等が組織横断的な取組を引導することが望ましい対応となる。

なお、それぞれの農協が置かれている状況によっては、監査制度移行時点までに、監査費用低減策をはじめとする諸処の効率化への対応が必ずしも十分に進捗しないことも想定され得る。しかしながら、これらの対応やそれに取り組む機会が、必ずしも移行年度で終了するものではなく、むしろ制度移行後においても、会計監査人との意思疎通の深化や組合自らの内部管理態勢等の整備・高度化など必要な対応に持続的に取り組むことができるかどうかといった点は、組織運営の高度化、内部統制の有効性の維持ないし向上、監査に関連する負担の抑制を実現する観点から極めて肝要であると考えられる。

また、公認会計士側においては、新たに自らが監査を行うこととなる農協系統組織に関する会計・組織・内部統制といった、監査の実施に当たり必要となる基本的な知識・知見を、例えば公認会計士協会による指針や研修の機会等の積極的な活用等を通じて獲得・理解した上で、実際の監査業務の局面における監査品質の保持、リスク・アプローチの徹底、指導的機能の発揮、三様監査の連携推進などを通じて、リスクに応じた効率的かつ効果的な監査を遂行することが期待される。

【農業協同組合連合会の監査時間の調査結果と分析】

「２．調査方法（１）調査対象組合の選定」（P.3）に記載のとおり、連合会は経済連、厚生連、信連からそれぞれ１連合会を選定し、調査を実施した。そのため、公認会計士監査の監査時間、中央会監査の監査時間、それらの分析結果、気付事項等は、調査対象となった連合会以外の連合会に当てはまらない場合がある点に留意されたい。

8. 経済連の監査時間の調査結果と分析

＜本章の概要＞

- 経済連の監査の特徴としては、以下の点を掲げることができる。
 - ・ 事業内容の多様性による監査時間の増大
 - ・ 多様な取引先への取引高や債権債務の残高、事業債権の回収可能性の慎重な検討
 - ・ 拠点ごとの事業内容に応じた監査手続の必要性
 - ・ 販売事業における在庫リスクに対する慎重な検討の必要性
 - ・ 商社的な取引に対する慎重な検討の必要性
 - ・ 経済連固有の IT 統制を評価する必要性
- 監査費用の低減策については、基本的に農協の場合と共通するものと言える。
- 公認会計士監査の監査時間と中央会監査の監査時間を比較調査した結果、
 - ・ 低減策の効果を織り込んでいない「通常」ケースでは、117%程度の増加となる
 - ・ 低減策の効果を織り込んだ上で、
 - 制度移行時点を想定した「効率化①」ケースでは 93%の増加
 - 制度移行から 3 年経過後を想定した「効率化③」ケースでも 80%の増加という試算結果となった。

（1）経済連の監査の特徴

経済連は、農協の出資により設立された都道府県段階の連合会組織で、農協の経済事業の効率的な展開に資する活動を行っている。具体的には、農協の組合員が生産し農協が集荷した農畜産物を市場等で販売する販売事業、生産資材や生活資材をメーカーや全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）等から仕入れ、農協に供給する購買事業を主としており、地域の農協実需者・メーカー等との間に立って債権債務のタイムラグを調整する機能を有するなど、いわば「系統組織における商社」の役割を果たしている。また、精米加工や食肉加工といった加工事業等、農協単独では効率的な運営が難しい都道府県域レベルでの事業も行っており、農協に比べ、より多様で大規模な事業を行っている。

① 事業内容の多様性

購買事業、販売事業のいずれにおいても県内農協の取引の相当数が経済連を経由しているため、取り扱う資材や農畜産物は多種多品目で、非常に多様な事業を営んでいる。業務プロセス面では、資材や農畜産物の特徴、取引慣行等を反映して細分化し構築されている場合があり、内部統制評価手続や実証手続はそのプロセスごとに実施されることになる。

また、農協の経済事業を補うという役割から、上記のように都道府県域レベルの加工事業や物流事業等を行っていることも事業の多様性をもたらしていると考えられる。

公認会計士監査の監査時間の試算においては、識別した重要な業務プロセス数が非常に多くなり、監査時間全体に大きな影響を及ぼす。

一方で、経済連は、農協と比較して購買事業や販売事業の一部の統制が共通化されている場合もあり、内部統制評価手続において公認会計士監査の監査時間の増大を抑制できる可能性もある。

② 取引先の多様性

農協においては、販売事業の販売委託先や購買事業の仕入先は、系統組織が相当数を占めるが、経済連においては、多くの系統外の業者と取引を行っている。農協のように系統組織との取引が多くを占める場合は、システム連携、取引高や債権債務残高の相互確認により取引金額や債権債務金額の整理を行うことが可能であるが、系統外の業者でシステム連携が取れない場合は、よりそれらの整理確認が困難になる可能性もある。この特徴から、収益及び費用がいずれの会計期間に帰属するかを検証や債権債務の残高確認等の実証手続において、より慎重な検討が必要となり、公認会計士監査の監査時間に影響を与えることになると考えられる。

また、経済連においては、販売事業の相手先の多くが系統組織外であるため、回収可能性に関するリスクは様々で、慎重な検討を要する場合も想定される。

③ 多数の拠点の分布

農協においては、信用共済店舗、購買店舗など事業毎の拠点が管内に分布しているが、経済連は、販売・購買・加工事業の内容に応じた施設を県内各地に有しており、拠点ごとに実施している事業内容が異なる場合がある。そのため、経済連では内部統制の整備状況及び運用状況の評価を一通り行う必要が生じるなど、監査内容そのものが異なり、拠点往査での監査時間は農協に比べて多くなり、棚卸立会拠点数も多くなる。

④ 販売事業における在庫リスク

農協の販売事業においては、全農や経済連への委託販売が大部分を占めている実態にあり、この場合には棚卸資産は保有しない。経済連では、農協が集荷した農畜産物を買取って販売する形態を主としているため、棚卸資産を保有し、農畜産物の在庫リスクを負担することになる。経済連の監査においては、在庫リスクが財務諸表に与える影響を慎重に検討する必要があると考えられる。

⑤ 多数の直送取引

経済連は系統組織における商社としての機能を有しているといえ、購買事業においては、商社において見られる直送取引が多数存在する。直送取引においては、経済連自身が取引の存在を

把握し、会計処理を行うのは全農やメーカーが発行する伝票や請求書に基づく場合もあり、購買品の現物が経済連を経由することがないことから、取引の実在性や期間帰属を慎重に検討する必要も想定される。

また、伝票や請求書は実際の引き渡しから数日遅延して経済連に到着することが通常であり、収益の期間帰属の検討を慎重に行う必要もあると考えられる。

⑥ IT 統制の構築状況

農協は、全国統一システムや都道府県単位のシステムを利用している場合が多いが、経済連は、自らが管理するシステム（委託している場合を含む）を利用している場合が多い。86 号報告書に基づく保証報告書の利用ではなく、経済連は経済連の監査人自らが IT 統制を評価することとして試算している。

（２）監査時間の試算結果及び分析

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析

調査対象として選定した経済連に関する公認会計士監査の監査時間（「通常」ケース）の試算結果と中央会監査の監査時間を比較すると、次のとおりである。以下、監査時間の試算結果をもとに差異分析を行う。

表 14. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間

	監査時間				
		監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見の 形成
公認会計士監査（通常）	3,570	242	1,250	1,878	200
中央会監査	1,647	220	584	775	68
差異	1,923	22	666	1,103	132

i. 全体的な差異の要因

「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、農協に関する監査時間の試算と同様に、公認会計士監査が初度監査という前提の下で試算している。

農協と同様に、経済連においても公認会計士はリスク・アプローチに基づく監査を遂行する際、内部統制の理解に多くの時間を要する。また、実証手続の構築のため、多様な事業内容や取引先の特徴の理解に多くの時間を要する。

このほか、監査を受ける経済連側は、公認会計士監査で依頼される新たな資料や質問への対応などが必要となることも想定される。

加えて、監査の文書化については、前述の農協監査と同様、初度監査である公認会計士監査の方が継続監査を行っている中央会監査に比べ、手間を要することが見込まれるた

め、監査時間の増加要因となる。

このような状況は、「通常」ケースにおける公認会計士監査の監査時間が、中央会監査と比較して増加する要因になると考えられる。

ii. 監査計画・統制リスク評価・実証手続の時間増加の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、監査計画・統制リスク評価・実証手続の監査時間のいずれもが増加している。

中央会監査の監査計画については、実施する実証手続の整理や経済連とのすり合わせに比較的多くの時間を充てており、公認会計士監査の時間との差はさほど大きくはない。

公認会計士監査においては、リスク・アプローチの枠組みが浸透しているものの、中央会監査においてはリスク・アプローチの徹底・高度化を継続的に図っているところであり、統制リスク評価に要した時間が公認会計士監査の監査時間を下回っている傾向は農協と同様である。経済連に対する全国中央会監査の統制リスクの評価については、内部統制の整備状況や運用状況の評価を行った業務プロセスは限定的であり、公認会計士監査の監査時間より大幅に少なくなったと考えられる。

実証手続の監査時間については、公認会計士監査では、勘定科目内訳を事業ごとに分類して監査手続を実施するケースが多いが、経済連においてはこのグループが多数に及ぶこともあり、実証手続の監査時間が増大している。また、初度監査の場合、リスクの高低の判断を精緻に行うことは難しく、ある程度保守的な判断とならざるを得ないため、より慎重な監査手続を実施することとなる。

iii. 監査意見の形成の時間増加の要因

公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して、意見形成の時間が増加している。

その要因は、農協と同様に、品質管理に関する時間を意見形成に含めていること、会計上の懸案事項に関する相談対応や会計基準等の改正などに適時に対応する時間も監査意見の形成に含めていることが考えられる。経済連においては、事業内容が多様であることから懸案事項がより多く発生することが想定されるため、公認会計士監査の監査時間は増大している。また、経営指導部局が行う相談を受ける業務に係る時間が中央会監査の監査時間に織り込まれていないことも、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差が大きくなる一因となっていると考えられる。

iv. 監査時間の増加要因の整理

公認会計士監査においては、リスク・アプローチに基づいて監査計画におけるリスク評価に従い、統制リスクの評価をした上で実証手続を設計することとなっているが、中央会監査においては、リスク・アプローチの徹底の途上であり、過去の監査経験に基づき、実証手続を

行うアプローチによっていることを増加要因の基本とし、下記の要因も加味されているものと考えられる。

- ・ 中央会監査においては、実施する監査手続の経済連との打ち合わせに時間を充てていること。
- ・ 中央会監査の実証手続は絞り込んだ手続によっていること
- ・ 公認会計士監査においては、品質管理に関する時間や相談業務に関する時間が含まれており、経済連の事業の多様性によって農協より相談業務の時間を多く要すること

(3) 監査費用の低減策

(1) で述べた通り、経済連は全国統一システムや都道府県単位のシステムを利用していない特徴がある。したがって、農協の監査費用低減策のうち「全国/都道府県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み」は、経済連においては該当しない。しかし、農協の監査費用に関して提言された他の低減策は、信用事業・共済事業に特化したものではないため、経済連においても共通するものと言える。

また、経済連に対してもパイロットテストによる現地調査における気付事項を共有し、調査後に経済連における取組方針を収集し、低減対策の効果を検証した。気付事項が改善されていない場合に必要となる監査手続に要する監査時間を試算した影響度と経済連の対応予定を表 15 に示す。

表 15. 気付事項の類型と該当数、監査時間平均影響度、対応方針に係る回答等

気付事項の類型	気付事項 の数	平均影響度 (※1)	回答 A 比率 (※2)	回答 B 比率 (※3)
各種資料に係る検証手続に関する事項	19	小	100%	100%
資産の評価に関する事項	10	大	90%	90%
会計上の見積項目に係る決算態勢の整備 に関する事項	4	中	100%	100%
資産の現物管理に関する事項	4	小	100%	100%
取引証憑の保管に関する事項	3	中	100%	100%
収益及び費用の期間帰属に関する事項	3	中	67%	67%
財務諸表の表示に関する事項	3	中	67%	100%
統制証跡の保管に関する事項	2	中	100%	100%
IT・システム関連の管理態勢に関する事項	1	大	100%	100%

※1：平均影響度は、次の区分とした。大：30 時間以上、中：30 時間未満 10 時間以上、

小：10 時間未満

※2：回答 A 比率：気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったと回答のあったものの比率

※3：回答 B 比率：気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったと回答に加えて前向きに対応を検討中という回答のあったものの比率

経済連とは、49 個の気付事項が共有されており、11 農協全体での気付事項が 182 個であることを考慮すると、1 組合当たりの気付事項は多いと言えます、経済連の特徴である事業内容の多様性と規模の大きさを反映したものと考えられる。

「各種資料に係る検証手続に関する事項」と「資産の評価に関する事項」は農協と同様に数多く共有されており、経済事業共通の検討事項と言える。

各項目の内容については、農協と共通しているため、4.（1）①（P.35）を参照されたい。

なお、経済連においては、信用事業を行っていないことから、資産査定に係る気付事項は共有されなかった。

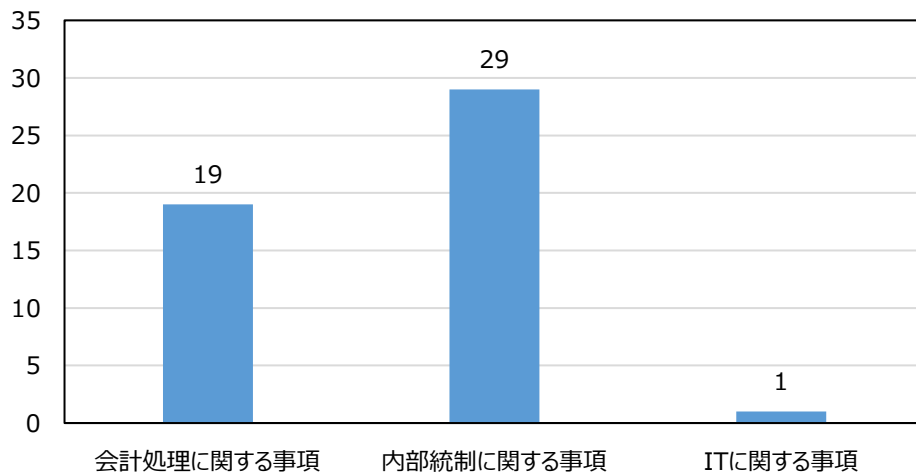
また、リース取引に係る手続の整備に関する事項、業績に係る分析に関する事項、IT システムによる処理の自動化に関する事項、業務手順・統制手続の統一に関する事項、委託業務の内部統制に係る評価に関する事項については、パイロットテストによる現地調査においては気付事項としては共有されなかった。しかし、2.（7）②（P.14）に記載したとおり、本調査は、パイロットテストであり監査の実施結果ではないため、気付事項の網羅性や具体的な状況は未確認であることに留意されたい。

気付事項への対応状況に関する経済連からの回答は、概ね対応予定である旨のものが得られており、監査制度の移行までに対応が可能なが示唆されている。

① 気付事項の種類の領域別の分布

経済連における気付事項を内部統制に関する事項、会計処理に関する事項、IT に関する事項に分類した結果は次の通りである。

グラフ7.領域別の気付事項の数

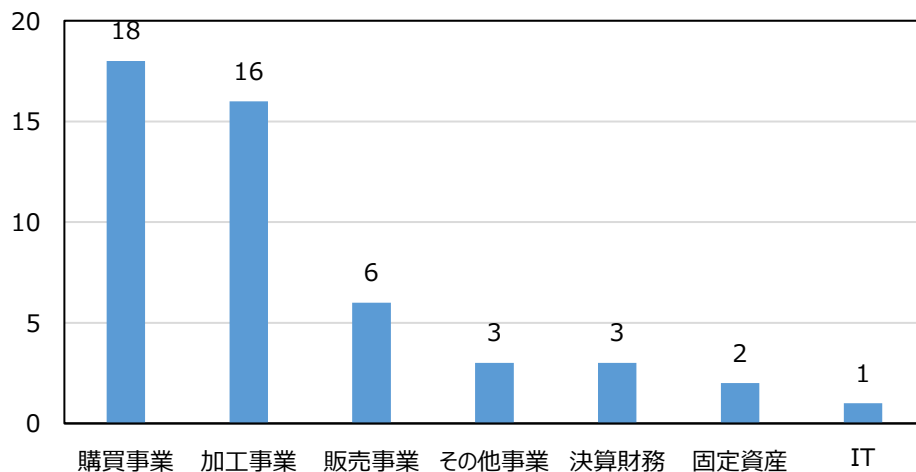


内部統制に関する事項が最も多く共有されたが、会計処理に関する事項も数多く共有された結果となっており、農協と同様に内部統制に関する整理だけにとどまらず、会計処理に関する整理も行うことが必要なのことがわかる。IT に関する事項は少数の共有にとどまっているが、影響度が大きいこと、監査時間全体に与える影響も大きいことに留意されたい。

② 気付事項の事業別分類

気付事項を事業別に分類して示したものがグラフ8である。

グラフ8.事業別の気付事項の数



購買事業が最も多い点は農協と共通しているが、次いで加工事業、販売事業、その他事業と続き、購買事業の次に固定資産管理や信用事業関連が続いているわけではない点が農協とは異なっている。この点は、先に述べた経済連の特徴にあるとおり経済事業が多様であることから、

経済事業において多く共有された結果に過ぎない。４．（１）③（P.47）の農協における気付事項を示したグラフ６は、11 農協の気付事項の合計であることを勘案すれば、経済連は気付事項の総数が多く、相対的に経済事業が多様であることから、経済事業に気付事項が集中するのは自然なことである。1 農協当たりの気付事項の数でみれば、決算財務や固定資産関連といった管理業務に関する気付事項の数もほぼ同じ水準で共有されており、農協と同様に横断的な取組が必要と考えられる。

（４）低減策の効果を織り込んだ試算結果

平成 31 年度の制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、上記に記載した低減策に取り組み、監査時間は減少する。そこで、農協と同様に、これらの対策の効果を織り込んだ、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」のケースを示した。また、逆に、制度移行までの間に低減策が講じられず、経済連側には監査上の問題となる内部統制の不備等があり、公認会計士側には経済連に関する知見がない場合に見込まれる監査時間について、「増加」ケースとして試算した。

表 16. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果

	公認会計士監査の監査時間					中央会監 査の監査 時間(F)	中央会監査の監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
経済連	3,570	3,176	3,025	2,970	4,415	1,647	116.8%	92.8%	83.7%	80.3%	168.1%

ここでの「通常」、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」、「増加」ケースについては、「２．調査方法（２）公認会計士監査の監査時間の試算②監査時間の試算の考え方」（P. 6）を参照されたい。

① 「通常」ケース

「通常」ケースでの試算の想定は、上述した農協監査に同じである。

公認会計士監査の監査時間の試算では、「通常」ケースは初度監査であることを前提としていることから、（２）①にて記載した要因により、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間と比較して倍以上に増加することが想定された。

② 「効率化①」ケース

「効率化①」ケースでの試算の想定も上述した農協監査に同じである。

公認会計士監査の監査時間の試算では、「効率化①」ケースは低減策を実行し、経済連側における公認会計士監査の受入態勢の水準を十分に高め、公認会計士側における経済連の財務構造・内部統制・特有の会計処理等に関する理解を進め、監査準備を効果的か

つ効率的に行うことにより、「通常」ケースから 11%程度の監査時間を減少させる効果があると考えられる。

③ 「効率化②」ケース

「効率化②」ケースでの試算の想定も上述した農協監査に同じである。

公認会計士側と経済連側の双方が初年度の監査経験を活用することにより、効率的に監査を実施することが可能となると考えられる。特に、初度監査にて理解した経済連の事業環境、各事業の業務フローに対する理解、取引慣行等の情報は、継続監査の場合に利用することができるため、効率的に監査を実施することが可能となる。

したがって、本報告書で示した対策を事前に講じた上で継続監査を前提とすれば、対策を講じなかった場合に比べて大幅な監査時間の削減が可能となると考えられ、「通常」ケースから 15%程度の監査時間を減少させる効果があると考えられる。

④ 「効率化③」ケース

「効率化③」ケースでの試算の想定も上述した農協監査に同じである。経済連は、事業内容が異なる多数の拠点を持しているものの、拠点のローテーション往査等も一巡していることが想定される。公認会計士側においては業務プロセスや取引慣行に対して相当程度の心証をもって監査計画を作成することができ、監査手続も効率的に実施することができる。また、経済連側においても公認会計士監査の理解が深まっており、監査対応も習熟していると想定される。

以上より、上述の低減策に対応し、効率化の徹底を図ることで、公認会計士監査の監査時間は「通常」ケースに比べて監査時間は大幅に減少させることができると考えられるものの、中央会監査時間の 80%増となる結果が得られた。

⑤ 「増加」ケース

「増加」ケースの考え方は上述の農協監査の場合と同じである。このようなケースを想定した「増加」ケースの試算結果は、中央会監査の監査時間と比較して、大幅な監査時間の増加が想定される。

（参考情報）業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算

6. （参考情報）P.62 において農協に関して記載したのと同様に、監査時間の低減効果を期待した業務プロセスの統合の可能性を踏まえ、どのような低減効果を見込むことができるかを以下に示す。

表 17. 統合を想定できる事業の数及び統合による影響度

農協	統合を想定できる 業務プロセスを含む事業	統合により整理できると 想定した事業の数	統合による 影響度
経済連	購買事業	3 事業	大
	販売事業	2 事業	中

表 17 に記載の業務プロセスの統合は比較的大きく試算された。農協と同様に、統合によるキーコントロールの減少や実証手続における母集団の集約など等による減少効果を試算したものである。

業務プロセスの統合を想定した場合の公認会計士監査の監査時間の低減効果について、「効率化③」ケースの時間に業務プロセス統合効果を想定し試算した結果を以下に示す。

表 18：業務プロセスの統合効果を織り込んだ公認会計士監査の監査時間の試算結果

	統合前			統合後			中央会監 査の監査時 間(F)	乖離率 (A-F)/F
	効率化①	効率化②	効率化③	効率化 A	効率化 B	効率化 C (A)		
経済連	3,176	3,025	2,970	3,041	2,897	2,847	1,647	72.9%

本試算においては、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間に比べ、依然として乖離率が 70%を超えており、小さくはないものの、統合前の 80%以上の乖離と比較すると減少が見込まれる。

9. 厚生連の監査時間の調査結果と分析

＜本章の概要＞

- 厚生連の監査の特徴としては、以下の点を掲げることができる。
 - ・ 病院別の統制活動の相違による統制評価時間の増加
 - ・ 医療事業収益計上に関する固有の論点に関する慎重な検討の必要性
 - ・ 医療事業費用計上に関する固有の論点に関する慎重な検討の必要性
 - ・ 会計基準の適用除外部分の存在
 - ・ 厚生連固有の IT 統制を評価する必要性
- 監査費用の低減策については、基本的に農協の場合と共通するものであり、加えて、厚生連固有の事情から以下の項目を提言する。
 - ・ 棚卸資産の正確な受払管理の徹底と棚卸実施日から期末日までの在庫移動を適切に財務諸表に反映する仕組みの整備
 - ・ 病院等における業務手順・統制手続の統一
- 公認会計士監査の監査時間と中央会監査の監査時間を比較調査した結果、
 - ・ 低減策の効果を織り込んでいない「通常」ケースでは、72%程度の増加となる
 - ・ 低減策の効果を織り込んだ上で、
 - 制度移行時点を想定した「効率化①」ケースでは 52%の増加
 - 制度移行から 3 年経過後を想定した「効率化③」ケースでも 41%の増加という試算結果となった。

（1）厚生連の監査の特徴

厚生連は、農協の出資により設立された都道府県段階の連合会組織で、医療・老人福祉の事業として、病院・診療所等の医療施設等（以下「病院等」という。）を設置・運営している。厚生連は、農協系統組織であるものの、医療が人命に関わる事業である特殊性から、員外利用制限が 100 分の 100 に緩和されるなど、他の農協系統組織と異なる面がある。また、都道府県立病院や市町村立病院、日本赤十字社、済生会等と同様、厚生労働大臣から公的医療機関としての指定を受けており、農山村地域においても医療事業を実施し、へき地医療拠点病院の指定を受ける場合がある。このような性質から都道府県の地域医療構想に組み込まれ、病院等で提供する診療の内容は厚生連の裁量だけで決められない点に特徴がある。

① 病院別の統制活動の相違

厚生連においては、各々の病院等に運営が委ねられる傾向にあるなど、本部からの関与が弱

いケースがある。全ての病院等で一律に適用される業務処理要領や手引などの実務上の指針が存在せず、同一事業であっても病院等の間で業務処理の手法、利用帳票の様式、業務委託の範囲、利用システム、会計処理結果の正確性を担保する統制活動の態様等が異なる場合がある。

このように同一事業であっても拠点ごとに業務処理の手法等が異なれば、内部統制の評価や実証手続について、拠点別に実施することになり、全拠点で統一の業務処理の手法等を統一している場合に比べ、公認会計士監査の監査時間は増加することとなる。

② 医療事業収益計上に関する固有の論点

公的医療機関である厚生連の医療事業に係る収益については、診療報酬の点数・額が定められており、患者への請求分と審査支払機関への請求分に分かれ（差額ベッド等除く）、その割合は健康保険の種類によって定めがある。通常、患者への未収金が多額になることがない一方で、医療事業の未収金の大半は、少数の公的な審査支払機関に対するものであり、その返戻や査定減、保留債権の取扱い等、病院固有の論点がある。

また、審査支払機関からの入金、査定により減額される場合が多いことから、その減額分の金額的規模によっては、引当金の計上等の固有の論点が生じる。

以上のように、医療事業収益計上に関する固有の論点があるため、監査手続を行う上で、医療事業収益計上時期及び計上金額の正確性の検証に慎重な検討を要する。

③ 医療事業費用計上に関する固有の論点

医薬品については、取引時点における仕入価格として暫定価格を使用し、医薬品卸会社との価格交渉の結果、仕入価格が決定されるという慣行がある。仕入価格の決定により、その価格が遡及的に適用されるため、暫定価格と決定された価格との差額の精算が行われ、当差額が適時に正確な金額で処理されているかということが論点となる。

さらには、診療材料の取引において院内物流管理システム（以下「SPD¹⁰」という。）を導入している病院等の場合、SPDには購入型と預託型の2形態があり、各形態に適した在庫管理等の内部統制の構築及び運用が行われているか、また、これに併せて、会計処理との連携が行われているかということが論点となる。

以上のように、医療事業費用計上に関する固有の論点があるため、監査手続を行う上で、医療事業費用計上時期及び計上金額の正確性の検証に慎重な検討を要する。

④ 農協法施行規則により適用除外が容認される会計基準等

医療機関の会計基準は、開設主体により異なるが、厚生連は連合会であるため、農協法及び農協法施行規則に定める会計基準に従うこととなる。会計監査人を設置する厚生連につい

¹⁰ SPDとは、医療機関が使用・消費する診療材料等の物品の在庫・供給等の管理を外注することにより医療現場の物品を円滑に管理するとともに、外注先に一括して管理を依頼することで事務負担を軽減する仕組みである。

ては、その他の会計監査人設置組合に強制適用となっている会計基準の一部について適用しないことができる上に、注記の一部についても記載をしないことができる。このような項目の例として、固定資産に関する減損会計基準や賃貸等不動産に関する注記がある。

以上のように、厚生連については、会計基準及び注記の特例があり、会計監査上の検討論点が少ないことから、相対的に監査手続を省力化することが可能になると考えられる。

⑤ IT 全般統制の整備運用状況

多くの農協においては、全国レベルでの共通システムや、都道府県単位の電算センターが運用するシステムを利用しているが、厚生連が利用するシステムは、厚生連自らが管理しているため、86 号報告書に基づく保証報告書の利用を前提とした効率的な監査手続の設計はできないと考えられる。また、病院等の間で利用するシステムが相違する場合、内部統制評価の対象となる IT 基盤の数が増加するため、公認会計士監査の監査時間の増加要因になると考えられる。

(2) 監査時間の試算結果及び分析

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析

調査対象として選定した厚生連に関する公認会計士監査の監査時間（「通常」ケース）の試算結果と中央会監査の監査時間を比較すると、以下のとおりである。以下、監査時間の試算結果をもとに差異分析を行う。

表 19. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間

	監査時間				
		監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見の 形成
公認会計士監査（通常）	1,732	213	591	743	185
中央会監査	1,008	70	499	271	168
差異	724	143	92	472	17

i. 全体的な差異の要因

「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、農協に関する監査時間の試算と同様に、公認会計士監査が初度監査という前提の下で試算している。

厚生連は、複数の病院等により構成されているため、公認会計士は、リスク・アプローチに基づく監査を遂行する際、各病院等の内部統制の理解に多くの時間を要する。また、実証手続の構築のため、審査支払機関に対する未収金の返戻または査定減に関する処理や、SPD の導入形態等の特徴の理解に多くの時間を要する。

また、厚生連監査を行う場合、公認会計士は、医療機関特有の会計処理のみならず、

厚生連が採用する農協法に準拠した一般に公正妥当と認められる会計の慣行の理解が必要となる。

このように、「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、公認会計士監査が初年度という前提の下で試算しているため、継続監査を行っている中央会監査に比べて監査時間が増加している。

このほか、監査を受ける厚生連側は、公認会計士監査で依頼される新たな資料や質問への対応などが必要となることも想定される。特に初度監査においては、医療事業に係る業務プロセスに関する監査人への説明対応には多くの時間を要することが考えられる。

加えて、監査の文書化については、前述の農協監査と同様、初度監査である公認会計士監査の方が継続監査を行っている中央会監査に比べ、手間を要することが見込まれるため、監査時間の増加要因になると考えられる。

ii. 監査計画・統制リスク評価・実証手続時間増加の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、監査計画・統制リスク評価・実証手続の監査時間のすべてが増加している。

監査計画、統制リスク評価の監査時間は、「3. (2) 監査時間に関する分析」の農協での比較分析にて述べたとおり、公認会計士監査は初度監査であるため、監査計画の立案手続、監査調書の一からの文書化、監査契約更新手続等により増加すると考えられる。特に医業収益に関するプロセスでは、利用しているシステムや業務プロセスに用いられる資料が各病院等によって異なる場合も想定され、これらの理解及び文書化に多くの時間を要すると考えられる。

実証手続の監査時間については、公認会計士監査における監査初年度を前提としていることから、厚生連が作成する資料をもとにした実証手続内容の検討、監査調書の一からの文書化等により増加すると考えられる。また、厚生連が作成する期末決算の資料の理解などに時間を要することも考えられる。

iii. 監査意見の形成等について

公認会計士監査の監査時間は、中央会監査の監査時間と比較して、意見形成の時間が増加している。その要因は、農協と同様に、品質管理に関する時間を意見形成に含めていること、会計上の懸案事項に関する相談対応や会計基準等の改正などに適時に対応する時間も監査意見の形成に含めていることが考えられる。また、経営指導部局が行う相談を受ける業務に係る時間が中央会監査の監査時間に織り込まれていないことも、公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差が大きくなる一因となっていると考えられる。

iv. 監査時間の増減要因の整理

上記を踏まえると、厚生連における監査計画・統制リスク評価・実証手続・監査意見の

形成に関する公認会計士監査の監査時間の中央会監査の監査時間に対する増減要因は、農協における監査時間の増減要因と共通しているものと考えられる。したがって、厚生連における中央会監査と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な増減要因は、３．（２）（P.22）にて述べた農協における監査時間の増減要因の整理と同様であると考えられる。

（３）監査費用の低減策

（１）で述べたとおり、厚生連は全国統一システムや都道府県単位のシステムを利用していないとの特徴がある。したがって、農協の監査費用の低減策のうち「全国/都道府県域の共通システムの内部統制評価の効率化の枠組み」は、厚生連においては該当しない。しかし、農協の監査費用に関して提言された他の低減策は、信用事業・共済事業に特化したものではないため、厚生連においても共通するものと言える。

また、厚生連に対してもパイロットテストによる現地調査における気付事項を共有し、調査後における取組方針を収集した。気付事項が改善されていない場合に必要となる監査手続に要する監査時間を試算した影響度と厚生連の対応予定を表 20 に示す。

表 20. 気付事項の類型と該当数、監査時間平均影響度、対応方針に係る回答等

気付事項の類型	気付事項 の数	平均 影響度 (※1)	回答 A 比率 (※2)	回答 B 比率 (※3)
各種資料に係る検証手続に関する事項	15	小	47%	93%
資産の現物管理に関する事項	5	中	60%	100%
統制証跡の保管に関する事項	6	小	50%	100%
資産の評価に関する事項	2	大	100%	100%
IT システムによる処理の自動化に関する事項	1	中	0%	100%
業務手順・統制手続の統一に関する事項	1	大	100%	100%
リース取引に係る手続の整備に関する事項	1	小	100%	100%
収益及び費用の期間帰属に関する事項	1	小	50%	100%

※1：平均影響度は、次の区分とした。大：30 時間以上、中：30 時間未満 10 時間以上、小：10 時間未満

※2：回答 A 比率：回答のあったもののうち、気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったと回答のあったものの比率

※3：回答 B 比率：回答のあったもののうち、気付事項に対して対応済かあるいは対応する方針となったと回答に加えて前向きに対応を検討中という回答のあったものの比率

① 気付事項の類型

気付事項の類型について、農協とは異なる特徴がある事項については以下のとおりである。

i. 資産の現物管理に関する事項

気付事項の基本的な内容は農協と同様であるが、厚生連は、人命に関わる事業を行っていることから、例えば、棚卸に必要な要員の手配などにおいても、医療行為を優先せざるを得ない等、期末日に一齐に実地棚卸を行うことが困難なことがある。部署ごとに設定された実地棚卸日が異なり、またそれが期末日とも異なる場合は、棚卸の在庫の変動について監査人自ら検討しなければならないケースもある上に、棚卸漏れや二重カウントなど、棚卸の同時性の原則が損なわれることにより生じるリスクに対する検討も必要となるため、これに必要となる追加の監査時間を試算した結果である。

対応策としては、在庫移動に係る追跡可能性の精度を高めて、正確な受払管理を徹底するとともに、棚卸後の在庫の変動を適切に財務諸表に反映させる仕組みを整備することが考えられる。

ii. 資産の評価に関する事項

気付事項の基本的な内容は農協と同様であるが、厚生連は有形固定資産および無形固定資産の減損損失の計上をしないことができる点に留意されたい。

iii. 業務手順・統制手続の統一に関する事項

(1) ①に示したとおり、厚生連においては同一事業であっても病院等間で業務処理の手法、利用帳票の様式、業務委託の範囲、利用システム、会計処理結果の正確性を担保する統制活動の態様等が異なり、影響度は大きく試算された。

対応策としては、病院等の間で統一された業務手順・統制手続を整備し、日常的な運用を確実に実施することが考えらえる。

農協とは同様の特徴がある事項については次のものがあるが、当気付事項の内容については、4. (1) ①を参照されたい。

iv. 各種資料に係る検証手続に関する事項

v. 統制証跡の保管に関する事項

vi. リース取引に係る手続の整備に関する事項

vii. 収益及び費用の期間帰属に関する事項

viii. IT システムによる処理の自動化に関する事項

なお、財務諸表の表示に関する事項、会計上の見積項目に係る決算態勢に関する事

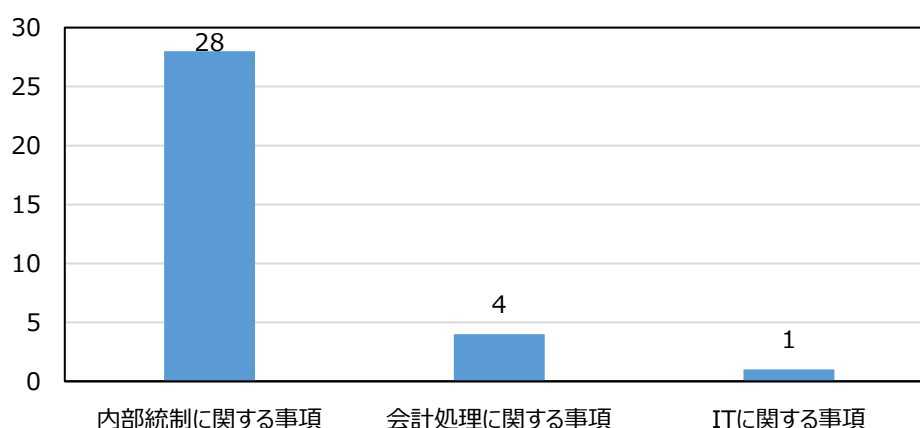
項、業績に係る分析に関する事項、取引証憑の適切な保管に関する事項、IT システム関連の管理態勢に関する事項、委託業務の内部統制に係る評価に関する事項については、パイロットテストによる現地調査にて厚生連と共有されなかったが、本業務の性質から、網羅性や具体的な状況は未確認である。

気付事項への対応状況に関する厚生連からの回答は、8 種類の気付事項のうち 7 類型について、気付事項への対応を少なくとも前向きに検討しているとの回答となった。このことは、気付事項への対応は決して非現実的なことではないと考えられる。

② 気付事項の種類の領域別の分布

厚生連における気付事項を内部統制に関する事項、会計処理に関する事項、IT に関する事項に分類した結果は次のとおりである。

グラフ 9 . 領域別の気付事項の数

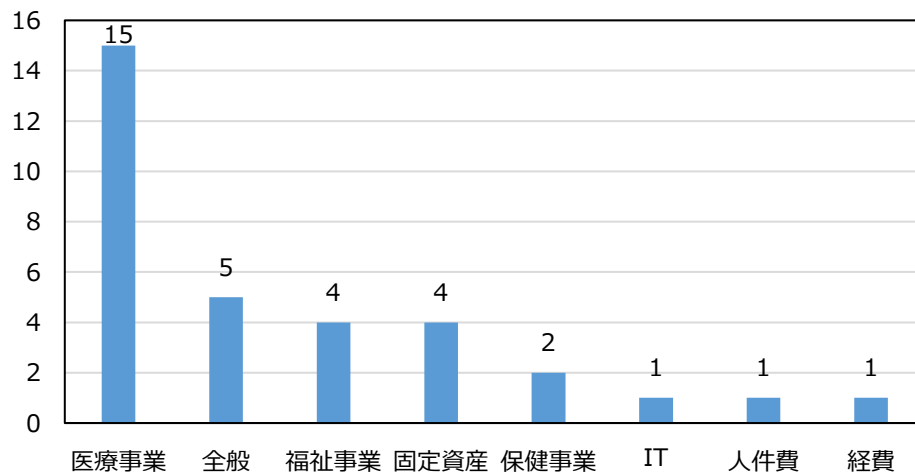


気付事項の類型を領域別に見ると、内部統制に関する事項が最も多く共有された結果となっている。これは、厚生連は病院等の運営が各病院等に委ねられる傾向にあり、全ての病院等で一律に適用される業務処理要領や手引などの実務上の指針が存在せず、統制活動の態様等が異なることを反映した結果と考えられる。一方、会計処理に関する事項及び IT に関する事項は、少数の共有にとどまっているが、監査時間全体に大きな影響を与える項目もあることに留意されたい。

③ 気付事項の事業別分類

厚生連の気付事項を事業別に分類して示したものがグラフ 10 である。

グラフ10.事業別の気付事項の数



医療事業が最も多く、次いで全般、福祉事業、固定資産、保険事業となっている。厚生連において、最も取引規模が大きく、かつ在庫を取扱い取引内容に複雑性のある医療事業において、多くの気付事項が生じたものと考えられる。また、全般の項目は、各種資料等に係る検証手続の強化や統制証跡の適切な保管に関する気付事項であり、業務全般に係る項目である。なお、固定資産・人件費・経費のような管理業務に関する気付事項も共有されており、農協と同様に横断的な取組が必要と考えられる。

(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果

平成31年度の制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、農協と同様の低減策や上記(3)に記載した低減策に取り組めば、監査時間は減少する。そこで、本調査では、これらの対策の効果を織り込んだ、「効率化」のケースを示した。また、逆に、制度移行までの間に低減策が講じられず、厚生連側には監査上の問題となる内部統制の不備等があり、公認会計士側には厚生連に関する知見がない場合に見込まれる監査時間について、「増加」ケースとして試算した。

表 21. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果

	公認会計士監査の監査時間					中央会監査の監査時間(F)	中央会監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
厚生連	1,731	1,530	1,453	1,422	2,092	1,008	71.7%	51.7%	44.1%	41.0%	107.5

ここでの「通常」、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」、「増加」ケースでの試算の想定については、「2. 調査方法 (2) 公認会計士監査の監査時間の試算②監査時間の試算

の考え方」(P.6)を参照されたい。

① 「通常」ケース

公認会計士監査の監査時間の試算では、「通常」ケースは初度監査であることを前提としていることから、(2)①にて記載した要因により、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間と比較して増加することが想定された。なお、公認会計士監査の監査時間は、病院ごとに異なる業務プロセスが整備運用されているとの想定の下に試算を行った。

② 「効率化①」ケース

公認会計士監査の監査時間の試算では、「効率化①」ケースは低減策を実行し、厚生連側における公認会計士監査の受入態勢の水準を十分に高め、公認会計士側における厚生連の財務構造・内部統制・特有の会計処理等に関する理解を進め、監査準備を効果的かつ効率的に行うことにより、「通常」ケースから12%程度の監査時間を減少させる効果があると考えられる。

③ 「効率化②」ケース

公認会計士側と厚生連側の双方が初年度の監査経験を活用することにより、効率的に監査を実施することが可能となると考えられる。特に、初度監査にて理解した厚生連の事業環境、各事業の業務フローに対する理解、取引慣行等の情報は、継続監査の場合に利用することができるため、効率的に監査を実施することが可能となる。

したがって、本報告書で示した対策を事前に講じた上で継続監査を前提とすれば、対策を講じなかった場合に比べて大幅な監査時間の削減が可能となると考えられ、「通常」ケースから16%程度の監査時間を減少させる効果があると考えられる。

④ 「効率化③」ケース

「効率化③」ケースでは、農協監査と同様に病院等のローテーション往査等も一巡していることが想定される。公認会計士側においては各病院等の業務プロセスに対して相当程度の心証をもって監査計画を作成することができ、監査手続も効率的に実施することができる。また、厚生連側においても公認会計士監査の理解が深まっており、監査対応も習熟していると想定される。

以上より、上述の低減策により効率化の徹底を図ることで、公認会計士監査の監査時間は、「通常」ケースに比べて大幅に減少させることができると考えられるものの、中央会監査時間の41%増となる結果が得られた。

⑤ 「増加」ケース

「増加」ケースの試算結果は、中央会監査の監査時間と比較して、大幅な監査時間の増

加が想定されることとなった。

(参考情報) 業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果の試算

業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果について、「効率化③」ケースの時間に業務プロセス統合効果を想定し試算した結果を以下に示す。

表 22. 業務プロセスの統合効果を織り込んだ監査時間の試算結果

	統合前			統合後			中央会監査 の監査時間 (F)	乖離率 (A-F)/F
	効率化①	効率化②	効率化③	効率化 A	効率化 B	効率化 C (A)		
厚生連	1,530	1,453	1,422	1,446	1,373	1,344	1,008	33.3%

業務プロセスの統合効果は、類似した事業の業務プロセスを統合に加えて、一部の棚卸資産について、その受払管理単位などが同様であるために、その管理方法を統一することを想定した。内部統制の評価対象が減少し、関連する勘定科目の期末残高の母集団をまとめてテストできること等も考慮に入れ、実証手続の減少も見込んだ結果、必要となる監査手続に係る監査時間を統合後の監査時間として試算した。その結果、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間に比べ、依然として乖離率は 30%を超えて大きいものの、統合前は 40%以上の乖離であったことを考えると、業務プロセスの統合により、大幅な監査時間の減少を見込むことができると言える。

10. 信連の監査時間の調査結果と分析

<本章の概要>

- 信連の監査の特徴としては、以下の点を掲げることができる。
 - ・ JA バンク基本方針に基づく資金調達及び運用の構造に由来する、勘定残高の効率的な検証
 - ・ 貯貸率が低いことによる勘定残高の効率的な検証
 - ・ 法人向け事業資金の貸付けが多いことによる、資産査定監査手続の慎重な検討の必要性
 - ・ 拠点の少なさ・各拠点における事業内容の同一性による、内部統制評価手続の効率的な実施
 - ・ 全国レベルでの共通システムの利用による、内部統制評価手続の効率的な実施
- 監査費用の低減策については、農協の場合と共通するものと言える。ただし、拠点の少なさ・各拠点における事業内容の同一性、全国レベルでの共通システムの利用といった特徴を有していることから、「重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一」については、重要性は高くないものと考えられる。
- 公認会計士監査の監査時間と中央会監査の監査時間を比較調査した結果、
 - ・ 低減策の効果を織り込んでいない「通常」ケースでは、31%程度の増加となる
 - ・ 低減策の効果を織り込んだ上で、
 - 制度移行時点を想定した「効率化①」ケースでは 16%の増加
 - 制度移行から 3 年経過後を想定した「効率化③」ケースでは 10%以内の増加にとどまるという試算結果となった。

(1) 信連の監査の特徴

信連は、農協及び農林中央金庫とともに JA バンクを構成する、都道府県段階の連合会組織であり、農協の事業運営をサポートする都道府県域機能を発揮するとともに、地域金融機関として農協と連携して金融サービスを提供している。金融サービスとして、会員組合等の事業に必要な資金の貸付け、会員組合等の貯金等の受入れ等を行っている。JA バンクは、自主ルールとして JA バンク基本方針¹¹ を設けており、JA バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、

¹¹ 「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JA バンク会員（農協・信連・農林中央金庫）総意のもとに制定されている。

スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」を2つの柱として運営している点に特徴がある。

① 資金調達及び運用の構造

JA バンク基本方針において、信連は、JA バンク全体での安全で効率的な運用を確保するため、農協の余裕金の原則3分の2を下限として貯金を受け入れることが定められており、貯金受入先は農協が大部分を占めている点に特徴がある。また、その資金運用としては、資金を必要とする農協、農業に関連する企業・団体の他、都道府県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っている。余裕金は、農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っているが、農協と同様に安全で効率的な運用を確保するため、時価の変動リスクが高い商品への投資を回避する傾向にあることや、JA バンク基本方針において農林中央金庫への預け金が原則2分の1を下限とすることが定められている点に特徴がある。

以上の特徴を背景として、他の金融機関と比較し、効率的に、預け金・有価証券・貯金の残高を検証することが可能となると想定される。

② 他の金融機関と比較した貯貸率

信連は、都道府県域レベルの他の金融機関である信用金庫と比較し、貯貸率が低い傾向にある。平成29年3月期の信用金庫の平均的な貯貸率が50.1%（「信金中金地域・中小企業研究所2016年度信用金庫概況」より抜粋）であるのに対し、平成28年3月期の信連の平均的な貯貸率は11.1%（「平成27事業年度農業協同組合連合会統計」より算出）となっている。したがって、事業規模における貸出割合は低い傾向にあるため、貸出金の残高の検証は効果的かつ効率的に実施することが可能と想定される。

③ 法人向け事業資金の貸付け

農協の貸出金は、個人農業者への事業資金・住宅ローン・自動車ローン等により、個人向け貸出金が多いが、信連の貸出金は、法人向け事業資金が多い点に特徴がある。法人向け事業資金貸付けの資産査定監査においては、債務者の各事業におけるキャッシュ・フロー生成能力に関する判断の妥当性、債務者の各種資産項目の評価額の妥当性や負債計上の網羅性等に関する資産査定の複雑性が増すことから、資産査定監査には慎重な検討を要する。

④ 拠点の少なさ・各拠点における事業内容の同一性

多くの農協は複数拠点であるが、信連は単一拠点である場合が多く、複数拠点を有している場合であっても、拠点数は多くない。また、信連が行っている事業は信用事業のみであり、農林中央金庫の指導の下、全国的に統一された業務処理要領があり、当要領に従って業務処理を行っている限りは、複数拠点を有する場合であっても、内部統制評価においてそれらを異質の内部

統制として評価する必要はない。したがって、内部統制評価手続や実証手続は本部にて実施することが可能となり、効率的に監査手続を実施することが可能となると想定される。

⑤ IT 全般統制の整備運用状況

多くの農協においては、全国レベルでの共通システムや、都道府県単位の電算センターが運用するシステムを利用しているが、信連も農協と同じ全国レベルでの共通システムを中心に利用している。そのため、公認会計士監査時間の試算にあたっては、86 号報告書の利用を前提として試算している。このことから、監査に係る負担や監査時間を抑制することが可能となると想定される。

(2) 監査時間の試算結果及び分析

① 公認会計士監査と中央会監査の監査時間の差の要因分析

調査対象として選定した信連に関する公認会計士監査の監査時間（「通常」ケース）の試算結果と中央会監査の監査時間を比較すると、次のとおりである。以下、監査時間の試算結果をもとに差異分析を行う。

表 23. 公認会計士監査（「通常」ケース）と中央会監査の監査時間

	監査時間				
		監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見の 形成
公認会計士監査（通常）	1,315	165	346	634	170
中央会監査	1,001	126	163	677	35
差異	314	39	183	-43	135

i. 全体的な差異の要因

「通常」ケースの公認会計士監査の監査時間は、農協に関する監査時間の試算と同様に、公認会計士監査が初度監査という前提の下で試算している。

農協と同様に、信連においても公認会計士は、リスク・アプローチに基づく監査を遂行する際、内部統制の理解に多くの時間を要する。また、実証手続の構築のため、貸出先及び余裕資金の運用等の特徴の理解に多くの時間を要する。

このほか、監査を受ける信連側は、公認会計士監査で依頼される新たな資料や質問への対応などが必要となることも想定される。

加えて、監査の文書化については、前述の農協監査と同様、初度監査である公認会計士監査の方が継続監査を行っている中央会監査に比べ、手間を要することが見込まれるため、監査時間の増加要因となる。

このような状況は、「通常」ケースにおける公認会計士監査の監査時間が、中央会監査

と比較して増加する要因になると考えられる。

ii. 監査計画・統制リスク評価の時間増加・実証手続の時間減少の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、監査計画・統制リスク評価の監査時間が増加する一方で、実証手続の監査時間が減少している。

これは、監査計画・統制リスク評価の監査時間は、「3.（2）監査時間に関する分析」の農協での比較分析にて述べたとおり、公認会計士監査における監査初年度における監査計画の立案手続、監査調書の一からの文書化、監査契約更新手続等により増加すると考えられる。

これに対して、実証手続の時間減少要因は、3.（2）における農協での比較分析にて述べたとおり、中央会監査はリスク・アプローチの徹底・高度化の取り組みを継続的に図っている状況にあることが背景にあると考えられる。また、中央会監査においては、監査対象となる本決算の財務諸表に加えて、中間仮決算時点の財務諸表に対する手続等を実施する場合があることなども、実証手続時間が相対的に大きくなる背景にあると考えられる。

iii. 監査意見の形成の時間増加の要因

公認会計士監査の試算値では、中央会監査と比較して、意見形成の時間が増加している。

公認会計士監査の監査時間は、相談事項も監査意見の形成の時間に含めて試算している。公認会計士監査においては、新規の取引や会計基準の適用をはじめとして、検討が必要な事項等について、監査期間全体にわたり被監査組織から相談を受け監査を行う。

一方、中央会監査においては、都道府県中央会の経営指導担当部局との連携も重視し、監査を遂行するという特色があり、監査時間の算定においては、経営指導担当部局が相談業務等に要した時間は含まれていないため、大きな差が発生している。

また、公認会計士監査の監査時間の試算においては、品質管理に関する時間は監査意見の形成の時間に含めていることも増加の要因となっている。

iv. 監査時間の増減要因の整理

上記を踏まえると、信連における監査計画・統制リスク評価・実証手続・監査意見の形成に関する公認会計士監査の監査時間の中央会監査の監査時間に対する増減要因は、農協における監査時間の増減要因と共通しているものと考えられる。したがって、信連における中央会監査と比較した際の公認会計士監査の監査時間の一般的な増減要因は、3.（2）にて述べた農協における監査時間の増減要因の整理と同様であると考えられる。

(3) 監査時間の低減策

信連における監査時間の低減策は、基本的に農協の場合と共通するものと言える。ただし、信連は上述のとおり、

- ・ 単一拠点で事業を行っている場合が多く、事業拠点を複数有している場合であっても、農協のように多くの事業拠点数は有していないこと
- ・ 農協のように複数の事業を行っておらず、信用事業のみ行っており、かつ、業務に使用するシステム及び業務処理手順が全国で統一整備されていること

との特徴を有している。このため、農協における低減策として提言した「重要な事業や支店間の業務手順・統制手続の統一」については、信連に関しては、重要性は高くないものとする。

また、金融機関である信連の監査においては、貸出先の債務償還能力から判定した貸出金の将来キャッシュ・フローに基づく回収可能額を算定する資産査定監査に多くの時間を費やすことが想定される。信連側においては、第三者が見ても債務者区分の合理的な判断根拠が分かるよう明確に資産査定資料を作成し、公認会計士側においては、初度監査にて貸出先の事業内容・財務状況・収支状況を把握し、監査上の判断過程を適切に調書化することにより知識が蓄積され、2年目以降の監査手続を効率的に実施することが可能になると考えられる。

なお、信連のパイロットテストによる現地調査にて共有された気付事項は「4. (1) ④ iv. レ、内部監査などにおける指摘事項への改善対応に関する事項」であったが、これは直接監査費用負担を増加させる要因ではない。

(4) 低減策の効果を織り込んだ試算結果

平成31年度の制度移行までの間に、本調査を通じて明らかとなった課題や論点を各関係者が十分に理解し、上記に記載した低減策に取り組めば、監査時間は減少する。そこで、農協と同様に、これらの対策の効果を織り込んだ、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」のケースを示した。また、逆に、制度移行までの間に低減策が講じられず、信連側には監査上の問題となる内部統制の不備等があり、公認会計士側には信連に関する知見がない場合に見込まれる監査時間について、「増加」ケースとして試算した。

表 24. 低減策の効果を織り込んだ監査時間の試算結果

	公認会計士監査の監査時間					中央会監査の監査時間(F)	中央会監査の監査時間に対する増減率				
	通常 (A)	効率化① (B)	効率化② (C)	効率化③ (D)	増加 (E)		通常 (A-F)/F	効率化① (B-F)/F	効率化② (C-F)/F	効率化③ (D-F)/F	増加 (E-F)/F
信連	1,315	1,161	1,086	1,063	1,583	1,001	31.4%	16.0%	8.5%	6.2%	58.1%

ここでの「通常」、「効率化①」、「効率化②」、「効率化③」、「増加」ケースの試算の想定については、「2. 調査方法 (2) 公認会計士監査の監査時間の試算②監査時間の試算の考え方」(P.6)を参照されたい。

① 「通常」ケース

公認会計士監査の監査時間の試算では、「通常」ケースは初度監査であることを前提としていることから、(2) ①にて記載した要因により、公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間と比較して増加することが想定された。

② 「効率化①」ケース

公認会計士監査の監査時間の試算では、公認会計士側と信連側の双方が低減策を実行し、信連側においては公認会計士監査の受入態勢の水準を十分に高め、公認会計士側においては信連の財務構造・内部統制・特有の会計処理等に関する理解を進めるなど、監査準備を効果的・効率的に行うことにより、「通常」ケースから 12%程度の監査時間を低減することが可能であるという結果が得られた。

③ 「効率化②」ケース

公認会計士側と信連側の双方が初年度の監査経験を活用することにより、効率的に監査を実施することが可能となると考えられる。特に、初度監査にて理解した信連の資産査定態勢及び貸出先の債務者の事業内容の特徴・財務内容・収支状況等に関する情報は、継続監査の場合には、資産査定の複雑性を低減させることが可能となる。

したがって、本報告書で示した対策を事前に講じた上で継続監査を前提とすれば、対策を講じなかった場合に比べて大幅な監査時間の削減が可能となると考えられ、中央会監査の監査時間の 10%以内の増加にとどまる（「通常」ケースと比べた増加割合は、「効率化②」ケースから更に 2%強縮減することができる）という結果が得られた。

④ 「効率化③」ケース

信連は、単一拠点で事業を行う場合が多く、ローテーション往査に関する論点が生じるケースは少ないことが想定されることから、公認会計士側においては業務プロセスに対して相当程度の心証をもって監査計画を作成することができ、監査手続も効率的に実施することができる。また、信連側においても公認会計士監査の理解が十分に深まっており、監査対応も習熟していると想定される。

以上より、上述の低減策に対応し、効率化の徹底を図ることで、公認会計士監査の監査時間は、「通常」ケースに比べて監査時間は大幅に減少させることができると考えられ、中央会監査の監査時間の 10%以内の増加にとどまるという結果が得られた。

⑤ 「増加」ケース

「増加」ケースの試算結果は、中央会監査の監査時間と比較して、大幅な監査時間の増加が想定されることとなった。

以上より、低減策が講じられた上で、継続監査にて公認会計士が信連に関する監査手続に習熟し、信連が公認会計士監査対応に習熟することにより、監査 2 年目以降には公認会計士監査の監査時間は中央会監査の監査時間とほぼ同水準になると言える。このことは、公認会計士監査への制度移行は、一定の時間が経過し、各ケースで想定した通りの効率化が進行した場合には、信連にとって大きな負担の増加にならないものと考えられる。

※ 信連の事業は信用事業のみであり、全国的に統一された業務手順・統制手続が定められているため、統合対象となる業務プロセスは特に識別されなかった。このため、業務プロセスの統合を想定した場合の監査時間の低減効果に関する試算は行わない。

【交通費等の実費の調査結果と分析】

11. 交通費等の実費の調査結果と分析

(1) 交通費等の実費の調査結果

公認会計士監査の監査時間の試算結果に基づき監査業務を提供する場合に必要な交通費等（宿泊費等を含む）の試算結果（「通常」ケースについて調査）と、中央会監査の交通費等実費の調査結果は、次のとおりである。

表 25. 交通費等の調査（単位：千円）

組合	近隣政令指定都市		県庁所在地		中央会交通費
	宿泊	通勤	宿泊	通勤	
【農協】					
農協 5	1,584			248	129
農協 10		1,954		488	172
農協 9	1,825		1,863		1,236
農協 3	2,024			242	48
農協 1		389		237	163
農協 2	2,440			584	347
農協 6	2,230			685	70
農協 11		1,134		175	2,324
農協 8	1,710		1,450		797
農協 4	1,804			367	54
農協 7	1,853		1,365		627
農協合計	15,471	3,477	4,679	3,026	5,967
【連合会】					
厚生連		131		131	1,608
経済連		402		402	79
信連		65		65	722
連合会合計	0	597	0	597	2,409

集計結果に関して留意すべき事項は、次のとおりである。

ここでの公認会計士監査の交通費は、監査時間の試算の際に想定した各組合の本所及び支所等への往査に必要と考えられるものをすべて洗い出して集計している。しかし、公認会計士

監査の実務上は、交通費の請求対象にならないケースも多い。

中央会監査における交通費については、平成 28 年度の監査実績に基づく実費を集計した。中央会監査では、交通手段として自家用車が利用され、この場合の実費相当額の精算に関する規程等がある場合が多い。このため、これに基づいて支払われた燃料代等の精算額が交通費等に含まれている。他方、公認会計士監査に関しては、自家用車の利用可能性は監査人によっても様々であるため、一定の仮定を置くことは困難と考え、自家用車の利用は想定せずに、移動手段は公共交通機関とタクシー（タクシー代が 8 千円を超える場合にはレンタカー）のみを用いるとして試算した。ただし、実務上は、自家用車を利用できる場合もあり、この場合は、自家用車の利用に係る部分の交通費は、請求対象としないことが殆どであると考えられる。

また、監査の実務においては、公認会計士監査の監査契約は、被監査組織との個別の契約によって条件が決まるため、報酬単価や交通費の精算等の条件は様々であることにも、特に留意が必要である。具体的には、交通費の請求を往査の実績に応じて請求せずに、監査報酬全体の金額に含めるケースもあれば、契約時に年間の拠点往査の計画を組んで、交通費は契約当初に固定額で決めるケースもある。また、実費による精算を前提としつつも、拠点往査において監査対応担当者の社用車に同乗すること等により、交通費の精算を不要とする場合もある。

（２）交通費等の実費に関する分析

公認会計士の監査事務所の所在地が交通費等に与える影響が大きいため、本調査では、表に記載のとおり 2 つのパターン（主な政令指定都市起点、都道府県庁所在地起点）を想定した。

主な政令指定都市を起点とした場合の試算値は、大手の監査法人であれば一定規模以上の政令指定都市に監査事務所がある可能性が高いことを想定したものである。ここでは例えば、交通費試算の起点となり得る政令指定都市に中央会の拠点が所在する都道府県の場合や、一部の連合会のように東京に所在する全国中央会の全国監査部が監査を行う場合などにおいて、公認会計士監査の交通費は中央会監査と比較しても大きな差がない、もしくは公認会計士監査の交通費が中央会監査の交通費を下回る試算結果も見受けられる。

都道府県庁所在地を起点とした場合の試算値は、現在の中央会監査と最も近い起点を想定したものであり、監査の拠点を有する大手監査法人や、地場の監査法人などが、このケースに該当し得る。この場合には、公認会計士監査の交通費は、主な政令指定都市を起点とした場合よりも少なく試算されるものの、そのことにより中央会監査を下回る程度まで交通費が少なくなるケースは稀で、概して中央会監査の交通費が少ない結果となった。

平成 29 年度農協監査・事業利用実態調査における
農協等の監査費用に関する調査委託事業

調査報告書

別紙

平成 30 年 3 月

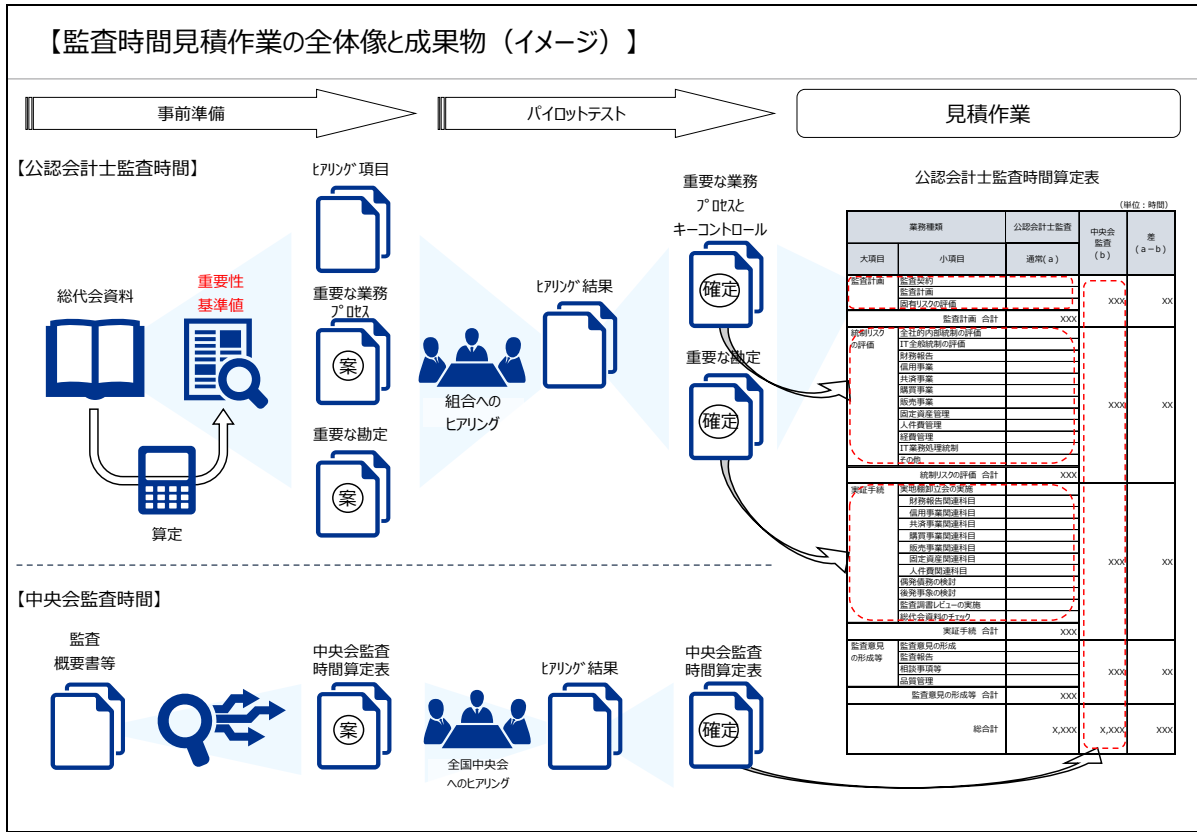
有限責任 あずさ監査法人

目次

別紙 1 公認会計士監査時間の計算過程	1
【1-1】 公認会計士監査の監査時間見積りの前提	2
【1-2】 公認会計士監査時間算定表	3
別紙 2 農協のヒアリング項目と結果	6
別紙 3 重要勘定一覧表	8
別紙 4 キーコントロール一覧	15
別紙 5 中央会監査時間の算定表	17
別紙 6 調査対象組合と監査見積結果	18
【6-1】 公認会計士監査の監査時間見積りの前提	18
【6-2】 監査時間の見積結果総覧	22

別紙 1 公認会計士監査時間の計算過程

ここでは、公認会計士監査の監査時間の計算過程を説明する。最初に、監査時間見積作業の全体像を俯瞰しておきたい。以下は、監査時間見積作業の概要と成果物の対応関係を示したイメージ図である。



公認会計士監査の監査時間は上図の流れに沿った作業を経て試算されることとなる。

具体的には、パイロットテスト前に調査対象組合の総代会資料を入手し、決算書から重要性の基準値の算定を行った。これをベースにその時点で推定される重要な業務プロセス・重要な勘定を決算書より導出するとともに、パイロットテスト時にヒアリングにて確かめるべき事項をヒアリング項目として整理した。

パイロットテスト時には、調査対象組合の組合長や監事、各事業の担当者へヒアリング項目に沿った聞き取りを行い、事前に推定した重要な業務プロセス・重要な勘定の認識を変更する必要性の有無を確認するとともに、重要な業務プロセスごとの業務の流れを理解しつつ、キーコントロールを特定した。

ヒアリングにより得た情報を踏まえ、重要な業務プロセス、キーコントロール、重要な勘定を最終化し、ヒアリングした組合の全般的事項も考慮しながら監査計画時間の見積りを行った後に、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等にかかる監査時間を試算した。これらのプロセスを経て、各調査対象組合について、「公認会計士監査時間算定表」を完成させた。

また、パイロットテスト時には、上記の聞き取りだけでなく、並行して全国中央会へのヒアリングも行っている。このため、上記イメージ図では、中央会監査時間の見積概要も含めて記載した。中央会監査時間の見積りに際しては、パイロットテスト前に入手した監査の実績に関する資料をもとに、公認会計士監査時間算定表において採用している４区分（監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等）に沿って、全国中央会による直近事業年度の監査実績時間を配分・集計した。パイロットテスト時には、実際の監査方針、監査メンバー構成や往査日程、監査上の留意事項、監査概要書・審査資料に表現されない監査時間の存在などについて、全国中央会関係者に対して直接ヒアリングを行い、その結果を踏まえ、「中央会監査時間算定表」にて中央会監査にかかる監査時間を算定した。

ここで、公認会計士監査時間算定表においては、本調査報告の様々な利用者に示唆を与え得よう、見積監査時間を複数のケースに基づき用意することとした。調査報告書本紙 P.6 に記した監査時間の試算の考え方にて定義した各ケースの前提を、以下に再掲する。本調査報告を利用する際には、各前提事項に十分に留意されたい。

【1-1】公認会計士監査の監査時間見積りの前提

通常	組合側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備がなく、重要な虚偽表示もない場合で、組合に対する一定の知識や経験を有する監査人が監査を受嘱した場合に想定される監査時間。
効率化①	移行初年度までに、監査費用低減策が講じられ、その効果を織り込んだ場合に想定される初年度監査の監査時間。
効率化②	効率化①を前提とした制度移行後２年目に想定される監査時間。すなわち、制度移行後初年度の監査が終了し、監査を担当する公認会計士が継続して監査を受嘱した場合に、監査する公認会計士側と組合側の双方において、初年度で得た知識や経験を基に更に協力して効率化が進むことを想定した場合の監査時間。
効率化③	制度移行後３年が経過し、支店往査も一巡する等、監査業務が安定してきた場合に想定される監査時間。
増加	組合側において、識別された内部統制の運用に監査上問題となる不備が検出された場合や、決算体制や財務報告に監査上の問題とすべき事項が検出された場合、また、組合に対する知識や経験のない監査人が監査を受嘱した場合等に想定される監査時間。

実際の監査時間見積時には、上記複数のケースのうち「通常」ケースに沿って試算を行い、それをベースに「効率化」、「増加」それぞれの監査時間を試算した。

【1-2】公認会計士監査時間算定表

【公認会計士監査時間算定表】(1/2)

(単位：時間)

業務種類		公認会計士監査					中央会 監査 (b)	差 (a-b)
大項目	小項目	増加	通常(a)	効率化①	効率化②	効率化③		
監査計画	監査契約	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	監査計画	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	固有リスクの評価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	監査計画 合計	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
統制リスク の評価	全社内部統制の評価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	IT全般統制の評価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	財務報告	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	信用事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	共済事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	購買事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	販売事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	直売事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	利用事業	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	固定資産管理	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	人件費管理	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	IT業務処理統制	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	その他	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
統制リスクの評価 合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
実証手続	実地棚卸立会の実施	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	財務報告関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	信用事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	共済事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	購買事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	販売事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	直売事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	利用事業関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	固定資産関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	人件費関連科目	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	偶発債務の検討	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	後発事象の検討	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	監査調書レビューの実施	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	総代会資料のチェック	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
実証手続 合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
監査意見 の形成等	監査意見の形成	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
	監査報告	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	相談事項等	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
	品質管理	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
監査意見の形成等 合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx		
総合計		xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

【公認会計士監査時間算定表（監査計画～統制リスクの評価）】（2/2）

業務種類		公認会計士監査 (単位：時間)	見積に当たり想定した作業/ 統制リスク評価対象と想定した事業/ 検証対象と想定した勘定科目
大項目	小項目	「通常」ケース	
監査計画	監査契約	×××	契約リスク評価、契約書の作成
	監査計画	×××	監査の基本的な方針の決定と文書化、重要性の基準値の決定、往査事業所の選定、詳細な監査計画の策定と文書化、チームミーティング等
	固有リスクの評価	×××	企業環境の把握、不正リスクの検討、分析、科目特性の検討、監査アプローチの決定
監査計画 合計		×××	
統制リスク の評価	全社的內部統制の評価	×××	質問、資料の閲覧、テスト手法の検討、調書レビュー等
	IT全般統制の評価	×××	JAのアクセスコントロール、県域システムの86号報告書の評価、テスト手法の検討、調書レビュー等
	財務報告	×××	キーコントロール数合計：●（仕訳、決算報告）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	信用事業	×××	キーコントロール数合計：●（貯金、貸出、運用、資産査定）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	共済事業	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	購買事業	×××	キーコントロール数合計：●（資材、生活、葬祭）、テスト手法の検討、調書レビュー等
	販売事業	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	...	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	...	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	固定資産管理	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	人件費管理	×××	キーコントロール数合計：●、テスト手法の検討、調書レビュー等
	IT業務処理統制	×××	信用事業、購買事業、販売事業に係るJAにおけるIT業務処理統制の評価、県電算センターにおけるIT業務処理統制86号報告書の評価、テスト手法の検討、調書レビュー等
	その他	×××	全国システムに係る86号報告書の評価等 ～信用事業、共済事業での全国システム利用を前提 評価対象とどうかの検討
統制リスクの評価 合計		×××	

【公認会計士監査時間算定表（実証手続～監査意見の形成等）】（2/2）

業務種類		公認会計士監査 (単位：時間)	見積に当たり想定した作業/ 統制リスク評価対象と想定した事業/ 検証対象と想定した勘定科目
大項目	小項目	「通常」ケース	
実証手続	実地棚卸立会の実施	×××	棚卸立会～調書レビューは購買事業にて行う前提
	財務報告関連科目	×××	仕訳検証、税金・税効果、・・・、調書レビューフォロー等
	信用事業関連科目	×××	現金、預金、有価証券、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	共済事業関連科目	×××	共済貸付金、共済資金、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	購買事業関連科目	×××	経済事業未収金、購買品、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	販売事業関連科目	×××	販売手数料、経済受託債権、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	・・・	×××	・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	・・・	×××	・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、調書レビューフォロー等
	固定資産関連科目	×××	有形固定資産、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	人件費関連科目	×××	退職給付引当金、・・・、分析の実証手続手法・サンプリング手法の検討、 調書レビューフォロー等
	偶発債務の検討	×××	議事録レビュー、弁護士確認等
	後発事象の検討	×××	議事録レビュー、質問回答の吟味等
	監査調書レビューの実施	×××	実証手続時間の10%程度
	総代会資料のチェック	×××	数値のチェック、レビュー、修正フォロー等
実証手続 合計		×××	
監査意見 の形成等	監査意見の形成	×××	財務諸表の総括的吟味、監査差異の検討、監査実施状況の確認と要約、 審査受審、経営者確認書の検討、継続組合の前提に係る検討、 チームミーティング等
	監査報告	×××	監査報告書の作成、長文式報告書の作成、報告会の実施等
	相談事項等	×××	相談事項の検討・報告
	品質管理	×××	会計・監査に関する留意事項への対応状況の確認等
監査意見の形成等 合計		×××	
総合計		×××	

別紙２ 組合のヒアリング項目と結果

【ヒアリング項目と結果（抜粋）】

①事業内容、役員体制、財務状況、経営環境の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
事業内容	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	①購買事業 取扱い規模が大きい生産資材は、肥料・農薬・飼料・農機具等である。取扱い規模が大きい生活資材は、食品・葬祭等である。 ②販売事業 主な取扱い品目は、米・果実及び畜産等であり、全て受託販売である。 ③直売事業 直売所における生産物の販売、営農経済センターからの生産物の直接販売を行っている事業である。 ④XXX																																																																							
財務状況	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	・自己資本比率は〇％である。 ・各事業総利益の内訳は以下の通りである。 <table><tr><th rowspan="2">段階損益</th><th colspan="8">事業区分</th></tr><tr><th>信用事業</th><th>共済事業</th><th>購買事業</th><th>販売事業</th><th>直売事業</th><th>利用事業</th><th>その他</th><th>合計</th></tr><tr><td>事業総利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業管理費</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>事業外損益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>特別損益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr><tr><td>税引前利益</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td><td>××</td></tr></table> ・計画対比では、信用事業〇％、共済事業〇％、購買事業〇％、販売事業〇％、直売事業〇％、利用事業〇％である。 ・事業利益は近年減少傾向にあり、財務構造上、信用事業と共済事業で事業総利益の〇割を占めている。 ・また、近年支店統廃合を進めており、将来廃止が見込まれる施設について減損損失を計上している。	段階損益	事業区分								信用事業	共済事業	購買事業	販売事業	直売事業	利用事業	その他	合計	事業総利益	××	××	××	××	××	××	××	××	事業管理費	××	××	××	××	××	××	××	××	事業利益	××	××	××	××	××	××	××	××	事業外損益	××	××	××	××	××	××	××	××	特別損益	××	××	××	××	××	××	××	××	税引前利益	××	××	××	××	××	××	××	××
段階損益	事業区分																																																																								
	信用事業	共済事業	購買事業	販売事業	直売事業	利用事業	その他	合計																																																																	
事業総利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業管理費	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
事業外損益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
特別損益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
税引前利益	××	××	××	××	××	××	××	××																																																																	
...																																																																									
②支店や子会社を含む組織の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
支店	総代会資料閲覧・ 管理部長ヒアリング	支店数は現在〇支店あり、主として信用・共済事業を行っている拠点である。各支店における業務フローは基本的に統一できている。																																																																							
営農センター	同上	XXX																																																																							
③内部統制の状況の把握																																																																									
項目	実施手続	結果																																																																							
全般	管理部長ヒアリング	・組織体制、利用システム、決算体制、決算財務報告プロセス等に関する質問及び資料閲覧を実施した。 ・年度決算においては、各事業部にて月次決算処理を行った情報を収集した上で、本店にて決算修正仕訳を入力していることに基づき、別紙のキーコントロールを選定した。																																																																							
購買事業	所管事業部 役席者ヒアリング	・生産資材・生活物資の保管場所及び業務フローについて質問及び資料閲覧を実施した。 ・生産資材の受入・供給・債権債務・棚卸資産管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。 ・生活物資は宅配事業が主たる事業であり、受入・供給管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。 ・葬祭事業は子会社に業務委託を行っており、供給管理による財務報告の正確性の検証過程に基づき、別紙のキーコントロールを選定した。																																																																							
販売事業	同上	XXX																																																																							
...																																																																									
④経営者ディスカッションを通じた経営姿勢、監査に対する態度の把握																																																																									
項目	実施手続																																																																								
農協の事業活動等	＜主として以下の手続により経営姿勢の把握を行った＞ ・経営方針及び経営理念について、どのような方法で職員に伝達しているか質問を実施した。 ・農協の事業戦略を進めるにあたり、阻害要因となる事項や事業上のリスク等懸念される事項について質問を実施した。 ・組合員構成及びガバナンスの状況と課題について質問を実施した。 ・重要な設備投資・縮小計画等の投資計画について質問を実施した。 ・XXX																																																																								
...																																																																									
⑤勘定科目の内容及びリスクの把握																																																																									
勘定科目	実施手続																																																																								
現金・預金・有価証券・出資	事業担当者に業務処理・会計処理・保管場所・有価証券毀損リスクを質問し、勘定内訳明細を閲覧することにより、財務諸表における虚偽表示のリスクを把握した。																																																																								
貸出金・資金運用収益・ その他の信用事業負債	事業担当者に業務処理・会計処理・主な貸出先を質問し、勘定科目明細を閲覧することにより、財務諸表における虚偽表示のリスクを把握した。																																																																								
...																																																																									
※上記手続により勘定科目の内容及びリスクを把握し、それに応じた監査アプローチ（統制への依拠 or 実証手続中心）を決定した。																																																																									
⑥その他、監査報酬の見積もりに必要な事項																																																																									
項目	実施手続																																																																								
...																																																																									

＜ ヒアリング項目設定の目的と考え方 ＞

上表は、組合へのパイロットテストの結果を整理したものの抜粋である。実際の作業では、パイロットテスト前に調査対象組合の総代会資料を入手・吟味し、決定した重要性の基準値に照らして、重要な業務プロセスと重要な勘定の素案を策定することとなる。この段階では、重要な業務プロセス・重要な勘定は総代会資料の閲覧結果を踏まえた暫定版であるため、これを確定するために必要と考えられる各種情報をヒアリング項目として整理し、そのうえで、パイロットテスト時には当該ヒアリング項目に沿って、各事業担当者等への聞き取りを行った。その結果得られた情報・心証をもとに、重要な業務プロセスごとのキーコントロール、重要な勘定の最終化を行い、これを公認会計士監査の監査時間の見積材料とした。

個々のヒアリング項目は、監査基準委員会研究報告第1号「監査ツール」と関連する監査基準委員会報告書等を参考としつつ、パイロットテストとしての本件調査業務の性質を踏まえ、適宜項目の加減を行った。

＜ ヒアリング結果の見積への反映 ＞

上表中の「③内部統制の状況の把握」項目を参照されたい。管理部長等へのヒアリングにより、年度決算においては、各事業部にて月次決算処理を行った情報を収集した上で、本店にて決算修正仕訳を入力していることが確認できる。実際の見積時には、当該ヒアリング結果を踏まえ、財務報告プロセスにおいて「（本店における）支店決算締め内容の確認及び承認」のキーコントロールを識別した。その上で、必要な統制リスク評価の手続として、当該コントロールの整備状況の確認、期を通して有効に運用されていることの検証にそれぞれ必要となる手続を設定し、それらの遂行に通常要すると考えられる監査時間を見積った。監査時間は、このような作業の結果試算された時間を積み上げ、集計することにより計算している。

別紙 3 重要勘定一覧表

重要性	
重要性の基準値	×××
手続実施上の重要性	×××

							単位	×××
取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等	
		業務プロセス						
項目名	金額	プロセス名						
【貸借対照表】								
(資産の部)								
1. 信用事業資産		×××				-	合計科目	
①現金		×××				●	信用事業	
②預金		×××				-	合計科目	
系統預金		×××				●	信用事業	
系統外預金		×××						
③有価証券		×××				-	合計科目	
国債		×××	信用事業プロセス			●	信用事業	
地方債		×××	信用事業プロセス			●	信用事業	
金融債		×××	信用事業プロセス			●	信用事業	
社債		×××	信用事業プロセス			●	信用事業	
④貸出金		×××	信用事業プロセス			●	信用事業	
⑤その他の信用事業資産		×××				-	合計科目	
未収収益		×××				●	信用事業	
その他の資産		×××						
⑥貸倒引当金		×××	信用事業プロセス	●		●	●	信用事業
2. 共済事業資産		×××				-	合計科目	
①共済貸付金		×××	共済事業プロセス			●	共済事業	
②共済未収利息		×××						
③貸倒引当金		×××						
3. 経済事業資産		×××				-	合計科目	
①経済事業未収金		×××	購買事業プロセス			●	購買事業	
②経済受託債権		×××	販売事業プロセス			●	販売事業	
③棚卸資産		×××				-	合計科目	
購買品		×××	購買事業プロセス			●	購買事業	
その他の棚卸資産		×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
項目名	金額	業務プロセス					
		プロセス名					
④その他の経済事業資産	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
⑤貸倒引当金	×××	信用事業プロセス	●		●	●	信用事業
4. 雑資産	×××					-	合計科目
①雑資産	×××					●	財務報告
②貸倒引当金	×××						
5. 固定資産	×××					-	合計科目
①有形固定資産	×××					-	合計科目
建物	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
機械装置	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
土地	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
その他の有形固定資産	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
減価償却累計額	×××	固定資産プロセス				●	固定資産
②無形固定資産	×××						
6. 外部出資	×××					-	合計科目
①外部出資	×××					-	合計科目
系統出資	×××	財務報告プロセス	●			●	財務報告
系統外出資	×××	財務報告プロセス	●			●	財務報告
子会社等出資	×××						
②外部出資等損失引当金	×××						
7. 繰延税金資産	×××		●			●	財務報告
(負債の部)							
1. 信用事業負債	×××					-	合計科目
①貯金	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
②借入金	×××						
③その他の信用事業負債	×××					-	合計科目
未払費用	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
その他の負債	×××					●	信用事業
2. 共済事業負債	×××					-	合計科目
①共済借入金	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
②共済資金	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
③共済未払利息	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
④未経過共済付加収入	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
⑤その他の共済事業負債	×××						
3. 経済事業負債	×××					-	合計科目
①経済事業未払金	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
②経済受託債務	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
③その他の経済事業負債	×××						
4. 雑負債	×××					-	合計科目
①未払法人税等	×××					●	財務報告
②資産除去債務	×××						
③その他の負債	×××					●	財務報告
5. 諸引当金	×××					-	合計科目
①賞与引当金	×××						
②退職給付引当金	×××		●			●	人件費
③役員退職慰労引当金	×××						
④ポイント引当金	×××						
6. 再評価に係る繰延税金負債	×××					●	財務報告
負債の部合計	×××					-	合計科目
(純資産の部)							
1. 組合員資本	×××					-	合計科目
①出資金	×××					●	財務報告
②利益剰余金	×××					-	合計科目
利益準備金	×××					●	財務報告
その他の利益剰余金	×××					-	合計科目
・特別積立金	×××						
・福祉目的積立金	×××						
・農業振興法人等支援積立金	×××						
・営農振興事業及び支店施設強化積立金	×××					●	財務報告
・経営安定対策積立金	×××					●	財務報告
・当期末処分剰余金	×××						
(うち当期剰余金)	×××						
③処分未済持分	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
2. 評価・換算差額等	×××					-	合計科目
① 其他有価証券評価差額	×××					●	信用事業
② 土地再評価差額金	×××					●	固定資産
【損益計算書】							
1. 事業総利益	×××					-	合計科目
① 信用事業収益	×××					-	合計科目
資金運用収益	×××					-	合計科目
（うち預金利息）	×××					●	信用事業
（うち有価証券利息）	×××						
（うち貸出金利息）	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
（うちその他受入利息）	×××						
役務取引等収益	×××						
その他事業直接収益	×××						
その他経常収益	×××						
② 信用事業費用	×××					-	合計科目
資金調達費用	×××					-	合計科目
（うち貯金利息）	×××	信用事業プロセス				●	信用事業
（うち給付補填備金繰入）	×××						
（うち借入金利息）	×××						
（うちその他支払利息）	×××						
役務取引等費用	×××						
その他経常費用	×××					-	合計科目
（うち貸倒引当金繰入額）	×××	信用事業プロセス	●			●	信用事業
（うち貸出金償却）	×××						
信用事業総利益	×××					-	合計科目
③ 共済事業収益	×××					-	合計科目
共済付加収入	×××	共済事業プロセス				●	共済事業
共済貸付金利息	×××						
その他の収益	×××						
④ 共済事業費用	×××						
共済借入金利息	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
共済推進費	×××						
共済保全費	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金繰入額)	×××						
共済事業総利益	×××					-	合計科目
⑤購買事業収益	×××					-	合計科目
購買品供給高	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
その他の収益	×××						
⑥購買事業費用	×××					-	合計科目
購買供給原価	×××	購買事業プロセス				●	購買事業
購買品供給費	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金戻入益)	×××						
購買事業総利益	×××					-	合計科目
⑦販売事業収益	×××					-	合計科目
販売手数料	×××	販売事業プロセス				●	販売事業
その他の収益	×××						
⑧販売事業費用	×××						
その他の費用	×××						
(うち貸倒引当金戻入益)	×××						
販売事業総利益	×××					-	合計科目
⑨直売事業収益	×××	直売事業プロセス				●	直売事業
⑩直売事業費用	×××	直売事業プロセス				●	直売事業
直売事業総利益	×××					-	合計科目
⑪農業倉庫事業収益	×××						
⑫農業倉庫事業費用	×××						
農業倉庫事業総利益	×××						
⑬利用事業収益	×××	利用事業プロセス				●	利用事業
⑭利用事業費用	×××						
利用事業総利益	×××						
⑮宅地等供給事業収益	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
⑩宅地等供給事業費用	×××						
宅地等供給事業総利益	×××						
⑪農用地利用調整事業収益	×××						
⑫農用地利用調整事業費用	×××						
農用地利用調整事業総利益	×××						
⑬旅行事業収益	×××						
⑭旅行事業費用	×××						
旅行事業総利益	×××						
⑮福祉事業収益	×××						
⑯福祉事業費用	×××						
福祉事業総利益	×××						
⑰その他事業収益	×××						
⑱その他事業費用	×××						
その他事業総利益	×××						
⑲指導事業収入	×××						
⑳指導事業支出	×××						
指導事業収支差額	×××						
2. 事業管理費	×××					-	合計科目
①人件費	×××	人件費プロセス				●	人件費
②業務費	×××						
③諸税負担金	×××						
④施設費	×××	固定資産プロセス				●	固定資産
⑤その他事業管理費	×××						
事業利益	×××						
3. 事業外収益	×××					-	合計科目
①受取出資配当金	×××						
②賃貸料	×××						
③雑収入	×××						
4. 事業外費用	×××						
①寄付金	×××						
②貸与資産減価償却費等	×××						

取引種類、勘定残高、開示等		監査に関連する内部統制	会計上の見積り	不正リスク	特別な検討を必要とするリスク	重要な取引種類、勘定残高、開示等	関連する事業等
		業務プロセス					
項目名	金額	プロセス名					
③雑損失	×××						
経常利益	×××					-	合計科目
5. 特別利益	×××						
①固定資産処分益	×××						
②その他の特別利益	×××						
③一般補助金	×××						
6. 特別損失	×××					-	合計科目
①固定資産処分損	×××						
②固定資産圧縮損	×××						
③減損損失	×××	固定資産プロセス	●			●	固定資産
税引前当期利益	×××						
法人税、住民税及び事業税	×××					●	財務報告
法人税等調整額	×××		●			●	財務報告
法人税等合計	×××						
当期剰余金（損失金）	×××						
当期首繰越剰余金	×××						
会計方針の変更による累積的影響額	×××						
会計方針の変更を反映した当期首繰越損失金	×××						
土地再評価差額金取崩額	×××					●	固定資産
農業経営法人等支援積立金取崩額	×××						
福祉目的積立金取崩額	×××						
当期末処分剰余金	×××						

< 重要勘定一覧表作成の目的と考え方 >

パイロットテスト前に、総代会資料より重要性の基準値を算出し、それをベースとして、各勘定残高等が監査上の重要性を有するかどうかの判断を行う。このような重要性の判断の結果を整理したものが、上表の「重要勘定一覧表」である。重要性の判断は、金額として算出される重要性の基準値に比べて残高規模の大小といった単純なロジックの下に行われるものではなく、勘定が本来有する特性、すなわち会計上の見積り要素を含むかどうか、不正リスクや監査上特別な検討を必要とするリスクを含んでいるかどうか、といった監査上の種々の論点について総合的に検討した上で行う必要がある。

別紙 4 キーコントロール一覧

業務プロセス		キーコントロール
財務報告		支店決算締め内容の確認及び承認 起票伝票内容の確認及び承認
信用事業	貯金及び締上	口座開設の承認及びシステム入力内容の照合
		金利のシステム入力内容の照合
		入金取引のシステム入力内容の照合
		出金取引のシステム入力内容の照合
		店舗現金精査結果とシステム残高の照合
		ATM現金精査結果とシステム残高の照合
		日締め処理結果の確認及び承認
		貸出金
	貸出条件のシステム登録内容の照合	
	貸出実行取引の伝票承認及びシステム入力内容の照合	
	貸出回収取引の伝票承認及びシステム入力内容の照合	
	償還条件変更のシステム入力内容の照合	
	運用	
	資産査定	取得及び売却（償還）取引の伝票承認
		自己査定基準等の設定又は改正内容の承認
		査定対象の網羅性の確認
		1次査定承認
		2次査定承認
		条件緩和債権の判定の確認
		本査定結果の承認
		貸倒引当金計上の確認及び承認
	共済事業	
購買事業	資材	供給計上帳票の確認及び承認
		受入計上帳票の確認及び承認
		購買未払金の請求書との照合
		購買未収金の滞留状況の確認及び承認
		売価変更稟議の承認
		棚卸実施結果の確認及び承認
		棚卸資産期末評価結果の確認及び承認
生活	供給データと受入伝票の照合	
葬祭	供給計上帳票の確認及び承認	
販売事業	米	入荷登録帳票とシステム入力内容の照合
		概算金処理伝票の確認及び承認
		販売手数料伝票の確認及び承認
		精算処理伝票の確認及び承認
直売事業		日締め結果と売上日計表との照合 供給計上帳票の確認及び承認 販売手数料伝票の確認及び承認 受入計上帳票の確認及び承認
利用事業	RC/CE	利用単価の承認及びシステム入力内容の照合
		受入数量のシステム入力内容の照合
		利用料伝票の確認及び承認
固定資産管理		取得又は除却取引稟議の承認 固定資産台帳登録内容の確認
人件費管理		人事マスター登録変更の確認 勤怠実績の承認 月次給与計算結果の確認及び承認
IT業務処理統制		販売の自動処理統制 購買の自動処理統制 信用の自動処理統制

＜ キーコントロール一覧作成の目的考え方＞

パイロットテスト前に、総代会資料より推定される重要な業務プロセス一覧の素案を作成する。パイロットテストの際には推定される重要な業務プロセスごとに担当へのヒアリングを行い、推定と実態とのギャップの解消を図るとともに、実態に即した重要な業務プロセスごとにキーコントロールの特定作業を行う。具体的には、推定した複数の重要な業務プロセスについて、実際の業務手順やシステム利用環境などに応じて、重要な業務プロセスを推定した範囲より拡大・縮小することの可否の検討や、ヒアリングにより把握されたコントロールの中から、重要な勘定に与え得る影響などを考慮すると、監査を行う場合に評価対象となることが見込まれるキーコントロールの選別を実施することとなる。その検討や選別の結果を整理し、監査時間の見積りに用いる素材として活用することを主目的としてキーコントロール一覧が作成される。

別紙 5 中央会監査時間の算定表

【中央会監査時間算定表】

(単位：時間)

大項目	業務種類	監査 概要書より	IT統制 評価	審査	業務監査 (控除)	残業・ 事務所	合計
監査計画	予備調査(事務所)	×××					
	監査計画策定	×××					
監査計画 合計		×××	×××	×××	×××	×××	×××
統制リスクの評価	期中Ⅰ	×××					
	期中Ⅱ	×××	×××				
統制リスク評価 合計		×××	×××	×××	×××	×××	×××
実証手続	期中Ⅰ	×××			×××		
	期中Ⅲ	×××					
	期末Ⅰ	×××					
	期末Ⅱ	×××					
	確認対応	×××					
	事前データ分析	×××					
実証手続 合計		×××	×××	×××	×××	×××	×××
監査意見の形成等	意見形成取りまとめ	×××					
	審査	×××		×××			
監査意見の形成等 合計		×××	×××	×××	×××	×××	×××
総合計		×××	×××	×××	×××	×××	×××

＜ 中央会監査時間算定表の作成の目的と考え方 ＞

パイロットテスト前に入手した監査の実績に関する資料をもとに、公認会計士監査時間算定表において採用している4区分（監査計画、統制リスクの評価、実証手続、監査意見の形成等）に沿って、全国中央会による直近年度の監査実績時間を配分・集計する。具体的には、全国中央会が每期実施する予備調査を「監査計画」の区分に、期中監査はその内容に応じて「統制リスクの評価」と「実証手続」の区分に、期末監査を「実証手続」の区分に、監査とりまとめを「監査意見の形成等」にそれぞれ割振り、後述するパイロットテスト時の全国中央会へのヒアリング結果に基づき、4区分間での時間調整を行った。

パイロットテスト時には、監査方針、監査メンバーの構成や往査日程、監査上の留意事項などの中央会監査の概要の他、監査概要書等に表現されない作業の存在など、監査実績時間の網羅的な把握に必要な情報について聞き取りを行った。また、中央会監査の実績時間には公認会計士監査制度の下での実施が想定されない業務監査の時間も含まれている。この業務監査には実質的には財務諸表監査に当たると考えられる作業時間と、純粋な業務監査である作業時間が含まれており、このうち後者を除外するために、監査時間全体に占める業務監査時間の割合についても併せてヒアリングした。

以上のプロセスを経て、入手した関係資料及び聞き取った情報をもとに上表を整理し最終化した。

別紙 6 調査対象組合と監査見積結果

調査対象農協が有する所在地帯・地域、信用事業規模、経済事業規模といった外形的特徴について、農協全体の分布との比較を行うとともに、調査対象組合ごとの監査時間見積結果を示す。

【6-1】公認会計士監査の監査時間見積りの前提

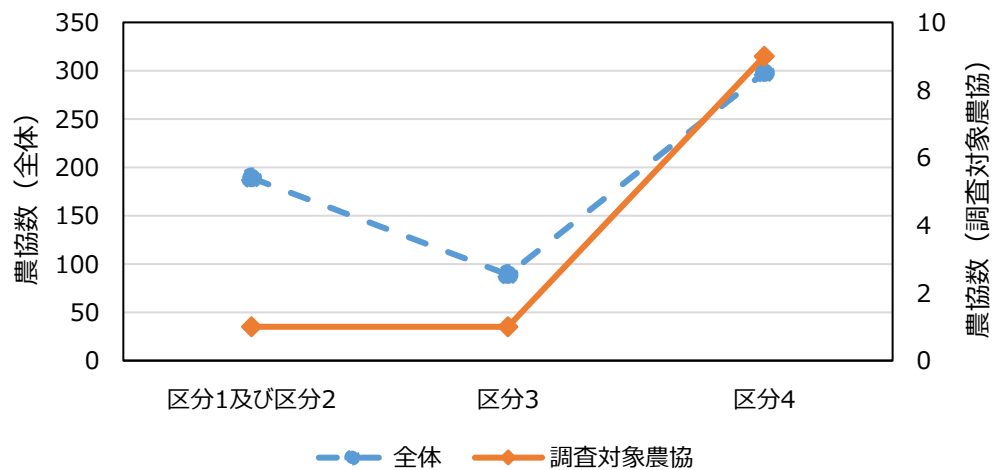
① 調査対象農協の地帯別の選定結果

調査対象農協の地帯別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

< 地帯別分布 >

地帯	農協全体	調査対象農協
区分 1 及び区分 2	189	1
区分 3	89	1
区分 4	298	9

< 地帯別分布状況 >



区分 1：都市地帯、区分 2：都市的農村地帯、区分 3：中山間地地帯

区分 4：農村地帯

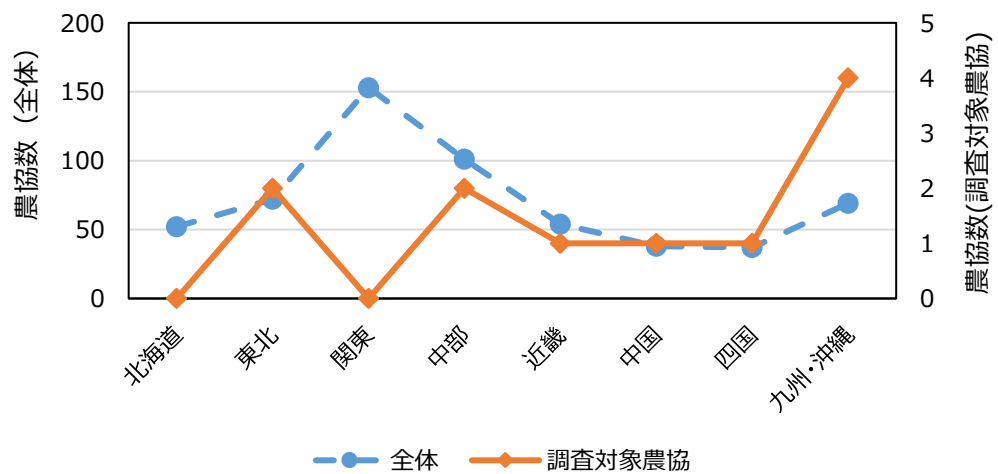
② 調査対象農協の地域別の選定結果

調査対象農協の地域別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

< 地域別分布 >

地域	農協全体	調査対象農協
北海道	52	0
東北	72	2
関東	153	0
中部	101	2
近畿	54	1
中国	38	1
四国	37	1
九州沖縄	69	4

< 地域別分布状況 >



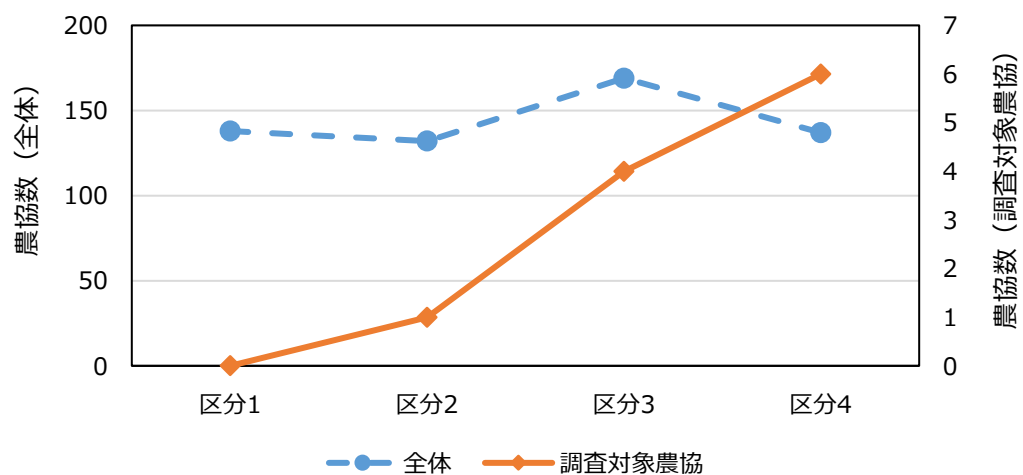
③ 調査対象農協の経済事業規模別の選定結果

調査対象農協の経済事業規模別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

< 経済事業規模別分布 >

経済事業規模	全体	調査対象農協
区分1	138	0
区分2	132	1
区分3	169	4
区分4	137	6

< 経済事業規模別分布状況 >



区分1：販売・購買事業取扱高 50 億円未満

区分2：販売・購買事業取扱高 50 億円以上 100 億円未満

区分3：販売・購買事業取扱高 100 億円以上 200 億円未満

区分4：販売・購買事業取扱高 200 億円以上

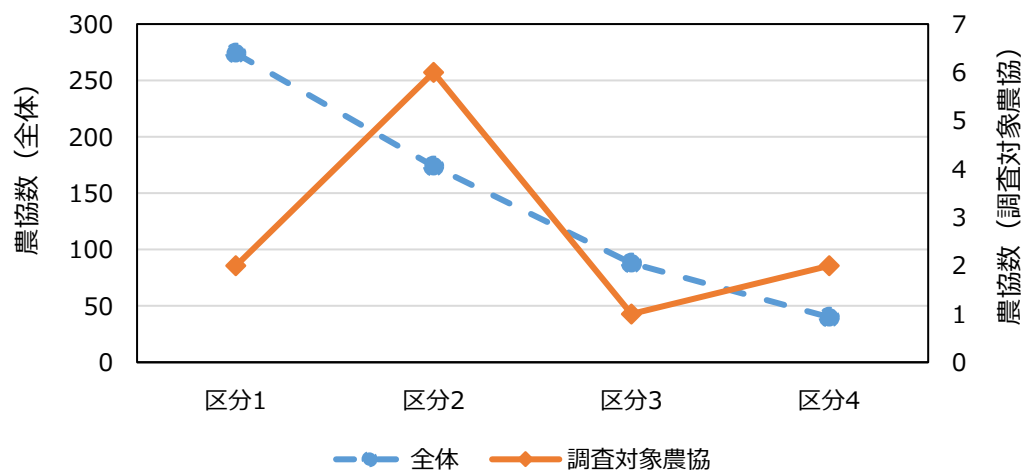
④ 調査対象農協の信用事業規模別の選定結果

調査対象農協の信用事業規模別の選定結果と監査対象農協の全体を比較した結果は、次のとおりである。

< 信用事業規模別分布 >

信用事業規模	全体	調査対象農協
区分1	274	2
区分2	174	6
区分3	88	1
区分4	40	2

< 信用事業規模別分布状況 >



区分1：貯金等残高 200 億円以上 1,000 億円未満

区分2：貯金等残高 1,000 億円以上 2,000 億円未満

区分3：貯金等残高 2,000 億円以上 4,000 億円未満

区分4：貯金等残高 4,000 億円以上

【6-2】 監査時間の見積結果総覧

組合名	地帯	経済事業 規模区分	信用事業 規模区分	公認会計士監査工数「通常」 (単位：時間)					公認会計士監査工数「効率化①」 (単位：時間)					公認会計士監査工数「効率化②」 (単位：時間)					公認会計士監査工数「効率化③」 (単位：時間)					中央会監査工数 (単位：時間)				
				合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等	合計	監査計画	統制リスク 評価	実証手続	監査意見 の形成等
農協 1	2	3	2	1,539	191	552	641	155	1,343	174	470	576	123	1,256	164	440	539	113	1,228	160	431	524	113	969	92	169	653	55
農協 2	3	4	2	1,832	196	664	817	155	1,586	178	566	719	123	1,467	168	531	655	113	1,423	164	520	626	113	1,179	162	568	360	89
農協 3	4	2	2	1,496	174	576	591	155	1,307	158	491	535	123	1,225	149	461	502	113	1,198	145	450	490	113	834	150	191	427	66
農協 4	4	3	1	1,416	174	487	600	155	1,237	158	415	541	123	1,160	149	390	508	113	1,134	145	382	494	113	737	101	172	387	77
農協 5	4	3	2	1,497	174	535	633	155	1,308	158	458	569	123	1,225	149	429	534	113	1,196	145	420	518	113	1,203	165	217	624	197
農協 6	4	3	2	1,474	177	576	566	155	1,283	161	490	509	123	1,205	152	460	480	113	1,180	148	451	468	113	826	58	118	566	84
農協 7	4	4	1	2,047	183	817	892	155	1,790	166	695	799	123	1,678	157	652	749	113	1,637	153	637	727	113	1,333	220	562	357	194
農協 8	4	4	2	1,391	188	407	641	155	1,222	171	347	581	123	1,145	162	325	545	113	1,120	158	319	530	113	1,140	164	463	437	76
農協 9	4	4	3	1,505	174	568	608	155	1,310	158	483	546	123	1,227	149	453	512	113	1,200	145	443	499	113	1,431	172	188	975	96
農協 1 0	4	4	4	2,205	193	849	1,008	155	1,925	175	725	916	123	1,806	165	680	862	113	1,760	161	660	840	113	2,116	174	290	1,544	108
農協 1 1	4	4	4	3,918	242	1,618	1,873	185	3,456	219	1,376	1,698	163	3,224	204	1,279	1,588	153	3,083	195	1,217	1,518	153	2,827	180	1,146	1,423	78
経済連	－	－	－	3,570	242	1,250	1,878	200	3,176	220	1,066	1,712	178	3,025	207	1,012	1,638	168	2,970	201	991	1,610	168	1,647	220	584	775	68
厚生連	－	－	－	1,732	213	591	743	185	1,531	193	502	669	167	1,453	182	477	636	158	1,422	177	467	623	155	1,008	70	499	271	168
信連	－	－	－	1,315	165	346	634	170	1,161	150	297	576	138	1,086	142	279	547	118	1,063	138	273	534	118	1,001	126	163	677	35